

# アイ企業年金基金規約

# アイ企業年金基金規約

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この企業年金基金(以下「基金」という。)は、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号。以下「法」という。)に基づき、基金の加入者等の老齢、死亡又は脱退について給付を行い、もって加入者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この基金は、アイ企業年金基金という。

(事務所)

第3条 この基金の事務所は、次の場所に置く。  
愛知県名古屋市中村区黄金通一丁目18番地

(実施事業所の名称及び所在地)

第4条 基金の実施事業所の名称及び所在地は、別表第1のとおりとする。

(公告の方法)

第5条 この基金において公告しなければならない事項は、この基金の事務所の掲示板に文書をもって掲示する。  
2 確定給付企業年金法施行令(平成13年政令第424号。以下「令」という。)第8条、第9条、第54条、第58条、第59条及び第63条第2項の規定に基づく公告は、前項の規定によるほか、官報に掲載して行う。

## 第2章 代議員及び代議員会

(代議員及び代議員会)

第6条 この基金に代議員会を置く。  
2 代議員会は、代議員をもって組織する。

(定数)

第7条 この基金の代議員の定数は、96人とし、その半数は、実施事業所の事業主(以下「事業主」という。)において事業主(その代理人を含む。)及び実施事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入者において互選する。

(任期)

第8条 代議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 前項の任期は、選定又は互選の日から起算する。ただし、選定又は互選が代議員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

(互選代議員の選挙区及び代議員数)

第9条 加入者において互選する代議員(以下「互選代議員」という。)の選挙区は1選挙区とする。

(互選代議員の選挙期日)

第10条 互選代議員の任期満了による選挙は、互選代議員の任期が終わる日の前30日以内に行う。ただし、特別の事情がある場合には、互選代議員の任期が終わる日の後15日以内に行うことができる。  
2 互選代議員に欠員を生じたときに行う補欠選挙の期日については、前項の規定を準用する。  
3 前2項の規定による選挙の期日は、20日前までに公告しなければならない。  
4 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(互選代議員の選挙の方法)

第11条 互選代議員は、単記無記名投票により選挙する。ただし、代議員候補者の数が選挙すべき代議員の数を超えない場合は、この限りでない。  
2 前項の投票は、加入者1人について1票とする。

(当選人)

第12条 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって当選人とする。ただし、互選代議員の数をもって有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。  
2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合において

は、同項ただし書の互選代議員候補者をもって当選人とする。

3 理事長は当選人が決まったときは、当選人の氏名及び所属する実施事業所の名称を公告しなければならない。

4 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(互選代議員の選挙執行規程)

第13条 この規約に定めるもののほか、互選代議員の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(選定代議員の選定)

第14条 事業主において選定する代議員(以下「選定代議員」という。)の任期満了による選定は、互選代議員の選挙の日に行う。

2 選定代議員に欠員を生じたときは、事業主は、速やかに補欠の選定代議員を選定しなければならない。

3 事業主は、選定代議員を選定したときは、選定代議員の氏名及び所属する実施事業所の名称を文書で理事長に通知しなければならない。

4 前項の通知があったときは、理事長は直ちに通知のあった事項を公告しなければならない。

5 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(通常代議員会)

第15条 通常代議員会は、毎年1月及び7月に招集する。

(臨時代議員会)

第16条 理事長は必要があるときは、いつでも臨時に代議員会を招集することができる。

2 理事長は、代議員の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を提出して代議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

(代議員会の招集手続)

第17条 理事長は、代議員会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、代議員に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付するほか、これらの事項を公告しなければならない。

2 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(定足数)

第18条 代議員会は、代議員の定数(第20条の規定により議決権を行使することができない代議員の数を除く。)の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

(代議員会の議事)

第19条 代議員会の議事は、法令及びこの規約に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

2 規約の変更(確定給付企業年金法施行規則(平成14年厚生労働省令第22号。以下「規則」という。)第15条各号に規定する事項の変更を除く。)の議事は、代議員の定数の3分の2以上の多数で決する。

3 代議員会においては、第17条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した代議員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

(代議員の除斥)

第20条 代議員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、代議員会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

(代理)

第21条 代議員会の代理出席は、選定代議員にあっては代議員会に出席する他の選定代議員によって、互選代議員にあっては代議員会に出席する他の互選代議員によって行うものとする。

2 前項の規定による代理人は、5人以上の代議員を代理することができない。

(代議員会の議決事項)

第22条 次の各号に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員解任
- (3) 毎事業年度の予算

- (4) 毎事業年度の事業報告及び決算
- (5) 借入金の借入れ
- (6) その他重要な事項

(会議録)

第 23 条 代議員会の会議については、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
  - (2) 代議員の定数
  - (3) 出席した代議員の氏名及び第 21 条の規定により代理された代議員の氏名
  - (4) 議事の経過の要領
  - (5) 議決した事項及び可否の数
  - (6) その他必要な事項
- 2 会議録には、議長及び代議員会において定めた 2 人以上の代議員が署名しなければならない。
- 3 基金は、会議録を基金の事務所に備え付けておかななければならない。
- 4 加入者及び加入者であった者は、基金に対し、会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(代議員会の会議規則)

第 24 条 この規約に定めるもののほか、代議員会の運営に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

### 第 3 章 役員及び職員

(役員)

第 25 条 この基金に、役員として理事及び監事を置く。

(役員の数及び選任)

- 第 26 条 理事の定数は、8 人とし、その半数は選定代議員において、他の半数は互選代議員において、それぞれ互選する。
- 2 理事のうち 1 人を理事長とし、選定代議員である理事のうちから、理事が選挙する。
  - 3 理事のうち 1 人を常務理事とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。
  - 4 理事のうち 1 人を給付に充てるべき積立金(以下「積立金」という。)の管理及び運用に関する基金の業務を執行する理事(以下「運用執行理事」という。)とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。
  - 5 監事は、代議員会において、選定代議員及び互選代議員のうちから、それぞれ 1 人を選挙する。

(役員任期)

第 27 条 役員任期は 3 年とする。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、選任が役員任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。
- 3 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

(役員解任)

第 28 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、代議員会において 3 分の 2 以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、代議員会の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- (3) 理事にあっては、第 37 条の規定に違反したとき。

(役員選挙執行規程)

第 29 条 この規約に定めるもののほか、理事、監事及び理事長の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事会)

第 30 条 この基金に理事会を置き、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第 31 条 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、その議長となる。

- 2 理事長は、理事の定数の 3 分の 1 以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、その請求のあった日から 20 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して 5 日前までに到達するように、理事に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付しなければならない。

(理事会の付議事項)

第 32 条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

- (1) 代議員会の招集及び代議員会に提出する議案
- (2) 令第 12 条第 4 項の規定による理事長の専決処分
- (3) 事業運営の具体的方針
- (4) 常務理事及び運用執行理事の選任及び解任

(理事会の議事)

第 33 条 理事会は、理事の定数の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 3 理事会に出席することのできない理事は、第 31 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権を行使することができる。

(理事会の会議録)

第 34 条 理事会の会議録については、第 23 条第 1 項から第 3 項までの規定を準用する。

(役員職務)

第 35 条 理事長は、この基金を代表し、その業務を総理するとともに、理事会において決定する事項以外の事項について決定を行う。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、選定代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、業務を処理する。
- 3 運用執行理事は、理事長を補佐し、積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行する。
- 4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。
- 5 監事は、この基金の業務を監査するほか、法第 23 条の規定により理事長が代表権を有しない事項について、監事 2 名がこの基金を代表する。
- 6 監事が行う監査に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事の義務及び損害賠償責任)

第 36 条 理事は、法令に基づいてする厚生労働大臣又は地方厚生局長の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 理事は、積立金の管理及び運用に関する基金の業務についてその任務を怠ったときは、基金に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(理事の禁止行為)

第 37 条 理事は、自己又はこの基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の管理及び運用の適正を害する行為をしてはならない。

(職員)

第 38 条 この基金の職員は、理事長が任免する。

- 2 前項に定めるもののほか、職員の給与、旅費、その他職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第 4 章 加 入 者

(加入者)

第 39 条 基金の加入者を定めるにあたり、第一年金制度及び第二年金制度を、次の各号に定める

給付を行う制度として定める。

- (1) 第一年金制度(DB年金制度)  
この基金の給付のうち次号に定める給付以外の給付
  - (2) 第二年金制度(セカンドライフ支援金制度)  
セカンドライフ支援金制度(この基金において、解散する厚生年金基金の加算部分に代わる給付として設けた制度をいう。)に基づく、第6章第2節から第4節に定める第二年金額及び第二年金額に相当する一時金額に係る給付
- 2 基金の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者(法第2条第3項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。)のうち、次の各号に定める者のいずれかに該当する者(以下「社員等」という。)であって、次項に定める第一年金制度対象加入者(第2号に定める第二年金制度実施事業所に使用される者にあつては、第4項に定める第二年金制度対象加入者)とする。
- (1) 第一年金制度対象社員等(第一年金制度を適用する者をいう。以下同じ。)  
別表第3から別表第3の7に定める実施事業所ごとに同表の加入者の範囲の欄に定める者
  - (2) 第二年金制度対象社員等(第二年金制度を適用する者をいう。以下同じ。)  
別表第3の8に定める実施事業所(以下「第二年金制度実施事業所」という。)ごとに同表の加入者の範囲の欄に定める者
- 3 第一年金制度対象加入者(第一年金制度を適用する加入者をいう。以下同じ。)は、60歳未満の第一年金制度対象社員等のうち基金の実施事業所に使用されるに至った日(当該使用されるに至った日において第一年金制度対象社員等でない場合にあつては第一年金制度対象社員等となった日とする。)から3年(第一年金制度対象社員等でなくなった後、再び第一年金制度対象社員等となった場合(第42条第2項に定める通算再加入者になつた場合を除く。)にあつては、再び第一年金制度対象社員等となった日前の期間を除くものとし、第一年金制度対象社員等が休職(第一年金制度対象社員等については実施事業所ごとに別表第4に定める休職をいい、第二年金制度対象社員等(第一年金制度対象社員等に該当する者を除く。))については実施事業所ごとに別表第4の2に定める休職をいう。以下同じ。)していた場合にあつては休職していた期間(休職により資格喪失した後、第42条第2項各号のいずれかに該当する場合にあつては、休職する前の第一年金制度対象社員等であった期間を含む。)を除くものとする。)を経過した日以後最初に到来する1日(当該3年を経過した日が1日の場合は、当該3年を経過した日)までの期間勤続した者とし、当該第一年金制度対象加入者のうち次の各号に定めるものを第1加入者、第2加入者、第3加入者、加入者A及び加入者Bとする。
- (1) 第1加入者(800万円コース)  
別表第3に定める実施事業所(以下「第1事業所」という。)に使用される第一年金制度対象社員等及び別表第3の4に定める実施事業所(以下「甲事業所」という。)に使用される第一年金制度対象社員等のうち別表第3の5の加入者の区分欄の第1加入者対象者の区分に定める者
  - (2) 第2加入者(500万円コース)  
別表第3の2に定める実施事業所(以下「第2事業所」という。)に使用される第一年金制度対象社員等及び甲事業所に使用される第一年金制度対象社員等のうち別表第3の5の加入者の区分欄の第2加入者対象者の区分に定める者
  - (3) 第3加入者(300万円コース)  
別表第3の3に定める実施事業所(以下「第3事業所」という。)に使用される第一年金制度対象社員等
  - (4) 加入者A(オプション有コース)  
別表第3の6に定める実施事業所(以下「A事業所」という。)に使用される第一年金制度対象社員等
  - (5) 加入者B(フリープランコース)  
別表第3の7に定める実施事業所(以下「B事業所」という。)に使用される第一年金制度対象社員等
- 4 第二年金制度対象加入者(第二年金制度を適用する加入者をいう。以下同じ。)は、65歳未満の第二年金制度対象社員等のうち次の各号に掲げる実施事業所に応じて次の各号に

掲げる者とする。

- (1) 待期年数(実施事業所ごとに別表第4の3に定める待期年数をいう。以下この項において同じ。)の規定がある実施事業所

当該実施事業所に使用される第二年金制度対象社員等のうち、基金の実施事業所に使用されるに至った日(当該使用されるに至った日において第二年金制度対象社員等でない場合にあつては第二年金制度対象社員等となった日とする。)から待期年数(第二年金制度対象社員等でなくなった後、再び第二年金制度対象社員等となった場合(第42条第2項に定める通算再加入者になった場合を除く。)にあつては、再び第二年金制度対象社員等となった日前の期間を除くものとし、第二年金制度対象社員等が休職していた場合にあつては休職していた期間(休職により資格喪失した後、第42条第2項各号のいずれかに該当する場合にあつては、休職する前の第二年金制度対象社員等であった期間を含む。)を除くものとする。)を経過した日以後最初に到来する1日(当該待期年数を経過した日が1日の場合は、当該待期年数を経過した日)までの期間勤続した者

- (2) 前号に該当しない第二年金制度実施事業所

当該実施事業所に使用される第二年金制度対象社員等のうち、第二年金制度対象社員等となった日以後最初に到来する1日(第二年金制度対象社員等となった日が1日の場合は、当該第二年金制度対象社員等となった日)までの期間勤続した者

(資格取得の時期)

第40条 社員等は、次のいずれかに該当するに至った日に、加入者の資格を取得する。

- (1) 第一年金制度対象加入者(第二年金制度実施事業所に使用される者にあつては、第二年金制度対象加入者)に該当した日
  - (2) 休職が終了した日の翌日(当該休職の前に加入者であった場合に限るものとし、第42条第2項各号に掲げる者を除く。)
- 2 前項第1号にかかわらず、加入者の資格を喪失した者で、当該加入者の資格を喪失した日又はその翌日に、再びこの基金の実施事業所の社員等となった者(次の各号に定める者に限るものとする。)については、第42条第2項各号に掲げる者を除き、基金の実施事業所に使用されるに至った日(当該使用されるに至った日において社員等でない場合にあつては社員等となった日)に、加入者の資格を取得するものとする。
- (1) 加入者の資格の喪失及び取得が実施事業所間において転籍(第二年金制度実施事業所から第二年金制度実施事業所以外の実施事業所への転籍及び第二年金制度実施事業所以外の実施事業所から第二年金制度実施事業所への転籍を除く。)である旨当該事業主より再加入時に申出があつた場合
  - (2) 同じ第二年金制度実施事業所において、当該加入者の資格を喪失した日又はその翌日に、再びこの基金の実施事業所の社員等となった者

(資格喪失の時期)

第41条 社員等は、次のいずれかに該当するに至った日の翌日(その事実があつた日に更に前条に該当するに至ったときは、その日)に、加入者の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき
- (2) 実施事業所に使用されなくなったとき
- (3) 社員等でなくなったとき
- (4) 休職したとき
- (5) 社員等が使用される事業所が、実施事業所でなくなったとき
- (6) 社員等が60歳(第二年金制度対象社員等については65歳)に到達したとき

(加入者期間の計算)

第42条 加入者期間は、加入者の資格を取得した日の属する月から加入者の資格を喪失した日の属する月の前月までの期間とする。

- 2 加入者の資格を喪失した後に、再びこの基金の加入者の資格を取得した者のうち、第40条第1項第2号及び第2項に該当する者(以下「通算再加入者」という。)については、次に掲げる者を除き、通算再加入者となる前の加入者期間と通算再加入者となった後の加入者期間を合算するものとする。
  - (1) 通算再加入者となる前の加入者期間に係る脱退一時金の全部を支給された者
  - (2) 通算再加入者となる前の加入者期間に係る老齢給付金の全部を支給された者

- (3) 通算再加入者となる前の加入者期間に係る脱退一時金の額に相当する額(以下「脱退一時金相当額」という。)が第92条から第95条までのいずれかの規定に基づき移換された者
- (4) 通算再加入者となる前の加入者期間に係る当該老齢給付金を年金として支給を受けている者

## 第5章 仮想個人勘定残高、第二年金制度仮想個人勘定残高及び標準給与

(仮想個人勘定残高)

第43条 次の各号に規定する額の合計額を仮想個人勘定残高とする。

- (1) 加入者の資格を取得した日の属する月から加入者の資格を喪失した日の属する月の前月までの各月について拠出クレジット月額を累計した額
  - (2) 加入者の資格を取得した日の属する月から老齢給付金の支給を開始する日の属する月の前月までの前事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあっては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月末日)ごとに、拠出クレジット利息付与額(各年度の4月(加入者の資格を取得した日の属する年度にあっては加入者の資格を取得した日の属する月)から事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあっては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月)までの各月について、拠出クレジット相当額(その月の拠出クレジット月額に再評価率を乗じて得た額を12で除して得た額(1円未満の端数はこれを1円に切り上げる。))にその月の翌月から事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあっては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月)までの月数を乗じて得た額をいう。)を合計した額をいう。)を累計した額
  - (3) 加入者の資格を取得した日の属する月から老齢給付金の支給を開始する日の属する月の前月までの各月について、前事業年度末の仮想個人勘定残高(加入者の資格を喪失した日の属する事業年度における当該喪失した日の属する月以降の各月については、当該喪失した日の属する月の前月の仮想個人勘定残高)に再評価率を乗じて得た額を12で除して得た額(1円未満の端数はこれを1円に切り上げる。)を累計した額
- 2 前項第1号の拠出クレジット月額は、加入者の区分に応じて、次の各号に定めるものとする。
- (1) 第1加入者  
11,325円
  - (2) 第2加入者  
7,078円
  - (3) 第3加入者  
4,247円
  - (4) 加入者A  
加入者期間に応じ実施事業所ごとに別表第4の4に定める額
  - (5) 加入者B  
実施事業所ごとに別表第4の5に定める額
- 3 第1項第2号及び第3号の再評価率は、2.0%とする。
- 4 第1項にかかわらず、甲事業所の加入者のうち、加入者の区分が変更された者(第1加入者である者が第2加入者となる場合及び第2加入者である者が第1加入者となる場合をいうものとする。以下「加入者区分変更加入者」という。)の仮想個人勘定残高は、次の各号に規定する額の合計額とする。
- (1) 加入者の区分が変更された日の属する月の前月における仮想個人勘定残高
  - (2) 加入者の区分が変更された日の属する月から加入者の資格を喪失した日の属する月の前月までの各月について拠出クレジット月額を累計した額
  - (3) 加入者の区分が変更された日の属する月から老齢給付金の支給を開始する日の属する月の前月までの前事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあっては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月末日)ごとに、拠出クレジット利息付与額(各年度の4月(加入者の区分が変更された日の属する年度にあっては加入者の区分が変更された日の属する月)から事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属す

る年度にあつては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月)までの各月について、拠出クレジット相当額(その月の拠出クレジット月額に再評価率を乗じて得た額を12で除して得た額(1円未満の端数はこれを1円に切り上げる。)にその月の翌月から事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあつては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月)までの月数を乗じて得た額をいう。)を合計した額をいう。)を累計した額

- (4) 加入者の区分が変更された日の属する月から老齢給付金の支給を開始する日の属する月の前月までの各月について、前事業年度末の仮想個人勘定残高(加入者の区分が変更された日の属する事業年度における当該加入者区分が変更された日の属する月以降の各月については加入者区分が変更された日の属する月の前月における仮想個人勘定残高とし、加入者の資格を喪失した日の属する事業年度における当該喪失した日の属する月以降の各月については当該喪失した日の属する月の前月の仮想個人勘定残高)に再評価率を乗じて得た額を12で除して得た額(1円未満の端数はこれを1円に切り上げる。)を累計した額
- 5 第1項にかかわらず、第40条第2項に該当する通算再加入者のうち加入者の区分が変更された者(第1加入者であった者が第2加入者となる場合、第1加入者であった者が第3加入者となる場合、第1加入者であった者が加入者Aとなる場合、第1加入者であった者が加入者Bとなる場合、第2加入者であった者が第1加入者となる場合、第2加入者であった者が第3加入者となる場合、第2加入者であった者が加入者Aとなる場合、第2加入者であった者が加入者Bとなる場合、第3加入者であった者が第1加入者となる場合、第3加入者であった者が第2加入者となる場合、第3加入者であった者が加入者Aとなる場合、第3加入者であった者が加入者Bとなる場合、加入者Aであった者が第1加入者となる場合、加入者Aであった者が第2加入者となる場合、加入者Aであった者が第3加入者となる場合、加入者Aであった者が加入者Bとなる場合、加入者Bであった者が第1加入者となる場合、加入者Bであった者が第2加入者となる場合、加入者Bであった者が第3加入者となる場合及び加入者Bであった者が加入者Aとなる場合をいうものとする。以下「加入者区分変更転籍再加入者」という。)の仮想個人勘定残高は、次の各号に規定する額の合計額とする。
- (1) 再び加入者の資格を取得した日の属する月の前月における仮想個人勘定残高
- (2) 再び加入者の資格を取得した日の属する月から加入者の資格を喪失した日の属する月の前月までの各月について拠出クレジット月額を累計した額
- (3) 再び加入者の資格を取得した日の属する月から老齢給付金の支給を開始する日の属する月の前月までの前事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあつては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月末日)ごとに、拠出クレジット利息付与額(各年度の4月(再び加入者の資格を取得した日の属する年度にあつては加入者の資格を取得した日の属する月)から事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあつては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月)までの各月について、拠出クレジット相当額(その月の拠出クレジット月額に再評価率を乗じて得た額を12で除して得た額(1円未満の端数はこれを1円に切り上げる。)にその月の翌月から事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあつては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月)までの月数を乗じて得た額をいう。)を合計した額をいう。)を累計した額
- (4) 再び加入者の資格を取得した日の属する月から老齢給付金の支給を開始する日の属する月の前月までの各月について、前事業年度末の仮想個人勘定残高(再び加入者の資格を取得した日の属する事業年度における当該取得した日の属する月以降の各月については再び加入者の資格を取得した日の属する月の前月における仮想個人勘定残高とし、加入者の資格を喪失した日の属する事業年度における当該喪失した日の属する月以降の各月については当該喪失した日の属する月の前月の仮想個人勘定残高)に再評価率を乗じて得た額を12で除して得た額(1円未満の端数はこれを1円に切り上げる。)を累計した額
- 6 前5項の規定にかかわらず、第二年金制度対象加入者又は第二年金制度対象加入者であった者については、次表A欄をB欄に読み替えて前5項の規定を適用するものとする。

該当条項	A 欄	B 欄
------	-----	-----

第1項	加入者の資格を取得した日	第一年金制度対象加入者になった日
第1項第1号	加入者の資格を喪失した日	第一年金制度対象加入者でなくなった日(60歳に到達した日の翌日において加入者である場合は、60歳に到達した日の翌日とする。以下この条において同じ。)
第1項第2号及び第3号	加入者の資格を喪失した日	第一年金制度対象加入者でなくなった日
第4項 第5項	当該喪失した日	当該第一年金制度対象加入者でなくなった日

(第二年金制度仮想個人勘定残高)

第43条の2 次の各号に規定する額の合計額を第二年金制度仮想個人勘定残高とする。

- (1) 第二年金制度対象加入者となった日の属する月から第二年金制度対象加入者でなくなった日の属する月の前月までの各月について、拠出クレジット月額を累計した額
- (2) 第二年金制度対象加入者となった日の属する月から老齢給付金の支給を開始する日の属する月の前月までの前事業年度末(第二年金制度対象加入者でなくなった日の属する年度にあつては第二年金制度対象加入者でなくなった日の属する月の前月末日)ごとに、拠出クレジット利息付与額(各年度の4月(第二年金制度対象加入者となった日の属する年度にあつては第二年金制度対象加入者となった日の属する月)から事業年度末(第二年金制度対象加入者でなくなった日の属する年度にあつては第二年金制度対象加入者でなくなった日の属する月の前月)までの各月について、拠出クレジット相当額(その月の拠出クレジット月額に再評価率を乗じて得た額を12で除して得た額(1円未満の端数はこれを1円に切り上げる。))にその月の翌月から事業年度末(第二年金制度対象加入者でなくなった日の属する年度にあつては第二年金制度対象加入者でなくなった日の属する月の前月)までの月数を乗じて得た額をいう。)を合計した額をいう。)を累計した額
- (3) 第二年金制度対象加入者となった日の属する月から老齢給付金の支給を開始する日の属する月の前月までの各月について、前事業年度末の第二年金制度仮想個人勘定残高(第二年金制度対象加入者でなくなった日の属する事業年度における当該第二年金制度対象加入者でなくなった日の属する月以降の各月については、当該第二年金制度対象加入者でなくなった日の属する月の前月の第二年金制度仮想個人勘定残高)に再評価率を乗じて得た額を12で除して得た額(1円未満の端数はこれを1円に切り上げる。)を累計した額

2 前項第1号の拠出クレジット月額は、実施事業所ごとに別表第4の6に定める額とする。

3 第1項第2号及び第3号の再評価率は、2.0%とする。

(第一年金制度標準給与及び第二年金制度標準給与)

第43条の3 加入者A及び加入者Bの掛金の額の算定の基礎となる給与(以下「第一年金制度標準給与」という。)は、実施事業所ごとに別表第7に定める基準給与とする。

2 第二年金制度対象加入者の掛金の額の算定の基礎となる給与(以下「第二年金制度標準給与」という。)は、実施事業所ごとに別表第4の6に定める額とする。

## 第6章 給付

### 第1節 給付の通則

(給付の種類)

第44条 基金による給付は次のとおりとする。

- (1) 老齢給付金
- (2) 脱退一時金
- (3) 遺族給付金

(裁定)

第45条 給付を受ける権利(以下「受給権」という。)は、その権利を有する者(以下「受給権者」とい

- う。)の請求に基づいて、基金が裁定する。
- 2 基金は、前項の規定による裁定の内容に基づき、その請求をした者に給付の支給を行う。
  - 3 受給権者は、第 1 項の裁定の請求を行う場合は、裁定の請求の書類に生年月日に関する市区町村長の証明書又は戸籍の抄本その他生年月日を証する書類を添付して基金に提出しなければならない。
  - 4 遺族給付金の請求に当たっては、裁定の請求の書類に次の各号に定める書類を添付して基金に提出しなければならない。
    - (1) 請求者が配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子(給付対象者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、当該子を含む。以下同じ。)、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の場合  
死亡した者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書又は戸籍の抄本(請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した者と死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類)その他当該事実を証する書類
    - (2) 請求者が死亡した受給権者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族の場合  
請求者が死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類
  - 5 第 51 条に定める未支給の給付の請求に当たっては、その請求者は、裁定の請求の書類に次の各号に定める書類を添付して基金に提出しなければならない。ただし、死亡した受給権者が死亡前に給付の請求をしていなかった場合は、第 3 項に定める請求書を併せて提出しなければならない。
    - (1) 請求者が配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の場合  
死亡した者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書又は戸籍の抄本(請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した者と死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類)その他当該事実を証する書類
    - (2) 請求者が死亡した受給権者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族の場合  
請求者が死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類
  - 6 第 57 条第 1 項ただし書の規定により、年金に代えて一時金の支給を受けようとする場合、当該受給権者は、同項各号に定める特別な事情があることを証する書類を提出しなければならない。

#### (標準年金額)

- 第 46 条 標準年金額は、支給開始時の仮想個人勘定残高を、次項に定める年金支給期間(以下「年金支給期間」という。)に応じて別表第 5 に定める率で除して得た額とする。
- 2 前項の年金支給期間は、受給権者が老齢給付金の裁定を受けるときに 5 年間又は 10 年間のいずれかの期間から選択するものとする。
  - 3 第一標準年金額及び第二標準年金額は、次の各号に定める額とする。
    - (1) 第一標準年金額  
支給開始時の仮想個人勘定残高を、年金支給期間に応じて別表第 5 に定める率で除して得た額
    - (2) 第二標準年金額  
支給開始時の第二年金制度仮想個人勘定残高を、年金支給期間に応じて別表第 5 に定める率で除して得た額

#### (端数処理)

- 第 47 条 基金の給付のうち年金として支給されるもの(以下「年金給付」という。)の額及び一時金として支給されるもの(以下「一時金給付」という。)の額に 100 円未満の端数が生じた場合は、これを 100 円に切り上げる。
- 2 前項の端数処理は、第一年金額、第二年金額、第一年金額に相当する一時金額及び第二年金額に相当する一時金額のそれぞれについて行うものとする。
  - 3 給付の額を計算する過程において、1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上

げるものとする。

(支給期間)

第 48 条 年金給付の支給は、その支給要件を満たした日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。

(支払日及び支払方法)

第 49 条 年金給付の支払日は年 4 回、3 月、6 月、9 月及び 12 月の各 1 日(その日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日)とし、それぞれの支払日にその前月までの分をまとめて支払う。

2 一時金給付は、請求手続終了後 1 ヶ月以内に支払う。

3 前 2 項の給付の支払は、あらかじめ加入者、加入者であった者又はその遺族が指定した金融機関の口座に、基金から振り込むことにより行う。

(給付の制限)

第 50 条 故意の犯罪行為により給付対象者を死亡させた者及び給付対象者の死亡前に、その者の死亡によって遺族給付金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者については、遺族給付金を支給しない。

2 受給権者が、正当な理由がなくて法第 98 条の規定による書類その他物件の提出の求めに応じない場合は、給付の全部又は一部を行わない。

3 加入者又は加入者であった者が、次の各号に定めるその責めに帰すべき重大な理由により実施事業所に使用されなくなった場合には、給付の全部又は一部の支給を行わない。

(1) 窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、事業主に重大な損害を加え、その名誉若しくは信用を著しく失墜させ、又は実施事業所の規律を著しく乱したこと。

(2) 秘密の漏えいその他の行為により職務上の義務に著しく違反したこと。

(3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により実施事業所の規律を乱した事又は事業主との雇用契約に関し著しく信義に反する行為があったこと。

(4) 前 3 号に該当し、かつ実施事業所ごとに別表第 6 に定める懲戒解雇等の理由に該当した事。

(未支給の給付)

第 51 条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹又はその他の親族のうち、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の給付を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その給付を請求することができる。

3 未支給の給付を受けるべき者の順位は、第 1 項に規定する順位による。

4 未支給の給付を受けるべき同順位者が 2 人以上あるときは、その 1 人のした請求は、全員のためその全部につきしたものとみなし、その 1 人に対して行った給付は、全員に対して行ったものとみなす。

(時効)

第 52 条 受給権の消滅時効については民法(明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号)の規定を適用する。

(譲渡担保の禁止等)

第 53 条 受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

## 第 2 節 老齢給付金

(支給要件)

第 54 条 基金の加入者又は加入者であった者が次のいずれにも該当することとなったときは、老齢給付金を支給する。

(1) 加入者期間が 20 年に達したとき

(2) 60 歳に達したとき

2 前項の規定にかかわらず、基金の第二年金制度対象加入者又は第二年金制度対象加入者であった者については、次の各号のいずれかに該当することとなったときに、その者に老齢給付金を年金として支給する。

(1) 加入者期間が 20 年以上である加入者が、65 歳に達したとき

(2) 加入者期間が 20 年以上、かつ、60 歳未満で加入者の資格を喪失した者が、60 歳に達

したとき

(3) 加入者期間が 20 年以上、かつ、60 歳以上で加入者の資格を喪失した者が、65 歳に達したとき

3 前項の場合のほか、加入者期間が 20 年以上である基金の第二年金制度対象加入者又は第二年金制度対象加入者であった者が、60 歳に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときは、その者に老齢給付金を年金として支給する。

(年金額)

第 55 条 年金として支給する老齢給付金の額は、標準年金額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第二年金制度対象加入者又は第二年金制度対象加入者であった者の老齢給付金の額は、次の各号に定める額を合算した額とする。

(1) 第一年金額(第一年金制度対象加入者であった者に限る。)

第一標準年金額

(2) 第二年金額

第二標準年金額

(支給の繰下げ)

第 56 条 老齢給付金の受給権者(加入者期間 20 年以上で第 41 条第 6 号に該当し加入者の資格を喪失した者又は第 54 条第 3 項に該当して老齢給付金の受給権者となった者に限る。)であつて、老齢給付金の裁定を受けていない者は、その者が実施事業所の社員等でなくなるときまでの間、当該老齢給付金の支給の繰下げを申し出ることができる。

2 前項の規定により繰下げを申し出たときは、第 54 条の規定にかかわらず、支給の繰下げが終了する日の属する月の翌月から老齢給付金を支給する。

3 老齢給付金の支給の繰下げを行った場合の老齢給付金の額は、前条により算出された額とする。

(年金に代えて支給する一時金)

第 57 条 老齢給付金の受給権者は、老齢給付金の裁定を受けるとき、又は、年金として支給する老齢給付金を受けてから 5 年を経過した日から年金支給期間を経過する日までの間において、その者の申出により、年金に代えて一時金を受けることができる。ただし、次に掲げる事由に該当した場合にあっては、老齢給付金を受けてから 5 年を経過する日までの間においても、一時金を受けることができる。

(1) 受給権者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 受給権者がその債務を弁済することが困難であること。

(3) 受給権者が心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したこと。

(4) その他前各号に準ずる事情。

2 第 41 条第 6 号に該当し加入者の資格を喪失した者が老齢給付金の裁定を受けるときに一時金を受けることを申し出る場合にあっては、次に掲げる選択割合のいずれかを選択することとする。

(1) 100%

(2) 75%

(3) 50%

(4) 25%

3 老齢給付金の裁定を受けるときに申し出た場合に支給する一時金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 第 41 条第 6 号に該当し加入者の資格を喪失した者の場合

裁定時の仮想個人勘定残高に前項で選択した選択割合を乗じて得た額

(2) 前号以外の者の場合

裁定時の仮想個人勘定残高

4 年金として支給する老齢給付金を受けている間において申し出た場合に支給する一時金の額は、申出時の年金額に年金支給期間から老齢給付金の支給を受けた期間を控除した期間(以下「残余期間」という。)に応じて別表第 5 に定める率を乗じて得た額とする。

5 前 2 項の規定により一時金を受給した場合における仮想個人勘定残高は、第 43 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 第 41 条第 6 号に該当し加入者の資格を喪失した者の場合  
第 43 条第 1 項(加入者区分変更加入者については同条第 4 項とし、加入者区分変更  
転籍再加入者については同条第 5 項とする。以下この条において同じ。)により算出  
した仮想個人勘定残高に 100%から第 2 項で選択した選択割合を控除した割合を乗じ  
て得た額
- (2) 前号以外の者の場合  
零
- 6 第 2 項の規定にかかわらず、第二年金制度対象加入者又は第二年金制度対象加入者であ  
った者が老齢給付金の裁定を受けるときに一時金を受けることを申し出る場合にあって  
は、次に掲げる選択割合のいずれか(第一年金制度対象加入者であった者以外については  
第二年金額の 100%)を選択することとする。
  - (1) 第一年金額の 100%及び第二年金額の 100%
  - (2) 第一年金額の 100%
  - (3) 第一年金額の 75%
  - (4) 第一年金額の 50%
  - (5) 第一年金額の 25%
- 7 第 3 項の規定にかかわらず、前項の規定により老齢給付金の裁定を受けるときに申し出  
た場合に支給する一時金の額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。
  - (1) 第一年金額に相当する一時金額(第一年金制度対象加入者であった者に限る。)  
裁定時の仮想個人勘定残高に前項で選択した第一年金額に係る選択割合を乗じて得  
た額
  - (2) 第二年金額に相当する一時金額  
裁定時の第二年金制度仮想個人勘定残高に前項で選択した第二年金額に係る選択割  
合を乗じて得た額
- 8 第 4 項の規定にかかわらず、第二年金制度対象加入者又は第二年金制度対象加入者であ  
った者が年金として支給する老齢給付金を受けている間において申し出た場合に支給す  
る一時金の額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。
  - (1) 第一年金額に相当する一時金額(第一年金制度対象加入者(既に第 6 項第 2 号の選択割  
合を選択して一時金を受給した者を除く。)であった者に限る。)  
申出時の第一年金額に残余期間に応じて別表第 5 に定める率を乗じて得た額
  - (2) 第二年金額に相当する一時金額  
申出時の第二年金額に残余期間に応じて別表第 5 に定める率を乗じて得た額
- 9 第 6 項の規定により一時金を受給した場合における仮想個人勘定残高及び第二年金制度  
仮想個人勘定残高は、第 43 条及び第 43 条の 2 の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額  
とする。
  - (1) 仮想個人勘定残高(第一年金制度対象加入者であった者に限る。)  
第 43 条第 1 項及び第 6 項により算出した仮想個人勘定残高に 100%から第 6 項で選択  
した第一年金額に係る選択割合を控除した割合を乗じて得た額
  - (2) 第二年金制度仮想個人勘定残高  
第 43 条の 2 第 1 項により算出した第二年金制度仮想個人勘定残高に 100%から第 6  
項で選択した第二年金額に係る選択割合を控除した割合を乗じて得た額

(失権)

第 58 条 老齢給付金の受給権は、次のいずれかに該当することとなったときは消滅する。

- (1) 受給権者が死亡したとき
- (2) 老齢給付金の支給開始後年金支給期間を経過したとき
- (3) 老齢給付金の全部を一時金として支給されたとき

### 第 3 節 脱退一時金

(支給要件)

第 59 条 加入者が次のいずれかに該当した場合には、脱退一時金を支給する。

- (1) 加入者期間が 1 ヶ月以上 20 年未満である者が、加入者の資格を喪失したとき(死亡に  
よる資格喪失を除く。以下この条において同じ。)
- (2) 加入者期間が 20 年以上である者が、60 歳未満で加入者の資格を喪失したとき

- 2 前項の規定にかかわらず、第二年金制度対象加入者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者に脱退一時金を一時金として支給する。
  - (1) 加入者期間が1ヵ月以上20年未満で加入者の資格を喪失したとき
  - (2) 加入者期間が20年以上、かつ、60歳未満で加入者の資格を喪失したとき
  - (3) 加入者期間が20年以上、かつ、60歳以上65歳未満で加入者の資格を喪失したとき(実施事業所に使用されなくなったことにより加入者の資格を喪失したときを除く。)

(一時金額)

第60条 脱退一時金の額は、加入者の資格を喪失した日の属する月の前月の仮想個人勘定残高とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第二年金制度対象加入者であった者に支給する脱退一時金の額は、次の各号に定める額を合算した額とする。
  - (1) 第一年金額に相当する一時金額(第一年金制度対象加入者であった者に限る。)  
加入者の資格を喪失した日の属する月の前月の仮想個人勘定残高
  - (2) 第二年金額に相当する一時金額  
加入者の資格を喪失した日の属する月の前月の第二年金制度仮想個人勘定残高

(支給の繰下げ及び支給の方法)

第61条 脱退一時金の受給権者(第41条第5号に該当して加入者の資格を喪失した者を除く。以下この条において同じ。)であって、第59条第1項第1号に該当する者のうち休職者については休職が終了するまでの間、同号に該当する者のうち実施事業所の社員等である者については実施事業所の社員等でなくなるまでとの間、同条第1項第2号に該当する者についてはその者が60歳に達するまでの間、脱退一時金の支給の繰下げの申出をすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第二年金制度対象加入者であった者については、脱退一時金の受給権者であって、第59条第2項第1号に該当する者のうち休職者については休職が終了するまでの間、同号に該当する者のうち実施事業所の社員等である者については実施事業所の社員等でなくなるまでとの間、同条第2項第2号及び第3号に該当する者についてはその者が次の各号に定める場合の区分に応じて当該各号に定める年齢に達するまでの間、脱退一時金の支給の繰下げの申出をすることができる。

- (1) 第59条第2項第2号に該当する場合  
60歳
- (2) 第59条第2項第3号に該当する場合  
65歳

- 3 第59条第1項各号に該当して脱退一時金の受給権者となった者及び第1項の規定により脱退一時金の支給を繰り下げている者は、次に掲げる選択割合のいずれかを選択して、脱退一時金の支給を申し出ることができる。ただし、当該選択をする前に脱退一時金の一部の支給を受けている場合並びに脱退一時金の受給権者(第59条第1項第1号に該当する者に限る。)及び第1項の規定により脱退一時金の支給を繰り下げている者(第59条第1項第1号に該当する者に限る。)の場合には、第1号に限る。

- (1) 100%
- (2) 75%
- (3) 50%
- (4) 25%

- 4 前項の規定により脱退一時金の支給を受けることを申し出た場合の脱退一時金の額は、申出時の仮想個人勘定残高に前項で選択した選択割合を乗じて得た額とする。

- 5 第3項の規定にかかわらず、第二年金制度対象加入者であった者については、第59条第2項各号に該当して脱退一時金の受給権者となった者及び第2項の規定により脱退一時金の支給を繰り下げている者は、次に掲げる選択割合のいずれか(第一年金制度対象加入者であった者以外については第二年金額の100%)を選択して、脱退一時金の支給を申し出ることができる。ただし、当該選択をする前に脱退一時金の一部の支給を受けている場合並びに脱退一時金の受給権者(第59条第2項第1号に該当する者に限る。)及び第2項の規定により脱退一時金の支給を繰り下げている者(第59条第2項第1号に該当する者に限る。)の場合には、第1号に限る。

- (1) 第一年金額に相当する一時金額の100%及び第二年金額に相当する一時金額の100%

- (2) 第一年金額に相当する一時金額の 100%
  - (3) 第一年金額に相当する一時金額の 75%
  - (4) 第一年金額に相当する一時金額の 50%
  - (5) 第一年金額に相当する一時金額の 25%
- 6 前項の規定により脱退一時金の支給を受けることを申し出た場合の脱退一時金の額は、次の各号に定める額を合算した額とする。
- (1) 第一年金額に相当する一時金額(第一年金制度対象加入者であった者に限る。)  
申出時の仮想個人勘定残高に前項で選択した第一年金額に相当する一時金額にかかる選択割合を乗じて得た額
  - (2) 第二年金額に相当する一時金額  
申出時の第二年金制度仮想個人勘定残高に前項で選択した第二年金額に相当する一時金額にかかる選択割合を乗じて得た額

(支給の効果)

- 第 62 条 脱退一時金の全部の支給を受けたときは、その額の計算の基礎となった加入者であった期間は、加入者期間に算入しないものとする。
- 2 第 43 条の規定にかかわらず、脱退一時金(第二年金制度対象加入者であった場合は第一年金額に相当する一時金額)の一部の支給を受けたときの仮想個人勘定残高は、第 43 条により算出した仮想個人勘定残高に 100%から前条第 3 項又は第 5 項で選択した選択割合(第二年金制度対象加入者であった場合は第一年金額に相当する一時金額に係る選択割合)を控除した割合を乗じて得た額とする。
  - 3 第 43 条の 2 の規定にかかわらず、第二年金額に相当する一時金額の全部の支給を受けたときの第二年金制度仮想個人勘定残高は、零とする。
  - 4 脱退一時金相当額が第 92 条から第 95 条までのいずれかの規定に基づき移換されたときは、その額の計算の基礎となった加入者であった期間は、加入者期間に算入しないものとする。
  - 5 第 43 条の規定にかかわらず、脱退一時金相当額が第 92 条から第 95 条までのいずれかの規定に基づき移換されたときの仮想個人勘定残高及び第二年金制度仮想個人勘定残高は、零とする。

(失権)

- 第 63 条 脱退一時金の受給権は、次の各号のいずれかに該当したときは消滅する。
- (1) 脱退一時金の全部の支給を受けたとき
  - (2) 加入者(通算再加入者に限る。)の資格を取得したとき
  - (3) 脱退一時金の受給権者が死亡したとき
  - (4) 脱退一時金の受給権者が老齢給付金の受給権を取得したとき

#### 第 4 節 遺族給付金

(支給要件)

- 第 64 条 基金の加入者又は加入者であった者が、次のいずれかに該当した場合には、その遺族に遺族給付金を一時金として支給する。
- (1) 加入者期間が 1 ヶ月以上の加入者が死亡したとき
  - (2) 脱退一時金の受給権者であって脱退一時金の繰下げの申出をしている者が死亡したとき
  - (3) 老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている者が年金の支給を開始するまでの間に死亡したとき
  - (4) 老齢給付金の支給を受けている者が死亡したとき

(遺族の範囲及び順位)

- 第 65 条 前条の遺族は次に掲げる者とし、その順位は次の各号の順位とする。ただし、同順位の者が 2 名以上となる場合には、その 1 人のした請求は、同順位の者全員のためその全額につきしたものとみなし、その 1 人に対してした支給は全員に対してしたものとみなす。
- (1) 配偶者
  - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
  - (3) 前 2 号に掲げる者のほか、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族

- 2 前項に規定する遺族が次に掲げる状態になった場合は、遺族ではなくなるものとする。
  - (1) 配偶者が婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたとき
  - (2) 前項第1号及び第2号に掲げる者が直系血族及び直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となったとき又は離縁により給付対象者との親族関係が終了したとき

(一時金額)

- 第66条 第64条各号の一時金額は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額とする。
- (1) 第64条第1号、第2号及び第3号に該当する場合  
死亡した日の属する月の前月の仮想個人勘定残高
  - (2) 第64条第4号に該当する場合  
死亡時の年金額に残余期間に応じて別表第5に定める率を乗じて得た額
- 2 前項の規定にかかわらず、第二年金制度対象加入者であった者に支給する第64条各号の一時金額は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額とする。
- (1) 第64条第1号、第2号及び第3号に該当する場合  
次のア及びイに定める額を合算した額  
ア 第一年金額に相当する一時金額(第一年金制度対象加入者であった者が死亡した場合に限る。)  
死亡した日の属する月の前月の仮想個人勘定残高  
イ 第二年金額に相当する一時金額  
死亡した日の属する月の前月の第二年金制度仮想個人勘定残高
  - (2) 第64条第4号に該当する場合  
次のア及びイに定める額を合算した額  
ア 第一年金額に相当する一時金額(第一年金制度対象加入者であった者(既に第57条第6項第2号の選択割合又は第61条第5項第2号の選択割合を選択して一時金を受給した者を除く。)が死亡した場合に限る。)  
死亡時の第一年金額に残余期間に応じて別表第5に定める率を乗じて得た額  
イ 第二年金額に相当する一時金額  
死亡時の第二年金額に残余期間に応じて別表第5に定める率を乗じて得た額

## 第7章 掛 金

(掛金)

- 第67条 事業主は、給付に要する費用に充てるため、加入者の資格を取得した日の属する月から加入者の資格を喪失した日の属する月の前月までの各月につき掛金を拠出する。
- 2 前項の掛金の額に、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(標準掛金)

- 第68条 掛金のうち、標準掛金は、実施事業所の区分に応じて次の各号に定める額(第1号から第6号まで及び第7号のいずれにも該当する実施事業所は、第1項から第6号までに定める額と第7号に定める額を合算した額)とする。
- (1) 第1事業所(800万円コース)  
11,330円に各月の末日現在の第一年金制度対象加入者数を乗じて得た額
  - (2) 第2事業所(500万円コース)  
7,080円に各月の末日現在の第一年金制度対象加入者数を乗じて得た額
  - (3) 第3事業所(300万円コース)  
4,250円に各月の末日現在の第一年金制度対象加入者数を乗じて得た額
  - (4) A事業所  
各月の末日現在の第一年金制度対象加入者の第一年金制度標準給与の合計額に100%を乗じて得た額
  - (5) B事業所  
各月の末日現在の第一年金制度対象加入者の第一年金制度標準給与の合計額に100%を乗じて得た額
  - (6) 甲事業所

11,330 円に各月の末日現在の第 1 加入者の数を乗じて得た額と 7,080 円に各月の末日現在の第 2 加入者の数を乗じて得た額を合算して得た額

(7) 第二年金制度実施事業所

各月の末日現在の第二年金制度対象加入者の第二年金制度標準給与の合計額に 100% を乗じて得た額

(特別掛金)

第 68 条の 2 掛金のうち、特別掛金の額は、実施事業所ごとに次の各号に掲げる額を合算した額とする。

- (1) 平成 20 年 3 月末日基準で繰越不足金を解消したことに伴い発生した過去勤務債務の額を別表第 8 に定める実施事業所ごとに同表に定める償却開始月から償却終了月までの償却期間で償却するため、同表に定める特別掛金額
- (2) 平成 21 年 3 月末日基準で繰越不足金を解消したことに伴い発生した過去勤務債務の額を別表第 8 の 2 に定める実施事業所ごとに同表に定める償却開始月から償却終了月までの償却期間で償却するため、同表に定める特別掛金額
- (3) 平成 23 年 3 月末日基準で繰越不足金を解消したことに伴い発生した過去勤務債務の額を別表第 8 の 3 に定める実施事業所ごとに同表に定める償却開始月から償却終了月までの償却期間で償却するため、同表に定める特別掛金額
- (4) 平成 25 年 3 月末日基準で繰越不足金を解消したことに伴い発生した過去勤務債務の額を別表第 8 の 4 に定める実施事業所ごとに同表に定める償却開始月から償却終了月までの償却期間で償却するため、同表に定める特別掛金額

(非継続基準の財政検証に基づく特例掛金)

第 69 条 法第 63 条の定めに基づき、事業年度の決算において第 75 条第 1 項に該当したときに、特例掛金として当該事業年度の翌々事業年度において追加して拠出することとなる掛金の額は、当該事業年度の翌事業年度における最低積立基準額の見込額から当該事業年度の最低積立基準額を控除した額に、規則第 58 条第 1 号に定める額を合計した額が、翌事業年度における掛金の額を上回る場合に、当該上回る額とする。

(事務費掛金)

第 70 条 基金の業務委託費又は基金の事務費に充てるための事務費掛金は、事業所ごとに次の各号に定める額(第 2 号については、掛金の納付手続きについて金融機関へ基金が自動引き落とし手続きを依頼した事業所に限る。)を合算した額とする。

(1) 次のア及びイに定める実施事業所の区分に応じ、当該ア及びイに定める額

ア 第 1 事業所、第 2 事業所、第 3 事業所、A 事業所又は甲事業所(ただし、第二年金制度実施事業所に該当する事業所を除く。)

各月の末日現在の加入者(加入者 B 及び第二年金制度対象加入者を除く。以下このアにおいて同じ。)数に応じて下表に定める額に、各月の末日現在の加入者数を乗じて得た額

加入者数	1 人当り掛金額
200 人以下	350 円
201 人以上 300 人以下	300 円
301 人以上 500 人以下	250 円
501 人以上 1,000 人以下	200 円
1,001 人以上	150 円

イ B 事業所又は第二年金制度実施事業所のいずれかに該当する事業所

各月の末日現在の加入者(加入者 B 又は第二年金制度対象加入者のいずれかに該当する者に限る。以下このイにおいて同じ。)数に応じて下表に定める額に、各月の末日現在の加入者数を乗じて得た額

加入者数	1 人当り掛金額
200 人以下	400 円
201 人以上 300 人以下	350 円
301 人以上 500 人以下	300 円
501 人以上 1,000 人以下	250 円
1,001 人以上	200 円

- (2) 1,000 円
- (3) 1,000 円に、各月の初日から末日までの間に、加入者の資格を取得した者(加入者区分転籍再加入者を含む。)の数及び加入者の区分が変更された者の数を合計した数を乗じて得た額

(掛金の負担割合)

第 71 条 事業主は、掛金の全額を負担する。

(掛金の納付)

第 72 条 事業主は、各月の掛金を翌々月の 10 日(その日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日とし、以下「納付期限」という。)までに基金に納付するものとする。

- 2 前項の掛金を納付期限までに納付しない事業主があるときは、基金は、期限を指定して、これを督促しなければならない。
- 3 前項の規定によって督促をしたときは、基金は、掛金の額につき年 3.0%の割合で、納付期限の翌日から、掛金の納付日の前日までの日数によって計算した延滞金を徴収する。ただし、滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。
- 4 前項の場合において、掛金の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛金は、その納付のあった掛金の額を控除した金額による。
- 5 督促状に指定した期限までに掛金の納付を完了したとき、又は前 2 項の規定によって計算した金額が 100 円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。

(財政再計算)

第 73 条 基金は、将来にわたって財政の均衡が保つことができるように、5 年ごとに事業年度末日を基準日として掛金の額の再計算を行うものとする。

- 2 基金は、前項の規定にかかわらず、加入者の数が著しく変動した場合その他規則第 50 条に定める場合は、掛金の額の再計算を行うものとする。
- 3 基金は、前項に定める再計算のうち、加入者の数が著しく変動した場合の掛金の額の再計算を行った場合は、第 1 項で規定する次の再計算はその 5 年後に行うものとする。

(積立金の額の評価)

第 74 条 基金の掛金の額を計算する場合の積立金の額は、時価で評価するものとする。

## 第 8 章 積立金の積立て

(継続基準の財政検証)

第 75 条 基金は、毎事業年度の決算において積立金の額が責任準備金の額から許容繰越不足金を控除した額を下回る場合には、掛金の額を再計算するものとする。

- 2 前項の許容繰越不足金は、当該事業年度以後 20 年間に於ける標準掛金額の予想額の現価に 100 分の 15 を乗じて得た額とする。

(非継続基準の財政検証)

第 76 条 事業主は、毎事業年度の決算において積立金の額が最低積立基準額を下回る場合には、規則第 58 条の規定に基づき必要な額を掛金として拠出するものとする。

- 2 前項に定める最低積立基準額は、加入者及び加入者であった者の当該事業年度の末日(以下この条において「基準日」という。)までの加入者期間に係る最低保全給付の現価の合計額とする。
- 3 前項に定める最低保全給付は、次の各号に掲げる者の区分に応じて、当該各号に定めるものとする。
  - (1) 基準日において年金給付の支給を受けている者  
当該年金給付
  - (2) 基準日において、老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている者  
その者が基準日において老齢給付金の支給を請求するとした場合に支給される年金給付
  - (3) 基準日において、加入者期間が 20 年以上である者(加入者及び第 59 条第 1 項第 2 号若しくは同条第 2 項第 2 号又は第 3 号に係る脱退一時金の全部の支給を受けた者を除く。)  
その者が 60 歳(第 59 条第 2 項第 3 号に該当した者については 65 歳)に達したときに

支給される老齢給付金

- (4) 基準日において加入者であった者のうち、前3号に定める者以外の者  
その者が基準日において、脱退一時金の支給を請求するとした場合に支給される脱退一時金
  - (5) 基準日において、加入者であって、加入者期間が20年以上である者  
標準的な退職年齢に達した日(基準日における年齢がこの年齢以上の場合にあつては基準日の翌日。以下「標準資格喪失日」という。)に加入者の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる老齢給付金に、次の按分率を乗じて得た額  
按分率=A/B  
A 基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合における仮想個人勘定残高及び第二年金制度仮想個人勘定残高を合算した額  
B 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合における仮想個人勘定残高及び第二年金制度仮想個人勘定残高を合算した額
  - (6) 基準日において加入者である者のうち、前号に定める者以外の者  
標準資格喪失日に加入者の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる脱退一時金に、次の按分率を乗じて得た額  
按分率=A/B  
A 基準日の翌日に加入者の資格を喪失したした場合における仮想個人勘定残高及び第二年金制度仮想個人勘定残高を合算した額  
B 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失したした場合における仮想個人勘定残高及び第二年金制度仮想個人勘定残高を合算した額
- 4 前項第5号に規定する標準的な退職年齢は、60歳(第二年金制度対象加入者については65歳とする。)とする。
  - 5 第3項第2号、第4号及び第5号における年金支給期間は10年とする。

(臨時掛金)

- 第77条 事業年度中において積立金の額が零となることを見込まれる場合にあつては、事業主は、当該事業年度中における給付に関する事業に要する費用に充てるため必要な額を掛金として拠出するものとする。
- 2 前項の掛金は、全額事業主が負担する。

## 第9章 積立金の運用及び業務の委託

(基金資産運用契約)

- 第78条 基金は、法第66条第1項の規定に基づき、積立金の運用に関し、給付に要する費用に充てることを目的として、基金を受益者とする年金信託契約を信託会社と、基金を保険金受取人とする生命保険契約を生命保険会社と、基金を共済金受取人とする生命共済契約を農業協同組合連合会と、投資一任契約を金融商品取引業者とそれぞれ締結するものとする。
- 2 基金は、前項の規定による投資一任契約を締結する場合においては、法第66条第2項の規定に基づき、基金を受益者とする年金特定信託契約を信託会社と締結するものとする。
  - 3 第1項の年金信託契約の内容は、令第40条第1項及び規則第71条に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。
    - (1) 基金に支払うべき支払金は、加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けることができるとき及び規則第111条の規定により業務経理への繰入金を受けることができるときに支払うものであること。
    - (2) 信託金と支払金とは相殺しないものであること。
  - 4 第1項の生命保険契約又は生命共済契約の内容は、令第41条並びに規則第72条及び第73条に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。
    - (1) 基金に支払うべき保険金又は共済金は、加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けることができるとき及び規則第111条の規定により業務経理への繰入金を受けることができるときに支払うものであること。
    - (2) 保険料又は共済掛金と保険金又は共済金とは相殺しないものであること。
  - 5 第1項の投資一任契約の内容は、令第41条に規定するものでなければならない。

- 6 第2項の年金特定信託契約の内容は、令第40条第2項に規定するもののほか、第3項の規定を準用する。

(運用管理規程)

第79条 前条の契約に係る次の事項は、運用管理規程において定めるものとする。

- (1) 基金資産運用契約の相手方(以下「運用受託機関」という。)の名称
  - (2) 信託金、保険料又は共済掛金の払込割合
  - (3) 支払金、保険金又は共済金の負担割合
  - (4) 掛金の払込及び給付費等の負担の取りまとめを行う運用受託機関
  - (5) 資産の額の変更の手続き
  - (6) 第4項に規定する積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるもの
- 2 運用管理規程の策定は、代議員会の議決を経て決定する。また、前項第1号及び第6号に規定する事項を変更する場合においても同様とする。
  - 3 第1項第2号から第5号までに規定する事項の変更は、理事会の議決を経て決定する。
  - 4 第1項第2号から第5号までに規定する事項の変更であって、積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるものとして運用管理規程で定める場合においては、前項の規定にかかわらず、理事長の専決をもって決定することができる。
  - 5 理事長は、前2項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

(積立金の運用)

第80条 基金は、積立金の運用を安全かつ効率的に行わなければならない。

(運用の基本方針及び運用指針)

第81条 基金は、積立金の運用に関する基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

- 2 基金は、前項に規定する基本方針と整合的な運用指針を作成し、運用受託機関に交付しなければならない。ただし、年金特定信託契約、生命保険一般勘定契約及び生命共済一般勘定契約の相手方である運用受託機関を除く。

(分散投資義務)

第82条 基金は、積立金を特定の運用方法に集中しない方法により運用しなければならない。

(政策的資産構成割合)

第83条 基金は、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めなければならない。

- 2 基金は、前項の資産の構成割合の決定及び維持に関し、専門的知識及び経験を有する職員を置かなければならない。

(資産状況の確認)

第84条 基金は、少なくとも毎事業年度ごとに、運用資産を時価により評価し、その構成割合を確認しなければならない。

(基金資産運用契約に基づく権利の譲渡等の禁止)

第85条 基金は、基金資産運用契約に基づく権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(務の委託)

第86条 基金は、三井住友信託銀行株式会社次に掲げる業務を委託する。

- (1) 年金数理に関する事務
  - (2) 給付金の支払に関する事務
  - (3) 加入者の記録管理(年金受給待期者、年金受給者含む。)に関する事務
  - (4) 掛金計算事務
  - (5) 給付額計算事務
- 2 基金は、三井住友信託銀行株式会社、運用実績に係る統計の作成に関する事務を委託することができる。
  - 3 基金は、前2項に規定する業務のほか、企業年金連合会(法第91条の2第1項に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。)に、給付の支給を行うために必要となる加入者等に関する情報の収集、整理又は分析に関する業務を委託することができる。

## 第10章 解散及び清算

(解散)

第 87 条 この基金は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合に解散する。

(1) 法第 85 条第 1 項の認可があったとき

(2) 法第 102 条第 6 項の規定による基金の解散の命令があったとき

(解散時の掛金一括抛出)

第 88 条 この基金が解散する場合において、当該解散する日における積立金の額が、当該解散する日を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額を下回るときは、事業主は当該下回る額を掛金として一括抛出するものとする。

(支給義務の消滅)

第 89 条 基金は、基金が解散したときは、この制度の加入者であった者に係る給付の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであった給付でまだ支給していないものの支給に関する義務についてはこの限りでない。

(残余財産の分配)

第 90 条 この基金が解散した場合に、残余財産があるときは、清算人は、これを解散した日において基金が給付の支給に関する義務を負っていた者(以下「終了制度加入者等」という。)に分配しなければならない。

2 前項の分配は、解散した日において算定した、各終了制度加入者等に係る最低積立基準額に基づき行うものとし、その分配額は、残余財産の額に応じて、次の各号に定めるところにより算定するものとする。

(1) 残余財産の額が、最低積立基準額を下回る場合

ア 解散した日における受給権者及び加入者期間が 20 年以上である加入者であった者(以下この号において「受給権者等」という。)

当該受給権者等に係る最低積立基準額。ただし、当該最低積立基準額が残余財産を上回っている場合は、残余財産の額から第 50 条第 3 項に該当した者の事業所(通算再加入者であった者の場合は最後に加入者の資格を喪失したときの事業所をいう。)ごとの給付の制限に該当し支給しなかった額(「事業所ごと給付制限額」という。)を控除した額に、次の(イ)に掲げる額を(ウ)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た事業所ごとの分配見込み額に事業所ごと給付制限額を合算した額に、次の(ア)に掲げる額を(イ)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

(ア) 各々の受給権者等の最低積立基準額

(イ) 事業所ごとの受給権者等に係る最低積立基準額

(ウ) すべての受給権者等に係る最低積立基準額の総額

イ 解散した日における終了制度加入者等(受給権者等を除く。以下この号において同じ。)

残余財産を受給権者等に分配した後、残余がある場合は、当該残余の額から事業所ごと給付制限額を控除した額に、次の(オ)に掲げる額を(カ)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た事業所ごとの分配見込み額に事業所ごと給付制限額を合算した額に、次の(エ)に掲げる額を(オ)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

(エ) 各々の終了制度加入者等の最低積立基準額

(オ) 事業所ごとの終了制度加入者等に係る最低積立基準額

(カ) すべての終了制度加入者等に係る最低積立基準額の総額

(2) 残余財産の額が、最低積立基準額以上の場合

残余財産の額から事業所ごと給付制限額を控除した額に、次のイに掲げる額をウに掲げる額で除して得た率を乗じて得た事業所ごとの分配見込み額に事業所ごと給付制限額を合算した額に、次のアに掲げる額をイに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

ア 各々の終了制度加入者等の最低積立基準額

イ 事業所ごとの終了制度加入者等に係る最低積立基準額

ウ すべての終了制度加入者等に係る最低積立基準額の総額

3 第 1 項の規定により残余財産を分配する場合においては、終了制度加入者等に、その全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。

## 第 11 章 福祉事業

(福祉事業)

第 90 条の 2 基金は、加入者及び加入者であった者の福祉を増進するため、次に定める福利及び厚生に関する事業を行うことができる。

この基金がアイ企業型年金規約に規定する代表事業主として、アイ企業型年金規約を実施する事業主の当該企業型年金に係る加入者関連データ及び掛金に関する取り纏めの他、当該企業型年金の実施・運営に関して事業主が行うべき事務等の代行・支援

- 2 基金は、前項の事業の実施に係る業務に関し、アイ企業型年金の加入者等及び加入者等であった者の氏名、住所、生年月日その他の個人に関する情報を保管し、又は使用するにあたっては、その業務の遂行に必要な範囲内で保管及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合のほか正当な理由がある場合は、この限りではない。
- 3 前項に定めるものを除き、第 1 項の事業の実施に関し必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

## 第 12 章 年金通算

(中途脱退者の選択)

第 91 条 この基金は、中途脱退者(第 59 条第 1 号に該当する者をいう。以下同じ。)に対し、この基金の加入者の資格を喪失したときに、次の各号のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該中途脱退者の脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額の移換を行う。

- (1) 速やかに脱退一時金を受給すること。
  - (2) 速やかに第 95 条の規定に基づき連合会への脱退一時金相当額の移換を行うこと。
  - (3) この基金の加入者の資格を喪失した日から 1 年を経過したときに脱退一時金の支給を行うこと。
  - (4) 脱退一時金の支給の繰下げの申出をすること。(休職者及び実施事業所の社員等である者に限り選択ができる。)
- 2 前項第 3 号又は第 4 号を選択した中途脱退者が、その加入者の資格を喪失した日から 1 年を経過するまでの間に脱退一時金の受給又は脱退一時金相当額その他制度(他の確定給付企業年金、厚生年金基金、確定拠出年金又は連合会をいう。以下同じ。)への移換を申し出た場合には、同号の規定にかかわらず、この基金は当該申出に従い、脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額その他制度への移換を行う。
  - 3 前項の脱退一時金相当額その他制度への移換については、次条から第 95 条までのいずれかの規定に基づき行うものとする。

(他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換)

第 92 条 この基金の中途脱退者は、他の確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であって、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、この基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、この基金に当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。
- 3 第 1 項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して 1 年を経過する日又は当該確定給付企業年金の加入者の資格を取得した日から起算して 3 ヶ月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。
- 4 この基金は、第 2 項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換)

第 93 条 この基金の中途脱退者は、厚生年金基金の加入員の資格を取得した場合であって、当該厚生年金基金の規約において、あらかじめ、この基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、この基金に当該厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、当該厚生年金基金に当該申出に係る脱退一時金

相当額を移換するものとする。

- 3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は当該厚生年金基金の加入員の資格を取得した日から起算して3ヵ月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。
- 4 この基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)

第94条 この基金の中途脱退者は、企業型年金加入者(確定拠出年金法第2条第8項に規定する企業型年金加入者をいう。)又は個人型年金加入者(同法第2条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。)の資格を取得したときは、この基金に当該企業型年金の資産管理機関又は同法第2条第5項に規定する連合会(以下この条において「国民年金基金連合会」という。)への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。
- 3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は当該企業型年金加入者若しくは個人型年金加入者の資格を取得した日から起算して3ヵ月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。
- 4 この基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(連合会への脱退一時金相当額の移換)

第95条 この基金の中途脱退者は、この基金に脱退一時金相当額の連合会への移換を申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。
- 3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。
- 4 この基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(連合会への残余財産の移換)

第96条 この基金の終了制度加入者等は、清算人に連合会への残余財産(第90条の規定により当該終了制度加入者等に分配すべき残余財産をいう。以下この条において同じ。)の移換を申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。
- 3 連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、第90条第1項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

(加入者への説明)

第97条 この基金は、社員等が加入者の資格を喪失したときは、第91条から前条までの規定に関し、企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則(平成17年7月5日年企発第0705001号)第2に基づき、当該社員等に対して説明しなければならない。

## 第13章 雑則

(事業年度)

第98条 基金の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(届出)

第99条 受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は、30日以内にその旨を基金に届け出なければならない。

- 2 年金給付の受給権者は、毎年1回生存に関する届書を基金に提出しなければならない。

(受給手続)

第100条 基金による給付を受ける者は、基金に第45条に定める書類のほか、次の各号に定める書類を提出しなければならない。ただし、基金が制度の運営に支障を及ぼさないと認めたとき

は、その一部の書類の提出を省略することができる。

- (1) 給付の受領方法についての届
  - (2) 年金給付を受ける場合において自己の住所及び印鑑についての届
  - (3) 所得税法(昭和40年法律第33号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)で定める必要な申告書
- 2 前項による届出を行った事項について変更のあったときは、速やかに基金に届け出なければならない。

(報告書の提出)

第101条 基金は、毎事業年度終了後4ヵ月以内に、事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出するものとする。

- 2 基金は、前項の書類を基金の事務所及び実施事業所に備え付けて置くものとする。
- 3 加入者又は加入者であった者は、基金に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合において基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(年金数理関係書類の年金数理人による確認)

第102条 基金が厚生労働大臣あてに提出する規則第116条に規定する年金数理に関する業務に係る書類については、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認し、署名押印したものでなければならない。

(業務概況の周知)

第103条 基金は、基金の業務の概況について、毎事業年度1回、次に掲げる事項を加入者及び加入者であった者であって基金が給付の支給に関する義務を負っているもの(以下この条において「受給権者等」という。)に周知することとする。

- (1) 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計
  - (2) 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
  - (3) 基金が支給した給付の種類ごとの給付の額その他給付の支給の概況
  - (4) 事業主が基金に納付した掛金の額、納付時期その他の掛金の状況
  - (5) 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況
  - (6) 積立金の運用収益又は運用損失及び資産構成割合その他積立金の運用の概況
  - (7) 基本方針の概要
  - (8) その他基金の事業に係る重要事項
- 2 基金は、前項に掲げる周知事項を加入者に周知させる場合には、次のいずれかの方法によるものとし、受給権者等にも周知が行われるよう努めなければならない。
- (1) 常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法
  - (2) 書面を加入者に交付する方法
  - (3) 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法
  - (4) その他周知が確実に行われる方法

(実施事業所の減少に係る掛金の一括拠出)

第104条 基金の実施事業所が減少するとき(実施事業所でなくなる事業主の事業及び権利義務を承継する事業主が、引き続きこの基金の実施事業所の事業主として存続する場合を除く。)は、当該減少に係る実施事業所(以下「減少実施事業所」という。)の事業主は、次に掲げる額を合算した額のうち直前に特別掛金率を算出した基準日以降の額を、掛金として一括して拠出しなければならない。

- (1) 減少実施事業所が減少しないとしたならば減少実施事業所の事業主が拠出することとなる特別掛金の予想額の現価
  - (2) 減少実施事業所が減少する日の直前の事業年度の末日(当該減少する日が事業年度の末日から4ヵ月を経過していない場合にあつては、直前の事業年度の前事業年度の末日)における繰越不足金の額に前号の特別掛金の予想額の現価を特別掛金収入現価で除して得た率を乗じて得た額
  - (3) 減少実施事業所(通算再加入者であった者の場合は最後に加入者の資格を喪失したときの事業所をいう。)の受給権者の将来にわたる手数料として、50,000円に該当受給権者の数を乗じて得た額
- 2 前項の掛金は全額事業主が負担する。

(法令の適用)

第 105 条 この規約に特別の規定があるものを除くほか、この規約の実施のための手続き、その他の執行については、法、令及び規則並びに関係法令及び通知の規定するところによる。

附 則(平成 18 年 4 月 1 日)

(施行日)

第 1 条 この規約は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(加入及び加入者期間に関する経過措置)

第 2 条 この規約の施行日(以下「施行日」という。)に、第 39 条に定める加入者の資格を有する者のうち第 40 条第 1 項に該当する者(附則別表第 1 に定める移行日が平成 18 年 4 月 1 日である実施事業所(以下「適年移行事業所」という。)の社員等については、第 39 条に定める加入者の資格を有する者のうち社員等であった期間が適年移行事業所ごとに附則別表第 2 に定める期間未満の者を除く。)は、同日付で本制度に加入するものとする。

- 2 適年移行事業所の施行日現在の加入者については、施行日の前に当該実施事業所の社員等であった期間のうち適年移行事業所ごとに附則別表第 2 に定める期間以上の期間を、加入者期間に合算するものとする。

(財政再計算に関する経過措置)

第 3 条 第 73 条第 1 項の規定にかかわらず、初回の掛金の額の再計算は、平成 20 年 3 月末日を基準日として行うものとする。

(事業年度の経過措置)

第 4 条 基金の最初の事業年度は施行日に始まり、翌年 3 月末日に終わるものとする。

(適格退職年金からの資産移換)

第 5 条 適年移行事業所の事業主は、規則附則第 13 条に基づき、当該事業主が実施する適格退職年金契約を解除したことにより返還される金額を、本制度の過去勤務債務等の掛金等として直ちに一括して払い込むものとする。

(仮想個人勘定残高に関する経過措置)

第 6 条 適年移行事業所の施行日現在において加入者である者の施行日現在における仮想個人勘定残高は、第 43 条第 1 項の規定にかかわらず、適年移行事業所ごとに前条により返還される額に適年移行事業所ごとに附則別表第 3 に定める適年資産個人別按分率を乗じて得た額とする。

- 2 施行日において加入者である者の仮想個人勘定残高の算定にあたっては、第 43 条第 1 項第 3 号中「前事業年度末の仮想個人勘定残高」とあるのは、平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月までの各月については、「施行日現在における仮想個人勘定残高」とする。
- 3 施行日において加入者である者が平成 18 年 4 月に加入者区分変更転籍再加入者となった場合の仮想個人勘定残高の算定にあたっては、第 43 条第 4 項第 1 号にかかわらず、同号に規定する額は、施行日現在における仮想個人勘定残高とする。

附 則(平成 18 年 10 月 1 日)

(施行日)

第 1 条 この規約は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

(加入及び加入者期間に関する経過措置)

第 2 条 この規約の施行日(以下「施行日」という。)に、第 39 条に定める加入者の資格を有する者のうち第 40 条第 1 項に該当する者(附則別表第 1 に定める移行日が平成 18 年 10 月 1 日である実施事業所(以下「適年移行事業所」という。)の社員等については、第 39 条に定める加入者の資格を有する者のうち社員等であった期間が適年移行事業所ごとに附則別表第 2 に定める期間未満の者を除く。)は、同日付で本制度に加入するものとする。

- 2 適年移行事業所の施行日現在の加入者については、施行日の前に当該実施事業所の社員等であった期間のうち適年移行事業所ごとに附則別表第 2 に定める期間以上の期間を、加入者期間に合算するものとする。

(適格退職年金からの資産移換)

第 3 条 適年移行事業所の事業主は、規則附則第 13 条に基づき、当該事業主が実施する適格退職

年金契約を解除したことにより返還される金額を、本制度の過去勤務債務等の掛金等として直ちに一括して払い込むものとする。

(仮想個人勘定残高に関する経過措置)

- 第4条 適年移行事業所の施行日現在において加入者である者の施行日現在における仮想個人勘定残高は、第43条第1項の規定にかかわらず、前条により返還される額に適年移行事業所ごとに附則別表第3に定める適年資産個人別按分率を乗じて得た額とする。
- 2 適年移行事業所の施行日現在において加入者である者の仮想個人勘定残高の算定にあたっては、第43条第1項第3号中「前事業年度末の仮想個人勘定残高」とあるのは、平成18年10月から平成19年3月までの各月については、「施行日現在における仮想個人勘定残高」とする。
  - 3 施行日において加入者である者が平成18年10月に加入者区分変更加入者となった場合の仮想個人勘定残高の算定にあたっては、第43条第4項第1号にかかわらず、同号に規定する額は、施行日現在における仮想個人勘定残高とする。
  - 4 施行日において加入者である者が平成18年10月に加入者区分変更転籍再加入者となった場合の仮想個人勘定残高の算定にあたっては、第43条第5項第1号にかかわらず、同号に規定する額は、施行日現在における仮想個人勘定残高とする。

附 則(平成19年4月1日)

(施行日)

第1条 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成19年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

(給付に関する経過措置)

第3条 平成19年3月31日以前においてこの基金の受給権者である者の給付については、なお従前の例による。

(加入及び加入者期間に関する経過措置)

- 第4条 この規約の施行日(以下「施行日」という。)に、第39条に定める加入者の資格を有する者のうち第40条第1項に該当する者(附則別表第1に定める移行日が平成19年4月1日である実施事業所(以下「適年移行事業所」という。)の社員等については、第39条に定める加入者の資格を有する者のうち社員等であった期間が適年移行事業所ごとに附則別表第2に定める期間に達している者を含む。)は、同日付で本制度に加入するものとする。
- 2 適年移行事業所の施行日現在の加入者については、施行日の前に当該実施事業所の社員等であった期間のうち適年移行事業所ごとに附則別表第2に定める期間以上の期間を、加入者期間に合算するものとする。

(加入者Aの拠出クレジット月額に関する経過措置)

第5条 施行日現在の加入者のうち加入者Aの拠出クレジット月額については、別表第4の2中「加入者期間」を「基金の実施事業所に使用されるに至った日(当該使用されるに至った日において社員等でない場合にあつては社員等となった日)の属する月から拠出クレジット月額の累積を行う各月までの期間」に読み替えて同表の規定を適用するものとする。

(適格退職年金からの資産移換)

第6条 適年移行事業所の事業主は、規則附則第13条に基づき、当該事業主が実施する適格退職年金契約を解除したことにより返還される金額を、本制度の過去勤務債務等の掛金等として直ちに一括して払い込むものとする。

(仮想個人勘定残高に関する経過措置)

- 第7条 適年移行事業所の施行日現在において加入者である者の施行日現在における仮想個人勘定残高は、第43条第1項の規定にかかわらず、前条により返還される額に適年移行事業所ごとに附則別表第3に定める適年資産個人別按分率を乗じて得た額とする。
- 2 適年移行事業所の施行日現在において加入者である者の仮想個人勘定残高の算定にあたっては、第43条第1項第3号中「前事業年度末の仮想個人勘定残高」とあるのは、平成19年4月から平成20年3月までの各月については、「施行日現在における仮想個人勘定残高」とする。
  - 3 施行日において加入者である者が平成19年4月に加入者区分変更転籍再加入者となった

場合の仮想個人勘定残高の算定にあたっては、第 43 条第 5 項第 1 号にかかわらず、同号に規定する額は、施行日現在における仮想個人勘定残高とする。

(加入者の区分が変更された者に関する経過措置)

第 8 条 第 43 条第 1 項にかかわらず、アダチ鋼材株式会社の加入者が施行日に加入者の区分について第 2 加入者から加入者 A に変更されたことに伴い、当該者の仮想個人勘定残高は、次の各号に規定する額の合計額とする。

- (1) 施行日の属する月の前月における仮想個人勘定残高
- (2) 施行日の属する月から加入者の資格を喪失した日の属する月の前月までの各月について拠出クレジット月額を累計した額
- (3) 施行日の属する月から老齢給付金の支給を開始する日の属する月の前月までの前事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあつては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月末日)ごとに、拠出クレジット利息付与額(各年度の 4 月(施行日の属する年度にあつては施行日の属する月)から事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあつては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月)までの各月について、拠出クレジット相当額(その月の拠出クレジット月額に再評価率を乗じて得た額を 12 で除して得た額(1 円未満の端数はこれを 1 円に切り上げる。))にその月の翌月から事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあつては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月)までの月数を乗じて得た額をいう。)を累計した額をいう。)を累計した額
- (4) 施行日の属する月から老齢給付金の支給を開始する日の属する月の前月までの各月について、前事業年度末の仮想個人勘定残高(施行日の属する事業年度における当該施行日の属する月以降の各月については施行日の属する月の前月における仮想個人勘定残高とし、加入者の資格を喪失した日の属する事業年度における当該喪失した日の属する月以降の各月については当該喪失した日の属する月の前月の仮想個人勘定残高)に再評価率を乗じて得た額を 12 で除して得た額(1 円未満の端数はこれを 1 円に切り上げる。)を累計した額

附 則(平成 19 年 9 月 30 日)

(施行日)

第 1 条 この規約は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

附 則(平成 19 年 10 月 1 日)

(施行日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、平成 19 年 10 月 1 日から適用する。

(加入及び加入者期間に関する経過措置)

第 2 条 この規約の施行日(以下「施行日」という。)に、第 39 条に定める加入者の資格を有する者のうち第 40 条第 1 項に該当する者(附則別表第 1 に定める移行日が平成 19 年 10 月 1 日である実施事業所(以下「適年移行事業所」という。)の社員等については、第 39 条に定める加入者の資格を有する者のうち社員等であった期間が適年移行事業所ごとに附則別表第 2 に定める期間に達している者を含む。)は、同日付で本制度に加入するものとする。

2 適年移行事業所の施行日現在の加入者については、施行日の前に当該実施事業所の社員等であった期間のうち適年移行事業所ごとに附則別表第 2 に定める期間以上の期間を、加入者期間に合算するものとする。

3 施行日現在の加入者のうち、附則別表第 1 の 2 に定める持込日が平成 19 年 10 月 1 日である実施事業所(以下「適年資産持込事業所」という。)の加入者については、施行日の前に当該事業所の社員等であった期間かつ適年資産持込事業所に使用されるに至った日の属する月から加入者の資格を取得した日の属する月の前月までの期間のうち適年資産持込事業所ごとに附則別表第 2 の 2 に定める期間以上の期間を、加入者期間に合算するものとする。

(加入者 A の拠出クレジット月額に関する経過措置)

第 3 条 加入者 A のうち株式会社エムエムアイの施行日現在の加入者の拠出クレジット月額につ

いては、別表第4の2中「加入者期間」を「基金の実施事業所に使用されるに至った日(当該使用されるに至った日において社員等でない場合にあっては社員等となった日)の属する月から拠出クレジット月額の累積を行う各月までの期間」に読み替えて同表の規定を適用するものとする。

(適格退職年金からの資産移換)

第4条 適年移行事業所及び適年資産持込事業所の事業主は、規則附則第13条に基づき、当該事業主が実施する適格退職年金契約を解除したことにより返還される金額を、本制度の過去勤務債務等の掛金等として直ちに一括して払い込むものとする。

(仮想個人勘定残高に関する経過措置)

第5条 適年移行事業所の施行日現在において加入者である者の施行日現在における仮想個人勘定残高は、第43条第1項の規定にかかわらず、前条により返還される額に適年移行事業所ごとに附則別表第3に定める適年資産個人別按分率を乗じて得た額とする。

2 適年移行事業所の施行日現在において加入者である者の仮想個人勘定残高の算定にあたっては、第43条第1項第3号中「前事業年度末の仮想個人勘定残高」とあるのは、平成19年10月から平成20年3月までの各月については、「施行日現在における仮想個人勘定残高」とする。

3 適年資産持込事業所の施行日現在において加入者である者の施行日現在における仮想個人勘定残高は、第43条第1項の規定にかかわらず、施行日前日現在における仮想個人勘定残高に前条により返還される額を合算した額に適年資産持込事業所ごとに附則別表第3の2に定める適年資産個人別按分率を乗じて得た額とする。

4 適年資産持込事業所の施行日現在において加入者である者の仮想個人勘定残高の算定にあたっては、第43条第1項第3号中「前事業年度末の仮想個人勘定残高」とあるのは、平成19年10月から平成20年3月までの各月については、「施行日現在における仮想個人勘定残高」とする。

(加入者の区分が変更された者に関する経過措置)

第6条 第43条第1項にかかわらず、株式会社エムエムアイの加入者が施行日に加入者の区分について第1加入者から加入者Aに変更されたことに伴い、当該者の仮想個人勘定残高は、次の各号に規定する額の合計額とする。

(1) 施行日の属する月の前月における仮想個人勘定残高

(2) 施行日の属する月から加入者の資格を喪失した日の属する月の前月までの各月について拠出クレジット月額を累計した額

(3) 施行日の属する月から老齢給付金の支給を開始する日の属する月の前月までの前事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあっては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月末日)ごとに、拠出クレジット利息付与額(各年度の4月(施行日の属する年度にあっては施行日の属する月)から事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあっては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月)までの各月について、拠出クレジット相当額(その月の拠出クレジット月額に再評価率を乗じて得た額を12で除して得た額(1円未満の端数はこれを1円に切り上げる。))にその月の翌月から事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあっては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月)までの月数を乗じて得た額をいう。)を累計した額をいう。)を累計した額

(4) 施行日の属する月から老齢給付金の支給を開始する日の属する月の前月までの各月について、前事業年度末の仮想個人勘定残高(施行日の属する事業年度における当該施行日の属する月以降の各月については施行日の属する月の前月における仮想個人勘定残高とし、加入者の資格を喪失した日の属する事業年度における当該喪失した日の属する月以降の各月については当該喪失した日の属する月の前月の仮想個人勘定残高)に再評価率を乗じて得た額を12で除して得た額(1円未満の端数はこれを1円に切り上げる。)を累計した額

(掛金に関する経過措置)

第7条 平成19年9月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

(給付に関する経過措置)

第8条 平成19年9月30日以前においてこの基金の受給権者である者の給付については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日)

(施行日)

第 1 条 この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(加入及び加入者期間に関する経過措置)

第 2 条 この規約の施行日(以下「施行日」という。)に、第 39 条に定める加入者の資格を有する者のうち第 40 条第 1 項に該当する者(附則別表第 1 に定める移行日が平成 20 年 4 月 1 日である実施事業所(以下「適年移行事業所」という。)の社員等については、第 39 条に定める加入者の資格を有する者のうち社員等であった期間が適年移行事業所ごとに附則別表第 2 に定める期間に達している者を含む。)は、同日付で本制度に加入するものとする。

- 2 適年移行事業所の施行日現在の加入者については、施行日の前に当該実施事業所の社員等であった期間のうち適年移行事業所ごとに附則別表第 2 に定める期間以上の期間を、加入者期間に合算するものとする。

(加入者 A の拠出クレジット月額に関する経過措置)

第 3 条 加入者 A のうち株式会社大竹製作所、鈴喜産業株式会社及び近藤金属工業株式会社の施行日現在の加入者の拠出クレジット月額については、別表第 4 の 2 中「加入者期間」を「基金の実施事業所に使用されるに至った日(当該使用されるに至った日において社員等でない場合にあつては社員等となった日)の属する月から拠出クレジット月額の累積を行う各月までの期間」に読み替えて同表の規定を適用するものとする。

(適格退職年金からの資産移換)

第 4 条 適年移行事業所の事業主は、規則附則第 13 条に基づき、当該事業主が実施する適格退職年金契約を解除したことにより返還される金額を、本制度の過去勤務債務等の掛金等として直ちに一括して払い込むものとする。

(仮想個人勘定残高に関する経過措置)

第 5 条 適年移行事業所の施行日現在において加入者である者の施行日現在における仮想個人勘定残高は、第 43 条第 1 項の規定にかかわらず、前条により返還される額に適年移行事業所ごとに附則別表第 3 に定める適年資産個人別按分率を乗じて得た額とする。

- 2 適年移行事業所の施行日現在において加入者である者の仮想個人勘定残高の算定にあつては、第 43 条第 1 項第 3 号中「前事業年度末の仮想個人勘定残高」とあるのは、平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月までの各月については、「施行日現在における仮想個人勘定残高」とする。

(加入者の区分が変更された者に関する経過措置)

第 6 条 第 43 条第 1 項にかかわらず、近藤金属工業株式会社の加入者が施行日に加入者の区分について第 3 加入者から加入者 A に変更されたことに伴い、当該者の仮想個人勘定残高は、次の各号に規定する額の合計額とする。

- (1) 施行日の属する月の前月における仮想個人勘定残高
- (2) 施行日の属する月から加入者の資格を喪失した日の属する月の前月までの各月について拠出クレジット月額を累計した額
- (3) 施行日の属する月から老齢給付金の支給を開始する日の属する月の前月までの前事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあつては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月末日)ごとに、拠出クレジット利息付与額(各年度の 4 月(施行日の属する年度にあつては施行日の属する月)から事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあつては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月)までの各月について、拠出クレジット相当額(その月の拠出クレジット月額に再評価率を乗じて得た額を 12 で除して得た額(1 円未満の端数はこれを 1 円に切り上げる。))にその月の翌月から事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあつては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月)までの月数を乗じて得た額をいう。)を合計した額をいう。)を累計した額
- (4) 施行日の属する月から老齢給付金の支給を開始する日の属する月の前月までの各月について、前事業年度末の仮想個人勘定残高(施行日の属する事業年度における当該施行日の属する月以降の各月については施行日の属する月の前月における仮想個人勘定残高とし、加入者の資格を喪失した日の属する事業年度における当該喪失した日

の属する月以降の各月については当該喪失した日の属する月の前月の仮想個人勘定残高)に再評価率を乗じて得た額を12で除して得た額(1円未満の端数はこれを1円に切り上げる。)を累計した額

(掛金に関する経過措置)

第7条 平成20年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

(給付に関する経過措置)

第8条 平成20年3月末以前においてこの基金の受給権者である者の給付については、なお従前の例による。

附 則(平成20年10月1日)

(施行日)

第1条 この規約は、平成20年10月1日から施行する。

(加入及び加入者期間に関する経過措置)

第2条 この規約の施行日(以下「施行日」という。)に、第39条に定める加入者の資格を有する者のうち第40条第1項に該当する者(附則別表第1に定める移行日が平成20年10月1日である実施事業所(以下「適年移行事業所」という。)の社員等については、第39条に定める加入者の資格を有する者のうち社員等であった期間が適年移行事業所ごとに附則別表第2に定める期間に達している者を含む。)は、同日付で本制度に加入するものとする。

2 適年移行事業所の施行日現在の加入者については、施行日の前に当該実施事業所の社員等であった期間のうち適年移行事業所ごとに附則別表第2に定める期間以上の期間を、加入者期間に合算するものとする。

(加入者Aの拠出クレジット月額に関する経過措置)

第3条 加入者Aのうち株式会社協和製作所、日進工業株式会社、稲垣工業株式会社、松美工業株式会社、マツミ工機株式会社及び杉浦工業株式会社の施行日現在の加入者の拠出クレジット月額については、別表第4の2中「加入者期間」を「基金の実施事業所に使用されるに至った日(当該使用されるに至った日において社員等でない場合にあっては社員等となった日)の属する月から拠出クレジット月額の累積を行う各月までの期間」に読み替えて同表の規定を適用するものとする。

(適格退職年金からの資産移換)

第4条 適年移行事業所の事業主は、規則附則第13条に基づき、当該事業主が実施する適格退職年金契約を解除したことにより返還される金額を、本制度の過去勤務債務の掛金として直ちに一括して払い込むものとする。

(仮想個人勘定残高に関する経過措置)

第5条 適年移行事業所の施行日現在において加入者である者の施行日現在における仮想個人勘定残高は、第43条第1項の規定にかかわらず、前条により返還される額に適年移行事業所ごとに附則別表第3に定める適年資産個人別按分率を乗じて得た額とする。

2 適年移行事業所の施行日現在において加入者である者の仮想個人勘定残高の算定にあたっては、第43条第1項第3号中「前事業年度末の仮想個人勘定残高」とあるのは、平成20年10月から平成21年3月までの各月については、「施行日現在における仮想個人勘定残高」とする。

(掛金に関する経過措置)

第6条 平成20年9月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

(給付に関する経過措置)

第7条 平成20年9月末以前においてこの基金の受給権者である者の給付については、なお従前の例による。

(加入者数が著しく変動した場合の再計算に関する経過措置)

第8条 第73条第3項の定めにもとづき、加入者数が著しく変動した場合に該当したため平成19年3月末日を基準日として掛金の額の再計算を行ったことから、次回の掛金の額の再計算は平成22年3月末日を基準日として行うものとする。

附 則(平成20年12月2日)

(施行日)

第1条 この規約は、届出の日から施行し、平成20年8月18日から適用する。  
(進興金属工業株式会社 所在地変更)

附 則(平成21年3月1日)

(施行日)

第1条 この規約は、平成21年3月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成21年2月以前の各月に係る掛金については、なお従前の例による。  
(平成19年度決算における不足金への特別掛金対応)

附 則(平成21年3月25日)

(施行日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成20年10月25日から適用する。

(株式会社西浦鐵工所 設立事業所の事業廃止による削除)

附 則(平成21年4月1日)

(施行日)

第1条 この規約は、平成21年4月1日から施行する。

(加入及び加入者期間に関する経過措置)

第2条 この規約の施行日(以下「施行日」という。)に、第39条に定める加入者の資格を有する者のうち第40条第1項に該当する者(附則別表第1に定める移行日が平成21年4月1日である実施事業所(以下「適年移行事業所」という。)の社員等については、第39条に定める加入者の資格を有する者のうち社員等であった期間が適年移行事業所ごとに附則別表第2に定める期間に達している者を含む。)は、同日付で本制度に加入するものとする。

2 適年移行事業所の施行日現在の加入者については、施行日の前に当該実施事業所の社員等であった期間のうち適年移行事業所ごとに附則別表第2に定める期間以上の期間を、加入者期間に合算するものとする。

3 施行日現在の加入者のうち、附則別表第1の2に定める持込日が平成21年4月1日である実施事業所(以下「適年資産持込事業所」という。)の加入者については、施行日の前に当該事業所の社員等であった期間かつ適年資産持込事業所に使用されるに至った日の属する月から加入者の資格を取得した日の属する月の前月までの期間のうち適年資産持込事業所ごとに附則別表第2の2に定める期間以上の期間を、加入者期間に合算するものとする。

(加入者Aの拠出クレジット月額に関する経過措置)

第3条 加入者Aのうち鍛冶賢工業株式会社、株式会社コンドウ、高広工業株式会社、東宝工業株式会社、幡豆工業株式会社、碧南鑄造株式会社及び株式会社松川鐵工所の施行日現在の加入者の拠出クレジット月額については、別表第4の2中「加入者期間」を「基金の実施事業所に使用されるに至った日(当該使用されるに至った日において社員等でない場合にあつては社員等となった日)の属する月から拠出クレジット月額の累積を行う各月までの期間」に読み替えて同表の規定を適用するものとする。

(適格退職年金からの資産移換)

第4条 適年移行事業所及び適年資産持込事業所の事業主は、規則附則第13条に基づき、当該事業主が実施する適格退職年金契約を解除したことにより返還される金額を、本制度の過去勤務債務の掛金として直ちに一括して払い込むものとする。

(仮想個人勘定残高に関する経過措置)

第5条 適年移行事業所の施行日現在において加入者である者の施行日現在における仮想個人勘定残高は、第43条第1項の規定にかかわらず、前条により返還される額に適年移行事業所ごとに附則別表第3に定める適年資産個人別按分率を乗じて得た額とする。

2 適年移行事業所の施行日現在において加入者である者の仮想個人勘定残高の算定にあた

っては、第43条第1項第3号中「前事業年度末の仮想個人勘定残高」とあるのは、平成21年4月から平成22年3月までの各月については、「施行日現在における仮想個人勘定残高」とする。

3 適年資産持込事業所の施行日現在において加入者である者の施行日現在における仮想個人勘定残高は、第43条第1項の規定にかかわらず、施行日前日現在における仮想個人勘定残高に、適年資産持込事業所ごとに前条により返還される額に附則別表第3の2に定める適年資産個人別按分率を乗じて得た額を合算した額とする。

4 適年資産持込事業所の施行日現在において加入者である者の仮想個人勘定残高の算定にあたっては、第43条第1項第3号中「前事業年度末の仮想個人勘定残高」とあるのは、平成21年4月から平成22年3月までの各月については、「施行日現在における仮想個人勘定残高」とする。

(給付に関する経過措置)

第6条 平成21年3月末以前においてこの基金の受給権者である者の給付については、なお従前の例による。

(加入者数が著しく変動した場合の再計算に関する経過措置)

第7条 第73条第3項の定めにもとづき、加入者数が著しく変動した場合に該当したため平成20年3月末日を基準日として掛金の額の再計算を行ったことから、次回の掛金の額の再計算は平成23年3月末日を基準日として行うものとする。

附 則(平成21年6月8日)

(施行日)

第1条 この規約は、届出の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。  
(株式会社メタルテック岡山事業所 所在地変更)

附 則(平成21年8月24日)

(施行日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成21年7月21日から適用する。  
(掛金に関する経過措置)

第2条 平成21年6月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。  
(有限会社タカハシ鋼機 設立事業所の合併による削除)

附 則(平成21年10月1日)

(施行日)

第1条 この規約は、平成21年10月1日から施行する。

(加入及び加入者期間に関する経過措置)

第2条 この規約の施行日(以下「施行日」という。)に、第39条に定める加入者の資格を有する者のうち第40条第1項に該当する者(附則別表第1に定める移行日が平成21年10月1日である実施事業所(以下「適年移行事業所」という。)の社員等については、第39条に定める加入者の資格を有する者のうち社員等であった期間が適年移行事業所ごとに附則別表第2に定める期間に達している者を含む。)は、同日付で本制度に加入するものとする。

2 適年移行事業所の施行日現在の加入者については、施行日の前に当該実施事業所の社員等であった期間のうち適年移行事業所ごとに附則別表第2に定める期間以上の期間を、加入者期間に合算するものとする。

(適格退職年金からの資産移換)

第3条 適年移行事業所の事業主は、規則附則第13条に基づき、当該事業主が実施する適格退職年金契約を解除したことにより返還される金額を、本制度の過去勤務債務の掛金として直ちに一括して払い込むものとする。

(仮想個人勘定残高に関する経過措置)

第4条 適年移行事業所の施行日現在において加入者である者の施行日現在における仮想個人勘定残高は、第43条第1項の規定にかかわらず、前条により返還される額に適年移行事業

所ごとに附則別表第3に定める適年資産個人別按分率を乗じて得た額とする。

- 2 適年移行事業所の施行日現在において加入者である者の仮想個人勘定残高の算定にあたっては、第43条第1項第3号中「前事業年度末の仮想個人勘定残高」とあるのは、平成21年10月から平成22年3月までの各月については、「施行日現在における仮想個人勘定残高」とする。

(給付に関する経過措置)

第5条 平成21年9月末以前においてこの基金の受給権者である者の給付については、なお従前の例による。

認可の日(平成22年2月5日)から施行 平成21年11月11日から適用  
(設立事業所三新電線株式会社の削除により、第3条(加入者Aの拠出クレジット月額に関する経過措置)を削り、第4条以下の条文を繰り上げる)

附 則(平成22年1月28日)

(施行日)

第1条 この規約は、届出の日から施行し、平成22年1月4日から適用する。

(進興金属工業株式会社及び加藤鉄工株式会社 所在地変更)

附 則(平成22年3月1日)

(施行日)

第1条 この規約は、平成22年3月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成22年2月以前の各月に係る掛金については、なお従前の例による。

(平成20年度不足金にかかる特別掛金の設定)

附 則(平成22年4月1日)

(施行日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(加入及び加入者期間に関する経過措置)

第2条 この規約の施行日(以下「施行日」という。)に、第39条に定める加入者の資格を有する者のうち第40条第1項に該当する者(附則別表第1に定める移行日が平成22年4月1日である実施事業所(以下「適年移行事業所」という。)の社員等については、第39条に定める加入者の資格を有する者のうち社員等であった期間が適年移行事業所ごとに附則別表第2に定める期間に達している者を含む。)は、同日付で本制度に加入するものとする。

- 2 適年移行事業所の施行日現在の加入者については、施行日の前に当該実施事業所の社員等であった期間のうち適年移行事業所ごとに附則別表第2に定める期間以上の期間を、加入者期間に合算するものとする。

(加入者Aの拠出クレジット月額に関する経過措置)

第3条 加入者Aのうち豊和鍛工株式会社、サンショウ株式会社及び白鳥物流センター株式会社の施行日現在の加入者の拠出クレジット月額については、別表第4の2中「加入者期間」を「基金の実施事業所に使用されるに至った日(当該使用されるに至った日において社員等でない場合にあつては社員等となった日)の属する月から拠出クレジット月額の累積を行う各月までの期間」に読み替えて同表の規定を適用するものとする。

(適格退職年金からの資産移換)

第4条 適年移行事業所の事業主は、規則附則第13条に基づき、当該事業主が実施する適格退職年金契約を解除したことにより返還される金額を、本制度の過去勤務債務の掛金として直ちに一括して払い込むものとする。

(仮想個人勘定残高に関する経過措置)

第5条 適年移行事業所の施行日現在において加入者である者の施行日現在における仮想個人勘定残高は、第43条第1項の規定にかかわらず、前条により返還される額に適年移行事業所ごとに附則別表第3に定める適年資産個人別按分率を乗じて得た額とする。

- 2 適年移行事業所の施行日現在において加入者である者の仮想個人勘定残高の算定にあたっては、第 43 条第 1 項第 3 号中「前事業年度末の仮想個人勘定残高」とあるのは、平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月までの各月については、「施行日現在における仮想個人勘定残高」とする。

(給付に関する経過措置)

第 6 条 平成 22 年 3 月末以前においてこの基金の受給権者である者の給付については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第 7 条 平成 22 年 3 月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 8 月 24 日)

(施行日)

第 1 条 この規約は、届出の日から施行し、平成 22 年 7 月 1 日から適用する。  
(株式会社アマダトーヨー 名称変更)

附 則(平成 22 年 8 月 24 日)

(施行日)

第 1 条 この規約は、届出の日から施行し、平成 22 年 7 月 1 日から適用する。  
(マツミ工機株式会社 所在地変更)

附 則(平成 22 年 10 月 1 日)

(施行日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、平成 22 年 10 月 1 日から適用する。

(加入及び加入者期間に関する経過措置)

第 2 条 この規約の施行日(以下「施行日」という。)に、第 39 条に定める加入者の資格を有する者のうち第 40 条第 1 項に該当する者(附則別表第 1 に定める移行日が平成 22 年 10 月 1 日である実施事業所(以下「適年移行事業所」という。)の社員等については、第 39 条に定める加入者の資格を有する者のうち社員等であった期間が適年移行事業所ごとに附則別表第 2 に定める期間に達している者を含む。)は、同日付で本制度に加入するものとする。

- 2 適年移行事業所の施行日現在の加入者については、施行日の前に当該実施事業所の社員等であった期間のうち適年移行事業所ごとに附則別表第 2 に定める期間以上の期間を、加入者期間に合算するものとする。
- 3 施行日現在の加入者のうち、附則別表第 1 の 2 に定める持込日が平成 22 年 10 月 1 日である実施事業所(以下「適年資産持込事業所」という。)の加入者については、施行日の前に当該事業所の社員等であった期間かつ適年資産持込事業所に使用されるに至った日の属する月から加入者の資格を取得した日の属する月の前月までの期間のうち適年資産持込事業所ごとに附則別表第 2 の 2 に定める期間以上の期間を、加入者期間に合算するものとする。

(加入者 A の拠出クレジット月額に関する経過措置)

第 3 条 加入者 A のうち楠精工株式会社、豊丸産業株式会社、株式会社丸上製作所及び株式会社ヤマコーの施行日現在の加入者の拠出クレジット月額については、別表第 4 の 2 中「加入者期間」を「基金の実施事業所に使用されるに至った日(当該使用されるに至った日において社員等でない場合にあつては社員等となった日)の属する月から拠出クレジット月額の累積を行う各月までの期間」に読み替えて同表の規定を適用するものとする。

(適格退職年金からの資産移換)

第 4 条 適年移行事業所及び適年資産持込事業所の事業主は、規則附則第 13 条に基づき、当該事業主が実施する適格退職年金契約を解除したことにより返還される金額を、本制度の過去勤務債務の掛金として直ちに一括して払い込むものとする。

(仮想個人勘定残高に関する経過措置)

第 5 条 適年移行事業所の施行日現在において加入者である者の施行日現在における仮想個人勘

- 定残高は、第 43 条第 1 項の規定にかかわらず、前条により返還される額に適年移行事業所ごとに附則別表第 3 に定める適年資産個人別按分率を乗じて得た額とする。
- 2 適年移行事業所の施行日現在において加入者である者の仮想個人勘定残高の算定にあたっては、第 43 条第 1 項第 3 号中「前事業年度末の仮想個人勘定残高」とあるのは、平成 22 年 10 月から平成 23 年 3 月までの各月については、「施行日現在における仮想個人勘定残高」とする。
  - 3 適年資産持込事業所の施行日現在において加入者である者の施行日現在における仮想個人勘定残高は、第 43 条第 1 項の規定にかかわらず、施行日前日現在における仮想個人勘定残高に、適年資産持込事業所ごとに前条により返還される額に附則別表第 3 の 2 に定める適年資産個人別按分率を乗じて得た額を合算した額とする。
  - 4 適年資産持込事業所の施行日現在において加入者である者の仮想個人勘定残高の算定にあたっては、第 43 条第 1 項第 3 号中「前事業年度末の仮想個人勘定残高」とあるのは、平成 22 年 10 月から平成 23 年 3 月までの各月については、「施行日現在における仮想個人勘定残高」とする。

(給付に関する経過措置)

第 6 条 平成 22 年 9 月末以前においてこの基金の受給権者である者の給付については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 3 月 1 日)

(施行日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、平成 23 年 2 月 1 日から適用する。  
(日進省力機工業株式会社 就業規則及び退職金規程の変更に伴う参照条項の読替え)

附 則(平成 23 年 3 月 1 日)

(施行日)

第 1 条 この規約は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第 2 条 平成 23 年 2 月以前の各月に係る掛金については、なお従前の例による。  
(平成 21 年度決算の別途積立金の一部取り崩しによる特別掛金額の減額)

附 則(平成 23 年 4 月 1 日)

(施行日)

第 1 条 この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(加入及び加入者期間に関する経過措置)

- 第 2 条 この規約の施行日(以下「施行日」という。)に、第 39 条に定める加入者の資格を有する者のうち第 40 条第 1 項に該当する者(附則別表第 1 に定める移行日が平成 23 年 4 月 1 日である実施事業所(以下「適年移行事業所」という。)の社員等については、第 39 条に定める加入者の資格を有する者のうち社員等であった期間が適年移行事業所ごとに附則別表第 2 に定める期間に達している者を含むものとし、附則別表第 1 の 2 に定める持込日が平成 23 年 4 月 1 日である実施事業所(以下「適年資産持込事業所」という。)の社員等については、第 39 条に定める加入者の資格を有する者のうち社員等であった期間が適年資産持込事業所ごとに附則別表第 2 の 2 に定める期間に達している者を含むものとする。)は、同日付で本制度に加入するものとする。
- 2 適年移行事業所の施行日現在の加入者については、施行日の前に当該実施事業所の社員等であった期間のうち適年移行事業所ごとに附則別表第 2 に定める期間以上の期間を、加入者期間に合算するものとする。
  - 3 施行日現在の加入者のうち適年資産持込事業所の加入者については、施行日の前に当該事業所の社員等であった期間かつ適年資産持込事業所に使用されるに至った日の属する月から加入者の資格を取得した日の属する月の前月までの期間のうち適年資産持込事業所ごとに附則別表第 2 の 2 に定める期間以上の期間を、加入者期間に合算するものとする。

る。

(加入者 A の拠出クレジット月額に関する経過措置)

第 3 条 加入者 A のうち株式会社木村鉄工所、竹内精器株式会社、株式会社ニノミヤ及び株式会社ユタカの施行日現在の加入者の拠出クレジット月額については、別表第 4 の 2 中「加入者期間」を「基金の実施事業所に使用されるに至った日(当該使用されるに至った日において社員等でない場合にあっては社員等となった日)の属する月から拠出クレジット月額の累積を行う各月までの期間」に読み替えて同表の規定を適用するものとする。

(適格退職年金からの資産移換)

第 4 条 適年移行事業所及び適年資産持込事業所の事業主は、規則附則第 13 条に基づき、当該事業主が実施する適格退職年金契約を解除したことにより返還される金額を、本制度の過去勤務債務の掛金として直ちに一括して払い込むものとする。

(仮想個人勘定残高に関する経過措置)

第 5 条 適年移行事業所の施行日現在において加入者である者の施行日現在における仮想個人勘定残高は、第 43 条第 1 項の規定にかかわらず、前条により返還される額に適年移行事業所ごとに附則別表第 3 に定める適年資産個人別按分率を乗じて得た額とする。

2 適年移行事業所の施行日現在において加入者である者の仮想個人勘定残高の算定にあたっては、第 43 条第 1 項第 3 号中「前事業年度末の仮想個人勘定残高」とあるのは、平成 23 年 4 月から平成 24 年 3 月までの各月については、「施行日現在における仮想個人勘定残高」とする。

3 適年資産持込事業所の施行日現在において加入者である者の施行日現在における仮想個人勘定残高は、第 43 条第 1 項の規定にかかわらず、施行日前日現在における仮想個人勘定残高に、適年資産持込事業所ごとに前条により返還される額に附則別表第 3 の 2 に定める適年資産個人別按分率を乗じて得た額を合算した額とする。

4 適年資産持込事業所の施行日現在において加入者である者の仮想個人勘定残高の算定にあたっては、第 43 条第 1 項第 3 号中「前事業年度末の仮想個人勘定残高」とあるのは、平成 23 年 4 月から平成 24 年 3 月までの各月については、「施行日現在における仮想個人勘定残高」とする。

(加入者の区分が変更された者に関する経過措置)

第 6 条 第 43 条第 1 項にかかわらず、豊丸産業株式会社の加入者が施行日に加入者の区分について加入者 A から第 3 加入者に変更されたことに伴い、当該者の仮想個人勘定残高は、次の各号に規定する額の合計額とする。

(1) 施行日の属する月の前月における仮想個人勘定残高

(2) 施行日の属する月から加入者の資格を喪失した日の属する月の前月までの各月について拠出クレジット月額を累計した額

(3) 施行日の属する月から老齢給付金の支給を開始する日の属する月の前月までの前事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあっては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月末日)ごとに、拠出クレジット利息付与額(各年度の 4 月(施行日の属する年度にあっては施行日の属する月)から事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあっては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月)までの各月について、拠出クレジット相当額(その月の拠出クレジット月額に再評価率を乗じて得た額を 12 で除して得た額(1 円未満の端数はこれを 1 円に切り上げる。))にその月の翌月から事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあっては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月)までの月数を乗じて得た額をいう。)を累計した額をいう。)を累計した額

(4) 施行日の属する月から老齢給付金の支給を開始する日の属する月の前月までの各月について、前事業年度末の仮想個人勘定残高(施行日の属する事業年度における当該施行日の属する月以降の各月については施行日の属する月の前月における仮想個人勘定残高とし、加入者の資格を喪失した日の属する事業年度における当該喪失した日の属する月以降の各月については当該喪失した日の属する月の前月の仮想個人勘定残高)に再評価率を乗じて得た額を 12 で除して得た額(1 円未満の端数はこれを 1 円に切り上げる。)を累計した額

(給付に関する経過措置)

第 7 条 平成 23 年 3 月末以前においてこの基金の受給権者である者の給付については、なお従前の

例による。

附 則(平成 23 年 7 月 29 日)  
(施行日)

第 1 条 この規約は、届出の日から施行し、平成 23 年 2 月 1 日から適用する。  
(メイティックス株式会社 名称変更)

附 則(平成 23 年 7 月 31 日)  
(施行日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。  
(加入及び加入者期間に関する経過措置)

第 2 条 この規約の適用日(以下「適用日」という。)に、第 39 条に定める加入者の資格を有する者のうち第 40 条第 1 項に該当する者であって、適用日現在において休職者であるもの(適用日前日現在において丸真重工株式会社の社員等である者に限る。)は、同日付で本制度に加入するものとする。

2 適用日現在において加入者である者(適用日前日現在において丸真重工株式会社の社員等である者に限る。)の適用日現在における加入者期間は、第 42 条の規定にかかわらず、適用日前日現在において効力を有するこの規約の適用日前日現在の加入者期間とする。

(仮想個人勘定残高に関する経過措置)

第 3 条 適用日現在において加入者である者(適用日前日現在において丸真重工株式会社の社員等である者に限る。)の適用日現在における仮想個人勘定残高は、第 43 条第 1 項の規定にかかわらず、適用日前日現在において効力を有するこの規約の適用日前日現在の仮想個人勘定残高とする。

(掛金に関する経過措置)

第 4 条 平成 23 年 3 月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

(給付に関する経過措置)

第 5 条 平成 23 年 3 月末日以前においてこの基金の受給権者である者の給付については、なお従前の例による。

(丸真重工株式会社 合併及び合併に伴う特別掛金の改定)

(丸真精機株式会社及び株式会社レーザーックス 設立事業所の合併による削除)

(株式会社レーザーックス 名称変更)

附 則(平成 23 年 10 月 1 日)  
(施行日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、平成 23 年 10 月 1 日(以下「施行日」という。)から適用する。

(加入及び加入者期間に関する経過措置)

第 2 条 この規約の施行日に、第 39 条に定める加入者の資格を有する者のうち第 40 条第 1 項に該当する者(施行日前日現在において加入者である者を除くものとし、附則別表第 1 に定める移行日が平成 23 年 10 月 1 日である実施事業所(以下「適年移行事業所」という。)の社員等については、第 39 条に定める加入者の資格を有する者のうち社員等であった期間が適年移行事業所ごとに附則別表第 2 に定める期間に達している者を含むものとし、附則別表第 1 の 2 に定める持込日が平成 23 年 10 月 1 日である実施事業所(以下「適年資産持込事業所」という。)の社員等については、第 39 条に定める加入者の資格を有する者のうち社員等であった期間が適年資産持込事業所ごとに附則別表第 2 の 2 に定める期間に達している者を含むものとする。)は、同日付で本制度に加入するものとする。

2 適年移行事業所の施行日現在の加入者については、施行日の前に当該実施事業所の社員等であった期間のうち適年移行事業所ごとに附則別表第 2 に定める期間以上の期間を、加入者期間に合算するものとする。

3 施行日現在の加入者のうち適年資産持込事業所の加入者については、施行日の前に当該

事業所の社員等であった期間かつ適年資産持込事業所に使用されるに至った日の属する月から加入者の資格を取得した日の属する月の前月までの期間のうち適年資産持込事業所ごとに附則別表第 2 の 2 に定める期間以上の期間を、加入者期間に合算するものとする。

(加入者 A の拠出クレジット月額に関する経過措置)

第 3 条 加入者 A のうち株式会社アルファ、株式会社北川製作所、東海オートメーション株式会社及び株式会社平岩鉄工所の施行日現在の加入者の拠出クレジット月額については、別表第 4 の 2 中「加入者期間」を「基金の実施事業所に使用されるに至った日(当該使用されるに至った日において社員等でない場合にあっては社員等となった日)の属する月から拠出クレジット月額の累積を行う各月までの期間」に読み替えて同表の規定を適用するものとする。

(適格退職年金からの資産移換)

第 4 条 適年移行事業所及び適年資産持込事業所の事業主は、規則附則第 13 条に基づき、当該事業主が実施する適格退職年金契約を解除したことにより返還される金額を、本制度の過去勤務債務の掛金として直ちに一括して払い込むものとする。

(仮想個人勘定残高に関する経過措置)

第 5 条 適年移行事業所の施行日現在において加入者である者の施行日現在における仮想個人勘定残高は、第 43 条第 1 項の規定にかかわらず、前条により返還される額に適年移行事業所ごとに附則別表第 3 に定める適年資産個人別按分率を乗じて得た額とする。

2 適年移行事業所の施行日現在において加入者である者の仮想個人勘定残高の算定にあたっては、第 43 条第 1 項第 3 号中「前事業年度末の仮想個人勘定残高」とあるのは、平成 23 年 10 月から平成 24 年 3 月までの各月については、「施行日現在における仮想個人勘定残高」とする。

3 適年資産持込事業所の施行日現在において加入者である者の施行日現在における仮想個人勘定残高は、第 43 条第 1 項の規定にかかわらず、施行日前日現在における仮想個人勘定残高に、前条により返還される額に適年資産持込事業所ごとに附則別表第 3 の 2 に定める適年資産個人別按分率を乗じて得た額を合算した額とする。

4 適年資産持込事業所の施行日現在において加入者である者の仮想個人勘定残高の算定にあたっては、第 43 条第 1 項第 3 号中「前事業年度末の仮想個人勘定残高」とあるのは、平成 23 年 10 月から平成 24 年 3 月までの各月については、「施行日現在における仮想個人勘定残高」とする。

(加入者の区分が変更された者に関する経過措置)

第 6 条 第 43 条第 1 項にかかわらず、株式会社平岩鉄工所の加入者が施行日に加入者の区分について第 2 加入者から加入者 A に変更されたことに伴い、当該者の仮想個人勘定残高は、次の各号に規定する額の合計額とする。

(1) 施行日の属する月の前月における仮想個人勘定残高

(2) 施行日の属する月から加入者の資格を喪失した日の属する月の前月までの各月について拠出クレジット月額を累計した額

(3) 施行日の属する月から老齢給付金の支給を開始する日の属する月の前月までの前事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあっては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月末日)ごとに、拠出クレジット利息付与額(各年度の 4 月(施行日の属する年度にあっては施行日の属する月)から事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあっては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月)までの各月について、拠出クレジット相当額(その月の拠出クレジット月額に再評価率を乗じて得た額を 12 で除して得た額(1 円未満の端数はこれを 1 円に切り上げる。))にその月の翌月から事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあっては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月)までの月数を乗じて得た額をいう。)を累計した額をいう。)を累計した額

(4) 施行日の属する月から老齢給付金の支給を開始する日の属する月の前月までの各月について、前事業年度末の仮想個人勘定残高(施行日の属する事業年度における当該施行日の属する月以降の各月については施行日の属する月の前月における仮想個人勘定残高とし、加入者の資格を喪失した日の属する事業年度における当該喪失した日の属する月以降の各月については当該喪失した日の属する月の前月の仮想個人勘定

残高)に再評価率を乗じて得た額を12で除して得た額(1円未満の端数はこれを1円に切り上げる。)を累計した額

(休職の規定を変更したことに伴い加入者の資格を喪失した者に関する経過措置)

第7条 平成23年5月1日に菱栄工機株式会社の休職の規定を変更したことに伴い加入者の資格を喪失した者の平成23年5月1日現在における仮想個人勘定残高は、第43条第1項の規定にかかわらず、平成23年4月末日における仮想個人勘定残高とする。

- 2 施行日に株式会社平岩鉄工所の休職の規定を変更したことに伴い加入者の資格を喪失した者の施行日現在における仮想個人勘定残高は、第43条第1項の規定にかかわらず、施行日の前日における仮想個人勘定残高とする。

(給付に関する経過措置)

第8条 平成23年9月末以前においてこの基金の受給権者である者の給付については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月1日)

(施行日)

第1条 この規約は、平成24年3月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成24年2月以前の各月に係る掛金については、なお従前の例による。

(平成22年度不足金にかかる特別掛金の設定)

附 則(平成24年4月1日)

(施行日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成24年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則(平成24年10月1日)

(施行日)

第1条 この規約は、平成24年10月1日から施行する。

(加入に関する経過措置)

第2条 この規約の施行日(以下「施行日」という。)に、第39条に定める加入者の資格を有する者のうち第40条第1項に該当する者(施行日前日現在において産恵工業株式会社の従業員である者に限る。)は、同日付で本制度に加入するものとする。

- 2 前項に該当する者のうち、施行日現在において休職者であるものは、同日付で加入者の資格を喪失するものとする。

附 則(平成25年4月1日)

(施行日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(加入に関する経過措置)

第2条 この規約の施行日(以下「施行日」という。)に、第39条に定める加入者の資格を有する者のうち第40条第1項に該当する者(施行日前日現在において後藤工業株式会社の従業員である者に限る。)は、同日付で本制度に加入するものとする。

- 2 前項に該当する者のうち、施行日現在において休職者であるものは、同日付で加入者の資格を喪失するものとする。

(加入者の区分が変更された者に関する経過措置)

第3条 第43条第1項にかかわらず、竹内金属工業株式会社の加入者が施行日に加入者の区分について第3加入者から加入者Bに変更されたこと及び日進省力機工業株式会社の加入者が施行日に加入者の区分について第2加入者から加入者Bに変更されたことに伴い、当

該者の仮想個人勘定残高は、次の各号に規定する額の合計額とする。

- (1) 施行日の属する月の前月における仮想個人勘定残高
- (2) 施行日の属する月から加入者の資格を喪失した日の属する月の前月までの各月について拠出クレジット月額を累計した額
- (3) 施行日の属する月から老齢給付金の支給を開始する日の属する月の前月までの前事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあつては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月末日)ごとに、拠出クレジット利息付与額(各年度の4月(施行日の属する年度にあつては施行日の属する月)から事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあつては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月)までの各月について、拠出クレジット相当額(その月の拠出クレジット月額に再評価率を乗じて得た額を12で除して得た額(1円未満の端数はこれを1円に切り上げる。))にその月の翌月から事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあつては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月)までの月数を乗じて得た額をいう。)を累計した額
- (4) 施行日の属する月から老齢給付金の支給を開始する日の属する月の前月までの各月について、前事業年度末の仮想個人勘定残高(施行日の属する事業年度における当該施行日の属する月以降の各月については施行日の属する月の前月における仮想個人勘定残高とし、加入者の資格を喪失した日の属する事業年度における当該喪失した日の属する月以降の各月については当該喪失した日の属する月の前月の仮想個人勘定残高)に再評価率を乗じて得た額を12で除して得た額(1円未満の端数はこれを1円に切り上げる。)を累計した額

(給付に関する経過措置)

第4条 平成25年3月末以前においてこの基金の受給権者である者の給付については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第5条 平成25年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則(平成25年10月1日)

(施行日)

第1条 この規約は、平成25年10月1日から施行する。

(給付に関する経過措置)

第2条 平成25年9月末以前においてこの基金の受給権者である者の給付については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第3条 平成25年9月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月1日)

(施行日)

第1条 この規約は、平成26年3月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成26年2月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則(平成26年4月1日)

(施行日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(加入に関する経過措置)

第2条 この規約の施行日(以下「施行日」という。)に、第39条に定める加入者の資格を有する者のうち第40条第1項に該当する者(施行日前日現在において株式会社ザインの正社員である者に限る。)は、同日付で本制度に加入するものとする。

2 前項に該当する者のうち、施行日現在において休職者であるものは、同日付で加入者の

資格を喪失するものとする。

(加入者の区分が変更された者に関する経過措置)

第3条 第43条第1項にかかわらず、矢島技研株式会社及び加藤鉄工株式会社の加入者が施行日に加入者の区分について第1加入者から加入者Bに変更されたこと、株式会社アイテクノ矢嶋の加入者が施行日に加入者の区分について第2加入者から加入者Bに変更されたこと、株式会社東名の加入者が施行日に加入者の区分について第3加入者から加入者Bに変更されたこと並びに株式会社コンドウの加入者が施行日に加入者の区分について加入者Aから加入者Bに変更されたことに伴い、当該者の仮想個人勘定残高は、次の各号に規定する額の合計額とする。

- (1) 施行日の属する月の前月における仮想個人勘定残高
- (2) 施行日の属する月から加入者の資格を喪失した日の属する月の前月までの各月について拠出クレジット月額を累計した額
- (3) 施行日の属する月から老齢給付金の支給を開始する日の属する月の前月までの前事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあっては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月末日)ごとに、拠出クレジット利息付与額(各年度の4月(施行日の属する年度にあっては施行日の属する月)から事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあっては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月)までの各月について、拠出クレジット相当額(その月の拠出クレジット月額に再評価率を乗じて得た額を12で除して得た額(1円未満の端数はこれを1円に切り上げる。))にその月の翌月から事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあっては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月)までの月数を乗じて得た額をいう。)を累計した額
- (4) 施行日の属する月から老齢給付金の支給を開始する日の属する月の前月までの各月について、前事業年度末の仮想個人勘定残高(施行日の属する事業年度における当該施行日の属する月以降の各月については施行日の属する月の前月における仮想個人勘定残高とし、加入者の資格を喪失した日の属する事業年度における当該喪失した日の属する月以降の各月については当該喪失した日の属する月の前月の仮想個人勘定残高)に再評価率を乗じて得た額を12で除して得た額(1円未満の端数はこれを1円に切り上げる。)を累計した額

(給付に関する経過措置)

第4条 平成26年3月末以前においてこの基金の受給権者である者の給付については、なお従前の例による。

附 則(平成26年10月1日)

(施行日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成26年10月1日(以下「施行日」という。)から適用する。

(加入者の区分が変更された者に関する経過措置)

第2条 第43条第1項にかかわらず、近藤金属工業株式会社及び稲垣工業株式会社の加入者が施行日に加入者の区分について加入者Aから加入者Bに変更されたことに伴い、当該者の仮想個人勘定残高は、次の各号に規定する額の合計額とする。

- (1) 施行日の属する月の前月における仮想個人勘定残高
- (2) 施行日の属する月から加入者の資格を喪失した日の属する月の前月までの各月について拠出クレジット月額を累計した額
- (3) 施行日の属する月から老齢給付金の支給を開始する日の属する月の前月までの前事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあっては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月末日)ごとに、拠出クレジット利息付与額(各年度の4月(施行日の属する年度にあっては施行日の属する月)から事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあっては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月)までの各月について、拠出クレジット相当額(その月の拠出クレジット月額に再評価率を乗じて得た額を12で除して得た額(1円未満の端数はこれを1円に切り上げる。))にその月の翌月から事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあって

は加入者の資格を喪失した日の属する月の前月)までの月数を乗じて得た額をいう。)を合計した額をいう。)を累計した額

- (4) 施行日の属する月から老齢給付金の支給を開始する日の属する月の前月までの各月について、前事業年度末の仮想個人勘定残高(施行日の属する事業年度における当該施行日の属する月以降の各月については施行日の属する月の前月における仮想個人勘定残高とし、加入者の資格を喪失した日の属する事業年度における当該喪失した日の属する月以降の各月については当該喪失した日の属する月の前月の仮想個人勘定残高)に再評価率を乗じて得た額を12で除して得た額(1円未満の端数はこれを1円に切り上げる。)を累計した額

(給付に関する経過措置)

第3条 平成26年9月末以前においてこの基金の受給権者である者の給付については、なお従前の例による。

附 則(平成27年4月1日)

(施行日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成27年4月1日(以下「施行日」という。)から適用する。

(加入者の区分が変更された者に関する経過措置)

第2条 第43条第1項にかかわらず、津村鉄工株式会社の加入者が施行日に加入者の区分について第3加入者から加入者Aに変更されたことに伴い、当該者の仮想個人勘定残高は、次の各号に規定する額の合計額とする。

- (1) 施行日の属する月の前月における仮想個人勘定残高
- (2) 施行日の属する月から加入者の資格を喪失した日の属する月の前月までの各月について拠出クレジット月額を累計した額
- (3) 施行日の属する月から老齢給付金の支給を開始する日の属する月の前月までの前事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあつては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月末日)ごとに、拠出クレジット利息付与額(各年度の4月(施行日の属する年度にあつては施行日の属する月)から事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあつては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月)までの各月について、拠出クレジット相当額(その月の拠出クレジット月額に再評価率を乗じて得た額を12で除して得た額(1円未満の端数はこれを1円に切り上げる。))にその月の翌月から事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあつては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月)までの月数を乗じて得た額をいう。)を合計した額をいう。)を累計した額
- (4) 施行日の属する月から老齢給付金の支給を開始する日の属する月の前月までの各月について、前事業年度末の仮想個人勘定残高(施行日の属する事業年度における当該施行日の属する月以降の各月については施行日の属する月の前月における仮想個人勘定残高とし、加入者の資格を喪失した日の属する事業年度における当該喪失した日の属する月以降の各月については当該喪失した日の属する月の前月の仮想個人勘定残高)に再評価率を乗じて得た額を12で除して得た額(1円未満の端数はこれを1円に切り上げる。)を累計した額

(給付に関する経過措置)

第3条 平成27年3月末以前においてこの基金の受給権者である者の給付については、なお従前の例による。

附 則(平成27年7月30日)

(施行日)

第1条 この規約は、届出の日から施行し、平成27年7月13日から適用する。

附 則(平成27年9月30日)

(施行日)

第1条 この規約は、平成27年9月30日から施行する。

附 則(平成27年10月1日)

(施行日)

第1条 この規約は、平成27年10月1日から施行する。ただし、第91条の改正規定及び次条の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(連合会に関する経過措置)

第2条 第91条第1項第2号に規定する連合会は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)附則第70条に規定する連合会の設立までの間、同法附則第3条第13号に規定する存続連合会とする。

附 則(平成28年4月1日)

(施行日)

第1条 この規約は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得及び加入者期間に関する経過措置)

第2条 施行日に、第39条に定める加入者の資格を有する者(施行日前日現在において第二年金制度実施事業所に使用されている社員等(第3項に定める経過社員等を含む。)である者のうち、同日において加入者でない者に限る。)は、施行日付で基金に加入するものとする。

2 第二年金制度対象社員等(次項に定める経過社員等を含む。)のうち、施行日において実施事業所ごとに附則別表第4に定める移行時即時加入対象者であって、同日において第39条第4項に定める第二年金制度対象加入者に該当しない者は、同項の規定にかかわらず、第二年金制度対象加入者とし、施行日付で基金に加入するものとする。

3 施行日において実施事業所ごとに附則別表第5に定める経過社員等のうち、施行日において第39条第2項第2号に定める第二年金制度対象社員等に該当しない者(以下「経過社員等」という。)は、同号の規定にかかわらず、第二年金制度対象社員等に該当するものとする。

4 施行日において第二年金制度実施事業所に使用される加入者(第1項及び第2項の規定により加入者の資格を取得した者を含む。)のうち、次の各号のいずれかに該当する者の実施事業所ごとに附則別表第6に定める算入期間(第42条に規定する加入者期間の算定の基礎となった期間を除く。次項において「算入期間」という。)は、施行日に、第42条に規定する加入者期間に算入するものとする。

(1) 愛鉄連厚生年金基金の解散日において同基金の加算適用加入員であった者

(2) 中日本段ボール厚生年金基金(以下「解散基金」という。)の解散日において同基金の加算適用加入員であった者

5 施行日において第二年金制度実施事業所に使用される第二年金制度対象社員等(経過社員等を含む。)のうち前項各号のいずれかに該当する者であって、同日において第二年金制度対象加入者に該当しない者については、第二年金制度対象加入者に該当した日に、算入期間を第42条に規定する加入者期間に算入するものとする。

(解散した厚生年金基金からの残余財産の交付)

第3条 解散基金が解散した場合であって、当該解散基金の設立事業所又は設立事業所の一部が基金の実施事業所となっている場合又は実施事業所となる場合には、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。)附則第35条第1項及び当該解散基金の規約に基づき、当該解散基金からの申出により、基金は、当該設立事業所に使用される解散基金加入員等(平成25年改正法附則第35条第1項に規定する解散基金加入員等をいう。以下同じ。)に分配すべき残余財産の交付を受けることができる。

2 解散基金加入員等のうち、次に定める者については、前項の規定にかかわらず、当該者に係る残余財産の交付を受けない。

前項の規定に基づき、解散基金が残余財産の交付を申し出たときに基金の加入者でない

者

- 3 基金が第1項の規定による残余財産の交付を受けたときは、平成25年改正法附則第35条第2項の規定に基づき、当該交付金を原資として、当該解散基金加入員等に対し、老齢給付金等の支給を行う。

(加入者の区分が変更された者に関する経過措置)

第4条 第43条第1項にかかわらず、株式会社石川製作所の加入者が施行日に加入者の区分について第2加入者から加入者Aに変更されたこと、株式会社メタルテック及び株式会社岡田鉄工所の加入者が施行日に加入者の区分について第2加入者から加入者Bに変更されたこと、明和工業株式会社、株式会社マインツ及び鈴木工業株式会社の加入者が施行日に加入者の区分について第3加入者から加入者Bに変更されたこと並びに高広工業株式会社の加入者が施行日に加入者の区分について加入者Aから加入者Bに変更されたことに伴い、当該者の仮想個人勘定残高は、次の各号に規定する額の合計額とする。

- (1) 施行日の属する月の前月における仮想個人勘定残高
- (2) 施行日の属する月から加入者の資格を喪失した日の属する月の前月までの各月について拠出クレジット月額を累計した額
- (3) 施行日の属する月から老齢給付金の支給を開始する日の属する月の前月までの前事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあっては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月末日)ごとに、拠出クレジット利息付与額(各年度の4月(施行日の属する年度にあっては施行日の属する月)から事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあっては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月)までの各月について、拠出クレジット相当額(その月の拠出クレジット月額に再評価率を乗じて得た額を12で除して得た額(1円未満の端数はこれを1円に切り上げる。))にその月の翌月から事業年度末(加入者の資格を喪失した日の属する年度にあっては加入者の資格を喪失した日の属する月の前月)までの月数を乗じて得た額をいう。)を合計した額をいう。)を累計した額
- (4) 施行日の属する月から老齢給付金の支給を開始する日の属する月の前月までの各月について、前事業年度末の仮想個人勘定残高(施行日の属する事業年度における当該施行日の属する月以降の各月については施行日の属する月の前月における仮想個人勘定残高とし、加入者の資格を喪失した日の属する事業年度における当該喪失した日の属する月以降の各月については当該喪失した日の属する月の前月の仮想個人勘定残高)に再評価率を乗じて得た額を12で除して得た額(1円未満の端数はこれを1円に切り上げる。)を累計した額

(第二年金制度仮想個人勘定残高に関する経過措置)

第5条 施行日における第二年金制度対象加入者の施行日現在の第二年金制度仮想個人勘定残高は、零とする。

- 2 第43条の2の規定にかかわらず、基金が附則第3条第1項の申出に従い残余財産の交付を受けたときは、当該交付された解散基金加入員等について、当該者に係る交付を受けた残余財産の額(以下「個人別持込年金資産額」という。)を当該交付された日において同日の第二年金制度仮想個人勘定残高に加算する。
- 3 第43条第2項の規定にかかわらず、前項の規定により交付を受けた残余財産の額を第二年金制度仮想個人勘定残高に加算した場合の第二年金制度仮想個人勘定残高の算定にあたっては、第43条の2第1項第3号中「前事業年度末の第二年金制度仮想個人勘定残高」とあるのは、当該交付を受けた日の属する月の翌月から当該交付を受けた日の属する月の翌月以後最初に到来する3月までの各月については、「残余財産の交付を受けた日の第二年金制度仮想個人勘定残高」とする。

(残余財産交付前の喪失者に関する経過措置)

第6条 附則第3条第1項の規定に基づき残余財産の交付の申出の対象となった解散基金加入員等のうち、同項の交付の前に加入者の資格を喪失した者(以下「交付前喪失者」という。)であって、老齢給付金の受給権者(老齢給付金の支給を請求していない者に限る。)は、附則第3条第1項の交付を受ける日の属する月まで、当該老齢給付金の支給を繰り下げることができることを申し出ることができる。

- 2 前項の申出をした老齢給付金の受給権者に対する老齢給付金の支給は、第48条の規定にかかわらず、支給の繰下げが終了する月の翌月から始める。

- 3 第 1 項の申出をした老齢給付金の受給権者に支給する老齢給付金の額は、第 55 条の規定により算出された額とする。
- 4 交付前喪失者のうち脱退一時金の受給権者(第 41 条第 5 号に該当して加入者の資格を喪失した者を除く。)であって加入者期間 20 年未満の者は、第 61 条の規定にかかわらず、附則第 3 条第 1 項の交付を受ける日の属する月まで、脱退一時金の支給を繰り下げることができる。
- 5 前項の規定により脱退一時金の支給を繰り下げている者が脱退一時金の支給を申し出た場合の脱退一時金は、次の各号に定める額を合算した額とする。
  - (1) 第一年金額に相当する一時金額(第一年金制度対象加入者であった者に限る。)
    - 申出時の仮想個人勘定残高
  - (2) 第二年金額に相当する一時金額
    - 申出時の第二年金制度仮想個人勘定残高
- 6 第 1 項又は第 4 項の規定に基づき老齢給付金又は脱退一時金の支給の繰下げの申出をしている者が附則第 3 条第 1 項の交付の前に死亡した場合は、第 64 条の規定にかかわらず、当該死亡した者の遺族に遺族給付金を一時金として支給するものとし、当該遺族給付金の額は、次の各号に定める額を合算した額とする。
  - (1) 第一年金額に相当する一時金額(第一年金制度対象加入者であった者が死亡した場合に限る。)
    - 死亡した日の属する月の前月の仮想個人勘定残高
  - (2) 第二年金額に相当する一時金額
    - 死亡した日の属する月の前月の第二年金制度仮想個人勘定残高
- 7 交付前喪失者のうち、加入者の資格を喪失した日以降附則第 3 条第 1 項の交付の前に、老齢給付金又は脱退一時金の全部(前条第 2 項に規定する個人別持込年金資産額に係る給付を除く。)の支給を受けた者にあつては、附則第 3 条第 1 項の交付を受けたときに、個人別持込年金資産額を一時金として支給するものとする。
- 8 交付前喪失者が附則第 3 条第 1 項の交付の前に死亡した場合(死亡により加入者の資格を喪失した場合を含む。)であつて、第 64 条又は第 6 項の規定によりその者の遺族が遺族給付金を一時金として支給を受けた場合にあつては、附則第 3 条第 1 項の交付を受けたときに、当該死亡した者の遺族に個人別持込年金資産額を一時金として支給するものとする。
- 9 交付前喪失者が老齢給付金の受給権の裁定を受けた後に、基金が附則第 3 条第 1 項の交付を受けた場合、当該交付を受けたときから第二年金額を改定するものとし、改定後の第二年金額は、改定前の第二年金額に、個人別持込年金資産額を第 46 条第 2 項の規定により受給権者が選択した年金支給期間から当該交付を受けるまでに支給を受けた期間を控除した期間に応じて別表第 5 に定める率で除して得た額(100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げる。)を加算した額とする。
- 10 交付前喪失者(前 3 項に該当する場合を除く。)の給付の額(第 3 項の年金額及び第 5 項の一時金額を含む。)の算定に当たっては、前条第 2 項の規定により個人別持込年金資産額が加算された第二年金制度仮想個人勘定残高に基づき算定するものとする。
- 11 基金が附則第 3 条第 1 項の交付を受ける前に、交付前喪失者が通算再加入者となつて第 42 条第 2 項の規定により前後の加入者期間を合算した場合にあつては、前 10 項の規定は適用しないものとする。

(第二年金制度対象加入者の拠出クレジット月額及び第二年金制度標準給与に係る経過措置)

第 7 条 第 43 条の 2 第 2 項及び第 43 条の 3 第 2 項の規定にかかわらず、第二年金制度対象加入者のうち、附則第 2 条第 4 項各号のいずれかに該当する者の拠出クレジット月額及び第二年金制度標準給与は、実施事業所ごとに別表第 4 の 6 に定める額及び実施事業所ごとに附則別表第 7 に定める追加掛金の額を合算した額とする。

(残余財産の交付を受けた解散基金加入員等への通知及び公告)

第 8 条 基金は、附則第 3 条の規定に基づき、残余財産の交付を受けたときは、当該解散基金加入員等に対して、附則第 3 条第 3 項の給付を行うことを通知しなければならない。

- 2 前項の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該解散基金加入員等に送付することによって行う。
  - (1) 基金が残余財産の移換を受けた年月日及びその額

- (2) 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成 26 年政令第 74 号)第 42 条の規定により解散基金加入員等に係る加入者期間に算入される期間
- 3 基金は、解散基金加入員等の所在が明らかでないため、第 1 項の規定による通知をすることができないときは、当該通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

(残余財産の交付を受ける事業所)

第 9 条 附則第 3 条第 1 項の規定に基づき、残余財産の交付を受ける実施事業所は附則別表第 8 のとおりとする。

(最低積立基準額に関する経過措置)

第 10 条 施行日から 5 年を経過する日までの間において、施行日前日における基金の加入者に係る最低積立基準額が、この規約による変更前のアイ企業年金基金規約(以下、この条において「変更前規約」という。)の規定による給付額に基づき算定した最低積立基準額を下回る場合においては、第 76 条第 2 項の規定にかかわらず、その者に係る最低積立基準額は、施行日前日における変更前規約の規定による給付額に基づき算定した最低積立基準額とする。

(経過社員等に関する経過措置)

第 11 条 経過社員等にあつては、第 41 条第 3 号、第 5 号及び第 6 号中「社員等」を「社員等又は経過社員等」に読み替えて適用するものとする。

(給付に関する経過措置)

第 12 条 平成 28 年 3 月末日以前において基金の受給権者である者の給付については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第 13 条 平成 28 年 3 月以前の各月に係る掛金については、なお従前の例による。

#### 附則別表第 1

#### 適年移行事業所 (附則第 2 条関係)

適年移行事業所	移行日
アダチ鋼材株式会社	平成 18 年 4 月 1 日
株式会社荒井道製作所	
池田工業株式会社	
株式会社石川製作所	
株式会社エムエムアイ	
柏工業株式会社	
株式会社コバテック	
坂神工業株式会社	
進興金属工業株式会社	
貴城精工株式会社	
竹内金属工業株式会社	
株式会社東洋工機	
株式会社豊岡工業製作所	
株式会社ハアーモニー	平成 18 年 10 月 1 日
株式会社吉田金属製作所	平成 19 年 4 月 1 日
株式会社レーザックス	
丸真精機株式会社	
明和工業株式会社	
奥田工業株式会社	
伊藤鉄工株式会社	
株式会社山下製作所	平成 19 年 10 月 1 日
津村鉄工株式会社	

鈴喜産業株式会社	平成 20 年 4 月 1 日
太陽電化工業株式会社	
株式会社東名	
株式会社荒川製作所	平成 20 年 10 月 1 日
荒川鉄工株式会社	
稲垣工業株式会社	
株式会社岡田鉄工所	
清水工業株式会社	
杉浦工業株式会社	
東海精工株式会社	
マツミ工機株式会社	
松美工業株式会社	
鍛冶賢工業株式会社	
株式会社コンドウ	
杉江精機株式会社	
高広工業株式会社	
株式会社柘植製作所	
東宝工業株式会社	
幡豆工業株式会社	
碧南鑄造株式会社	
株式会社松川鉄工所	平成 21 年 10 月 1 日
株式会社共栄社	
新日工業株式会社	
株式会社マインツ	平成 22 年 4 月 1 日
株式会社ケーイーシー	
サンショウ株式会社	
白鳥物流センター株式会社	
鈴木工業株式会社	
有限会社寺部鉄工所	
東洋化学株式会社	平成 22 年 10 月 1 日
楠精工株式会社	
トモエ工業株式会社	
豊丸産業株式会社	
株式会社丸上製作所	
株式会社ヨコー	平成 23 年 4 月 1 日
株式会社淺野機械工業所	
株式会社木村鉄工所	
三和電材株式会社	
新和精工株式会社	
竹内精器株式会社	
株式会社ニノミヤ	
株式会社花井製作所	
菱栄工機株式会社	
株式会社ユタカ	
株式会社アルファー	
株式会社北川製作所	
東海オートメーション株式会社	
株式会社前田技研	
株式会社前田シェルサービス	

附則別表第1の2

適年資産持込事業所  
(附則第2条関係)

適年資産持込事業所	持込日
近藤金属工業株式会社	平成19年10月1日
株式会社東陽機械製作所	平成21年4月1日
ダイコー化学工業株式会社	平成22年10月1日
株式会社大竹製作所	平成23年4月1日
伸東工業株式会社	
株式会社平岩鉄工所	平成23年10月1日

附則別表第2

適年移行事業所加入者経過措置  
(附則第2条関係)

適年移行事業所	期間	移行日
アダチ鋼材株式会社	7ヵ月	平成18年4月1日
株式会社荒井道製作所	3年	
池田工業株式会社	3年	
株式会社石川製作所	1年	
株式会社エムエムアイ	3年	
柏工業株式会社	3年	
株式会社コバテック	3年	
坂神工業株式会社	3年	
進興金属工業株式会社	2年	
貴城精工株式会社	3年	
竹内金属工業株式会社	3年	
株式会社東洋工機	1年	
株式会社豊岡工業製作所	3年	平成18年10月1日
株式会社ハアーモニー	1年	
株式会社吉田金属製作所	3年	平成19年4月1日
株式会社レーザックス	3年	
丸真精機株式会社	3年	
明和工業株式会社	3年	
奥田工業株式会社	3年	
伊藤鉄工株式会社	7ヵ月	
株式会社山下製作所	3年	
津村鉄工株式会社	3年	平成19年10月1日
鈴喜産業株式会社	3年	平成20年4月1日
太陽電化工業株式会社	1年	
株式会社東名	3年	平成20年10月1日
株式会社荒川製作所	2年	
荒川鉄工株式会社	2年	
稲垣工業株式会社	3年	
株式会社岡田鉄工所	3年	
清水工業株式会社	2年7ヵ月	
杉浦工業株式会社	3年	
東海精工株式会社	1ヵ月	
マツミ工機株式会社	3年	
松美工業株式会社	3年	
鍛冶賢工業株式会社	1ヵ月	

株式会社コンドウ	1年	
杉江精機株式会社	2年	
高広工業株式会社	1年1ヵ月	
株式会社柘植製作所	3年	
東宝工業株式会社	3年	
幡豆工業株式会社	3年	
碧南鑄造株式会社	3年	
株式会社松川鉄工所	3年	
株式会社共栄社	3年	
新日工業株式会社	1ヵ月	平成21年10月1日
株式会社マインツ	2年	
株式会社ケーイーシー	3年	
サンショウ株式会社	3年	平成22年4月1日
白鳥物流センター株式会社	3年	
鈴木工業株式会社	3年	
有限会社寺部鉄工所	3年	
東洋化学株式会社	3年	
楠精工株式会社	3年	
トモエ工業株式会社	3年	平成22年10月1日
豊丸産業株式会社	3年	
株式会社丸上製作所	3年	
株式会社ヨコー	3年	
株式会社浅野機械工業所	3年	平成23年4月1日
株式会社木村鉄工所	3年	
三和電材株式会社	3年	
新和精工株式会社	3年	
竹内精器株式会社	3年	
株式会社ニノミヤ	3年	
株式会社花井製作所	2年	
菱栄工機株式会社	1年	
株式会社ユタカ	3年	
株式会社アルファー	3年	平成23年10月1日
株式会社北川製作所	3年	
東海オートメーション株式会社	3年	
株式会社前田技研	3年	
株式会社前田シェルサービス	3年	

附則別表第2の2

適年資産持込事業所加入者経過措置  
(附則第2条関係)

適年資産持込事業所	期間	持込日
近藤金属工業株式会社	3年	平成19年10月1日
株式会社東陽機械製作所	2年6ヵ月	平成21年4月1日
ダイコー化学工業株式会社	1年	平成22年10月1日
株式会社大竹製作所	1年	平成23年4月1日
伸東工業株式会社	3年	
株式会社平岩鉄工所	2年	平成23年10月1日

附則別表第3

適年資産個人別按分率  
(附則第6条関係)

適年移行事業所	適年資産個人別按分率	移行日
アダチ鋼材株式会社	平成18年4月1日現在において効力を有するアダチ鋼材株式会社退職金規程第8条に規定する個人別按分率	平成18年4月1日
株式会社荒井道製作所	平成18年4月1日現在において効力を有する株式会社荒井道製作所退職金規程第10条に規定する個人別按分率	
池田工業株式会社	平成18年4月1日現在において効力を有する池田工業株式会社退職金規程第18条に規定する個人別按分率	
株式会社石川製作所	平成18年4月1日現在において効力を有する株式会社石川製作所退職金規定附則第2条に規定する個人別按分率	
株式会社エムエムアイ	平成18年4月1日現在において効力を有する株式会社エムエムアイ退職金規程第11条に規定する個人別按分率	
柏工業株式会社	平成18年4月1日現在において効力を有する柏工業株式会社退職金規定附則第2条に規定する個人別按分率	
株式会社コバテック	平成18年4月1日現在において効力を有する株式会社コバテック退職金規程附則第2条に規定する個人別按分率	
坂神工業株式会社	平成18年4月1日現在において効力を有する坂神工業株式会社退職金規則附則第2条に規定する個人別按分率	
進興金属工業株式会社	平成18年4月1日現在において効力を有する進興金属工業株式会社従業員退職金規定附則第2条に規定する個人別按分率	
貴城精工株式会社	平成18年4月1日現在において効力を有する貴城精工株式会社退職金規定附則第2条に規定する個人別按分率	
竹内金属工業株式会社	平成18年4月1日現在において効力を有する竹内金属工業株式会社退職金規則第10条に規定する個人別按分率	
株式会社東洋工機	平成18年4月1日現在において効力を有する株式会社東洋工機退職金規定第21条に規定する個人別按分率	
株式会社豊岡工業製作所	平成18年4月1日現在において効力を有する株式会社豊岡工業製作所退職金支給規程附則第2条に規定する個人別按分率	
株式会社ハアーモニー	平成18年10月1日現在において効力を有する株式会社ハアーモニー退職金支給規程附則第10条に規定する適年資産個人別按分率	平成18年10月1日
株式会社吉田金属製作所	平成19年4月1日現在において効力を有する株式会社吉田金属製作所退職金規程付則第2条に規定する適年資産個人別按分額	平成19年4月1日
株式会社レーザックス	平成19年4月1日現在において効力を有する株式会社レーザックス退職金規程付則第4条に規定する適年資産個人別按分額	

丸真精機株式会社	平成19年4月1日現在において効力を有する丸真精機株式会社退職金規程付則第4条に規定する適年資産個人別按分額	
明和工業株式会社	平成19年4月1日現在において効力を有する明和工業株式会社退職金規程付則第15条に規定する適年資産個人別按分率	
奥田工業株式会社	平成19年4月1日現在において効力を有する奥田工業株式会社退職金規定付則第2条に規定する適年資産個人別按分率	
伊藤鉄工株式会社	平成19年4月1日現在において効力を有する伊藤鉄工株式会社退職金規定付則第3号に規定する適年資産個人別按分率	
株式会社山下製作所	平成19年4月1日現在において効力を有する株式会社山下製作所退職金規定付則第2条に規定する適年資産個人別按分率	
津村鉄工株式会社	平成19年10月1日現在において効力を有する津村鉄工株式会社退職金規程第12条に規定する個人別按分額	平成19年10月1日
鈴喜産業株式会社	平成20年4月1日現在において効力を有する鈴喜産業株式会社退職金規程附則第2条に規定する適年資産個人別按分率	平成20年4月1日
太陽電化工業株式会社	平成20年4月1日現在において効力を有する太陽電化工業株式会社退職金規定付則第1条に規定する適年資産個人別按分率	
株式会社東名	平成20年4月1日現在において効力を有する株式会社東名社員給与規定第28条の2に規定する適年資産個人別按分率	
株式会社荒川製作所	平成20年10月1日現在において効力を有する株式会社荒川製作所退職金規定附則第1条に規定する適年資産個人別按分率	平成20年10月1日
荒川鉄工株式会社	平成20年10月1日現在において効力を有する荒川鉄工株式会社退職金規定附則第1条に規定する適年資産個人別按分率	
稲垣工業株式会社	平成20年10月1日現在において効力を有する稲垣工業株式会社退職金規程附則第1条に規定する適年資産個人別按分率	
株式会社岡田鉄工所	平成20年10月1日現在において効力を有する株式会社岡田鉄工所退職金規程附則第2条に規定する適年資産個人別按分率	
清水工業株式会社	平成20年10月1日現在において効力を有する清水工業株式会社退職金規程附則第2条に規定する適年資産個人別按分率	
杉浦工業株式会社	平成20年10月1日現在において効力を有する杉浦工業株式会社退職金規定附則第2条に規定する適年資産個人別按分率	
東海精工株式会社	平成20年10月1日現在において効力を有する東海精工株式会社就業規則附則第2条に規定する適年資産個人別按分率	
マツミ工機株式会社	平成20年10月1日現在において効力を有するマツミ工機株式会社退職金規程附則第3条に規定する適年資産個人別按分率	

松美工業株式会社	平成20年10月1日現在において効力を有する松美工業株式会社退職金規程附則第3条に規定する適年資産個人別按分率	
鍛冶賢工業株式会社	平成21年4月1日現在において効力を有する鍛冶賢工業株式会社退職金規程附則第3条に規定する適年資産個人別按分率	平成21年4月1日
株式会社コンドウ	平成21年4月1日現在において効力を有する株式会社コンドウ退職金規定附則第4条に規定する適年資産個人別按分率	
杉江精機株式会社	平成21年4月1日現在において効力を有する杉江精機株式会社退職金規程第17条に規定する適年資産個人別按分率	
高広工業株式会社	平成21年4月1日現在において効力を有する高広工業株式会社退職金規程附則第2条に規定する適年資産個人別按分率	
株式会社柘植製作所	平成21年4月1日現在において効力を有する株式会社柘植製作所退職金規定附則第2条に規定する適年資産個人別按分率	
東宝工業株式会社	平成21年4月1日現在において効力を有する東宝工業株式会社退職金規定第11条に規定する適年資産個人別按分率	
幡豆工業株式会社	平成21年4月1日現在において効力を有する幡豆工業株式会社退職金規定第11条に規定する適年資産個人別按分率	
碧南鑄造株式会社	平成21年4月1日現在において効力を有する碧南鑄造株式会社退職金規定第11条に規定する適年資産個人別按分率	
株式会社松川鉄工所	平成21年4月1日現在において効力を有する株式会社松川鉄工所退職金規定協定書付則第4条に規定する適年資産個人別按分率	
株式会社共栄社	平成21年10月1日現在において効力を有する株式会社共栄社退職金規程附則第3条に規定する適年資産個人別按分率	平成21年10月1日
新日工業株式会社	平成21年10月1日現在において効力を有する新日工業株式会社従業員退職手当支給規定附則第1条に規定する適年資産個人別按分率	
株式会社マインツ	平成21年10月1日現在において効力を有する株式会社マインツ退職金規定附則第3条に規定する適年資産個人別按分率	
株式会社ケーイーシー	平成22年4月1日現在において効力を有する株式会社ケーイーシー退職金規程附則第2条に規定する適年資産個人別按分率	平成22年4月1日
サンショウ株式会社	平成22年4月1日現在において効力を有するサンショウ株式会社退職金規則附則第3条に規定する適年資産個人別按分率	
白鳥物流センター株式会社	平成22年4月1日現在において効力を有する白鳥物流センター株式会社退職金規則附則第3条に規定する適年資産個人別按分率	
鈴木工業株式会社	平成22年4月1日現在において効力を有する鈴木工業株式会社退職金規程附則第4条に規定する適年資産個人別按分率	

有限会社寺部鉄工所	平成22年4月1日現在において効力を有する有限会社寺部鉄工所退職金規定附則第2条に規定する適年資産個人別按分率	
東洋化学株式会社	平成22年4月1日現在において効力を有する東洋化学株式会社退職金規程附則第2条に規定する適年資産個人別按分率	
楠精工株式会社	平成22年10月1日現在において効力を有する楠精工株式会社就業規則第38条第2項に規定する適年資産個人別按分率	平成22年10月1日
トモエ工業株式会社	平成22年10月1日現在において効力を有するトモエ工業株式会社退職金規程附則第3条に規定する適年資産個人別按分率	
豊丸産業株式会社	平成22年10月1日現在において効力を有する豊丸産業株式会社退職金規定附則第2条に規定する適年資産個人別按分率	
株式会社丸上製作所	平成22年10月1日現在において効力を有する株式会社丸上製作所退職金規定附則第3条に規定する適年資産個人別按分率	
株式会社ヨコー	平成22年10月1日現在において効力を有する株式会社ヨコー退職金規程附則第3条に規定する適年資産個人別按分率	
株式会社浅野機械工業所	平成23年4月1日現在において効力を有する株式会社浅野機械工業所退職金規定付則第3条に規定する適年資産個人別按分率	
株式会社木村鉄工所	平成23年4月1日現在において効力を有する株式会社木村鉄工所退職手当金規定附則第3条に規定する適年資産個人別按分率	
三和電材株式会社	平成23年4月1日現在において効力を有する三和電材株式会社退職金規程付則第3条に規定する適年資産個人別按分率	
新和精工株式会社	平成23年4月1日現在において効力を有する新和精工株式会社退職金規程付則第3条に規定する適年資産個人別按分率	
竹内精器株式会社	平成23年4月1日現在において効力を有する竹内精器株式会社退職金規定附則第3条に規定する適年資産個人別按分率	
株式会社ニノミヤ	平成23年4月1日現在において効力を有する株式会社ニノミヤ退職金規程附則第4条に規定する適年資産個人別按分率	
株式会社花井製作所	平成23年4月1日現在において効力を有する株式会社花井製作所退職金支給規定第14条に規定する適年資産個人別按分率	
菱栄工機株式会社	平成23年4月1日現在において効力を有する菱栄工機株式会社退職金規定附則第3条に規定する適年資産個人別按分率	
株式会社ユタカ	平成23年4月1日現在において効力を有する株式会社ユタカ退職金規定付則第4条に規定する適年資産個人別按分率	
株式会社アルファー	平成23年10月1日現在において効力を有する株式会社アルファー退職金規程付則第4条に規定する適年資産個人別按分率	平成23年10月1日

株式会社北川製作所	平成 23 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社北川製作所退職金規程付則第 4 条に規定する適年資産個人別按分率	
東海オートメーション株式会社	平成 23 年 10 月 1 日現在において効力を有する東海オートメーション株式会社退職金規程付則第 3 条に規定する適年資産個人別按分率	
株式会社前田技研	平成 23 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社前田技研退職金規程附則第 2 条に規定する適年資産個人別按分率	
株式会社前田シェルサービス	平成 23 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社前田シェルサービス退職金規程附則第 2 条に規定する適年資産個人別按分率	

附則別表第 3 の 2

適年資産個人別按分率  
(附則第 5 条関係)

適年資産持込事業所	適年資産個人別按分率	振込日
近藤金属工業株式会社	平成 19 年 10 月 1 日現在において効力を有する近藤金属工業株式会社退職金規程付則第 3 条に規定する個人別按分額	平成 19 年 10 月 1 日
株式会社東陽機械製作所	平成 21 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社東陽機械製作所退職金規程附則第 2 条に規定する適年資産個人別按分率	平成 21 年 4 月 1 日
ダイコー化学工業株式会社	平成 22 年 10 月 1 日現在において効力を有するダイコー化学工業株式会社退職金規程附則第 3 条に規定する適年資産個人別按分率	平成 22 年 10 月 1 日
株式会社大竹製作所	平成 23 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社大竹製作所退職金規定付則第 4 条に規定する適年資産個人別按分率	平成 23 年 4 月 1 日
伸東工業株式会社	平成 23 年 4 月 1 日現在において効力を有する伸東工業株式会社退職金規程附則第 3 条に規定する適年資産個人別按分率	
株式会社平岩鉄工所	平成 23 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社平岩鉄工所退職金規程附則第 4 条に規定する適年資産個人別按分率	平成 23 年 10 月 1 日

附則別表第 4

移行時即時加入対象者の範囲

実施事業所名	移行時即時加入対象者の範囲
株式会社アイテクノ矢嶋	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 2 条に該当する者
株式会社東陽機械製作所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 2 条に該当する者
株式会社フジチュウ	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 2 条に該当する者
矢島技研株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 2 条に該当する者
株式会社平岩鉄工所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 2 条に該当する者

杉浦工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 2 条に該当する者
株式会社共栄社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 2 条に該当する者
竹内精器株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 2 条に該当する者
アイ企業年金基金	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 2 条に該当する者
株式会社伊藤段ボール工業所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 2 条に該当する者
株式会社伊藤段ボール関東	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 2 条に該当する者
加藤精工株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 2 条に該当する者
日本パッケージ株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 2 条に該当する者
太榮株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 2 条に該当する者

附則別表第 5

経過社員等の範囲

実施事業所名	経過社員等の範囲
株式会社富士機工クラタ	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 2 条に該当する者
日本パッケージ株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 2 条第 2 項に該当する者
太榮株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 2 条第 2 項に該当する者

附則別表第 6

算入期間

実施事業所名	算入期間
株式会社アイテクノ矢嶋	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 4 条に定める加入者期間へ通算する期間
株式会社コバテック	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のコバテック年金規程附則第 3 条に定める加入者期間へ通算する期間
竹内金属工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 3 条に定める加入者期間へ通算する期間
株式会社東陽機械製作所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 4 条に定める加入者期間へ通算する期間
株式会社フジチュウ	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 4 条に定める加入者期間へ通算する期間
矢島技研株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所

	のセカンドライフ支援金規程附則第 4 条に定める加入者期間へ通算する期間
岡田工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 3 条に定める加入者期間へ通算する期間
株式会社平岩鉄工所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 4 条に定める加入者期間へ通算する期間
株式会社ワイクリード	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 3 条に定める加入者期間へ通算する期間
株式会社浅賀井製作所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 3 条に定める加入者期間へ通算する期間
エイ・エス機工株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 3 条に定める加入者期間へ通算する期間
株式会社岡田鉄工所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社岡田鉄工所退職金規程附則第 12 条第 2 項に規定する愛鉄連厚生年金基金における解散日までの加算適用加入員期間(但し、当社に係るものに限る)
杉浦工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 3 条に定める加入者期間へ通算する期間
メイティックス株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 3 条に定める加入者期間へ通算する期間
株式会社共栄社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 4 条に定める加入者期間へ通算する期間
竹内精器株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 4 条に定める加入者期間へ通算する期間
アイ企業年金基金	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 4 条に定める加入者期間へ通算する期間
産恵工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 3 条に定める加入者期間へ通算する期間
株式会社アピックス	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 3 条に定める加入者期間へ通算する期間
株式会社伊藤段ボール工業所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 4 条に定める加入者期間へ通算する期間
株式会社伊藤段ボール関東	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 4 条に定める加入者期間へ通算する期間
加藤精工株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 4 条に定める加入者期間へ通算する期間

刈谷紙器株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 4 条に定める加入者期間へ通算する期間
刈北運輸株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 4 条に定める加入者期間へ通算する期間
サカエ工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 3 条に定める加入者期間へ通算する期間
三和工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 3 条に定める加入者期間へ通算する期間
株式会社瀬川鉄工所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 3 条に定める加入者期間へ通算する期間
大栄技研工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 3 条に定める加入者期間へ通算する期間
株式会社大東工作所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 2 条に定める加入者期間へ通算する期間
高桑電機株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 3 条に定める加入者期間へ通算する期間
東海紙器株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所の東海ハート年金 取扱規程附則第 3 条に定める加入者期間へ通算する期間
不二精密工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 3 条に定める加入者期間へ通算する期間
三河工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 3 条に定める加入者期間へ通算する期間
株式会社富士機工クラタ	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 4 条に定める加入者期間へ通算する期間
北陸紙器株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 3 条に定める加入者期間へ通算する期間
日本パッケージ株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 4 条に定める加入者期間へ通算する期間
太榮株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 4 条に定める加入者期間へ通算する期間

附則別表第 7

追加掛金の額

実施事業所	追加掛金の額
株式会社アイテクノ矢嶋	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第 3 条第 2 項に規定する

	追加掛金の額(同条第1項の規定により加算される場合以外は零とする。)
株式会社コバテック	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のコバテック年金規程附則第2条第2項に規定する追加掛金の額(同条第1項の規定により加算される場合以外は零とする。)
竹内金属工業株式会社	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第2条第2項に規定する追加掛金の額(同条第1項の規定により加算される場合以外は零とする。)
株式会社東陽機械製作所	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第3条第2項に規定する追加掛金の額(同条第1項の規定により加算される場合以外は零とする。)
株式会社フジチュウ	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第3条第2項に規定する追加掛金の額(同条第1項の規定により加算される場合以外は零とする。)
矢島技研株式会社	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第3条第2項に規定する追加掛金の額(同条第1項の規定により加算される場合以外は零とする。)
岡田工業株式会社	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第2条第2項に規定する追加掛金の額(同条第1項の規定により加算される場合以外は零とする。)
株式会社平岩鉄工所	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第3条第2項に規定する追加掛金の額(同条第1項の規定により加算される場合以外は零とする。)
株式会社ワイクリード	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第2条第2項に規定する追加掛金の額(同条第1項の規定により加算される場合以外は零とする。)
株式会社浅賀井製作所	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第2条第2項に規定する追加掛金の額(同条第1項の規定により加算される場合以外は零とする。)
エイ・エス機工株式会社	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第2条第2項に規定する追加掛金の額(同条第1項の規定により加算される場合以外は零とする。)
株式会社岡田鉄工所	平成28年4月1日現在において効力を有する株式会社岡田鉄工所退職金規程附則第12条第2項に規定する加算額(同条第1項の規定により加算される場合以外は零とする。)
杉浦工業株式会社	零
メイティックス株式会社	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第2条第2項に規定する追加掛金の額(同条第1項の規定により加算される場合以外は零とする。)
株式会社共栄社	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所

	のセカンドライフ支援金規程附則第3条第2項に規定する追加掛金の額(同条第1項の規定により加算される場合以外は零とする。)
竹内精器株式会社	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第3条第2項に規定する追加掛金の額(同条第1項の規定により加算される場合以外は零とする。)
アイ企業年金基金	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第3条第2項に規定する追加掛金の額(同条第1項の規定により加算される場合以外は零とする。)
産恵工業株式会社	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第2条第2項に規定する追加掛金の額(同条第1項の規定により加算される場合以外は零とする。)
株式会社アピックス	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第2条第2項に規定する追加掛金の額(同条第1項の規定により加算される場合以外は零とする。)
株式会社伊藤段ボール工業所	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第3条第2項に規定する追加掛金の額(同条第1項の規定により加算される場合以外は零とする。)
株式会社伊藤段ボール関東	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第3条第2項に規定する追加掛金の額(同条第1項の規定により加算される場合以外は零とする。)
加藤精工株式会社	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第3条第2項に規定する追加掛金の額(同条第1項の規定により加算される場合以外は零とする。)
刈谷紙器株式会社	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第3条第2項に規定する追加掛金の額(同条第1項の規定により加算される場合以外は零とする。)
刈北運輸株式会社	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第3条第2項に規定する追加掛金の額(同条第1項の規定により加算される場合以外は零とする。)
サカエ工業株式会社	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第2条第2項に規定する追加掛金の額(同条第1項の規定により加算される場合以外は零とする。)
三和工業株式会社	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第2条第2項に規定する追加掛金の額(同条第1項の規定により加算される場合以外は零とする。)
株式会社瀬川鉄工所	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第2条第2項に規定する追加掛金の額(同条第1項の規定により加算される場合以外は零とする。)
大栄技研工業株式会社	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所

	のセカンドライフ支援金規程附則第2条第2項に規定する追加掛金の額(同条第1項の規定により加算される場合以外は零とする。)
株式会社大東工作所	零
高桑電機株式会社	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第2条第2項に規定する追加掛金の額(同条第1項の規定により加算される場合以外は零とする。)
東海紙器株式会社	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所の東海ハート年金 取扱規程附則第2条第2項に規定する追加掛金の額(同条第1項の規定により加算される場合以外は零とする。)
不二精密工業株式会社	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第2条第2項に規定する追加掛金の額(同条第1項の規定により加算される場合以外は零とする。)
三河工業株式会社	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第2条第2項に規定する追加掛金の額(同条第1項の規定により加算される場合以外は零とする。)
株式会社富士機工クラタ	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第3条第2項に規定する追加掛金の額(同条第1項の規定により加算される場合以外は零とする。)
北陸紙器株式会社	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第2条第2項に規定する追加掛金の額(同条第1項の規定により加算される場合以外は零とする。)
日本パッケージ株式会社	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第3条第2項に規定する追加掛金の額(同条第1項の規定により加算される場合以外は零とする。)
太榮株式会社	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程附則第3条第2項に規定する追加掛金の額(同条第1項の規定により加算される場合以外は零とする。)

附則別表第8

残余財産の交付を受ける実施事業所

実施事業所
株式会社伊藤段ボール工業所
株式会社伊藤段ボール関東
刈谷紙器株式会社
刈北運輸株式会社
東海紙器株式会社
北陸紙器株式会社
日本パッケージ株式会社
太榮株式会社

## 別表第 1

実施事業所の名称及び所在地  
(第 4 条関係)

名 称	所 在 地
愛鉄連厚生年金基金	愛知県名古屋市中村区黄金通一丁目 18
愛鉄連健康保険組合	愛知県名古屋市中村区黄金通一丁目 18
株式会社アイテクノ矢嶋	長野県長野市上野一丁目 35 番地
アダチ鋼材株式会社	愛知県豊橋市大村町高之城 27
株式会社荒井道製作所	愛知県碧南市坂口町三丁目 15 番地
池田工業株式会社	愛知県刈谷市宝町 2-3-7
株式会社石川製作所	愛知県西尾市南中根町山畑 68-1
井上電設株式会社	愛知県名古屋市中区金山四丁目 3-17
株式会社エムエムアイ	愛知県弥富市五之三町川平 341-1
柏工業株式会社	愛知県名古屋市長区大高町寅新田 90
株式会社コバテック	愛知県額田郡幸田町深溝馬洗淵 1 番地 1
近藤金属工業株式会社	愛知県名古屋市中村区亀島二丁目 27-19
坂神工業株式会社	愛知県豊橋市明海町 2-80
進興金属工業株式会社	愛知県みよし市筋生町辰己山 102
貴城精工株式会社	愛知県豊橋市忠興 3-10-1
竹内金属工業株式会社	愛知県日進市岩藤町所寒 558
株式会社東陽機械製作所	愛知県名古屋守山区瀬古一丁目 623 番地
株式会社豊岡工業製作所	愛知県岡崎市上青野町字中屋敷 123
日進省力機工業株式会社	愛知県日進市三本木町大池下 335
株式会社フジチュウ	愛知県名古屋市中川区八家町三丁目 25
豊和鍛工株式会社	愛知県安城市橋目町郷前 30
矢島技研株式会社	愛知県名古屋市中区金山五丁目 2-22
株式会社平岩鉄工所	愛知県碧南市棚尾本町 4-10
岡田工業株式会社	愛知県名古屋南区塩屋町 2 丁目 1
株式会社ハアーモニー	愛知県弥富市鮫ヶ地三丁目 62 番地
株式会社メタルテック岡山事業所	岡山県岡山市東区西大寺浜 910 番地
株式会社メタルテック	愛知県小牧市村中唐曾 1418
株式会社ワイクリード	愛知県名古屋瑞穂区中根町 4 丁目 21 番地
豊岡エンジニアリング株式会社	愛知県岡崎市上青野町中屋敷 123 番地
明和工業株式会社	愛知県豊田市明和町 3 丁目 18 番地
奥田工業株式会社	愛知県豊田市和会町田端下 15
東洋ハアーモニー商事株式会社	愛知県弥富市鮫ヶ地三丁目 62 番地
伊藤鉄工株式会社	愛知県津島市藤浪町 1 丁目 39 番地
株式会社山下製作所	愛知県名古屋南区要町 2 丁目 15 番地の 1
津村鉄工株式会社	愛知県名古屋守山区西島町 16 番 23 号
株式会社浅賀井製作所	愛知県安城市今本町 4 丁目 5 番 20 号
エイ・エス機工株式会社	愛知県安城市今本町 4 丁目 5 番 20 号
株式会社大竹製作所	愛知県海部郡大治町大字中島字郷中 265 番地
鈴喜産業株式会社	愛知県豊橋市大清水町大清水 56 番地
太陽電化工業株式会社	愛知県名古屋瑞穂区河岸一丁目 5 番 1 号
株式会社東名	愛知県稲沢市下津牛洗町 43 番地
株式会社荒川製作所	愛知県名古屋熱田区八番 2 丁目 21 番 17 号
荒川鉄工株式会社	愛知県名古屋中川区十一番町 6 丁目 5 番地の 5
稲垣工業株式会社	愛知県西尾市南中根町山畑 70 番地 1
エバー株式会社	愛知県常滑市大谷猿喰 106 番地
株式会社岡田鉄工所	愛知県岡崎市上三ツ木町清口 27
加藤鉄工株式会社	愛知県みよし市筋生町辰己山 103 番地

株式会社協和製作所	愛知県名古屋市長区鳴海町字杜若 26
清水工業株式会社	愛知県豊田市若林東町木ノ前 4 番地 2
杉浦工業株式会社	愛知県豊橋市下地町五貫 58 番地
株式会社ティーイーティー春日井工場	愛知県春日井市高森台 5 丁目 1 番 4 号
東海精工株式会社	愛知県豊田市若林東町陽和 1 番地 1
株式会社豊岡販売	愛知県岡崎市上青野町中屋敷 123 番地
日進工業株式会社	愛知県碧南市港本町 4 番地 39
マツミ工機株式会社	三重県三重郡菰野町 3074-73
松美工業株式会社	愛知県豊田市篠原町敷田 37 番地 2
鍛冶賢工業株式会社	愛知県西尾市寺津町亀井 77
株式会社コンドウ	愛知県豊川市森 6-98
杉江精機株式会社	愛知県名古屋市長区千代 3-101-12
高広工業株式会社	愛知県名古屋市長区塩屋町 6-1
株式会社柘植製作所	愛知県名古屋市長区荒浜町 5-23
東宝工業株式会社	愛知県西尾市寺津町五十間南 1-2
幡豆工業株式会社	愛知県西尾市平坂町北新町 1
碧南鑄造株式会社	愛知県碧南市伊勢町 2-53
メイティックス株式会社	愛知県西尾市中畑町安左東 18
株式会社レーザックス	愛知県知立市新林町小深田 7
株式会社共栄社	愛知県豊川市美幸町 1-26
伸東工業株式会社	愛知県豊田市岩倉町上室 101-17
新日工業株式会社	愛知県蒲郡市浜町 88
株式会社豊岡オリジナル	愛知県岡崎市上青野町中屋敷 123
株式会社マインツ	愛知県刈谷市青山町 2-158-3
愛巧ヘラ押工業株式会社	愛知県東海市名和町五番割 107
株式会社ケーイーシー	岐阜県各務原市テクノプラザ 2-15
サンショウ株式会社	静岡県浜松市東区薬師町 70
白鳥物流センター株式会社	静岡県浜松市東区白鳥町 648-1
鈴木工業株式会社	愛知県豊田市竹町谷間 53
ダイコー化学工業株式会社	静岡県浜松市東区豊町 3226-1
有限会社寺部鉄工所	愛知県豊橋市下地町字瀬上 93-1
東洋化学株式会社	愛知県愛知郡東郷町諸輪百々 51-497
株式会社橋本鉄工所	愛知県岡崎市定国町上川原 1
株式会社メイワ	愛知県豊田市前山町 3-2-1
楠精工株式会社	愛知県名古屋市長区五番町 5-4
トモエ工業株式会社	愛知県名古屋市長区二番 1-6-2
豊丸産業株式会社	愛知県名古屋市長区長戸井町 3-12
株式会社丸上製作所	愛知県豊川市御津町佐脇浜二号地 1 番 19
株式会社ヤマコー	愛知県豊田市神池町 2-1236
株式会社浅野機械工業所	愛知県豊田市花園町東大切 172
株式会社木村鉄工所	愛知県一宮市今伊勢町馬寄字上畑田 5
三和電材株式会社	愛知県名古屋市長区坂井戸町 180
新和精工株式会社	愛知県豊田市篠原町切山 2-24
竹内精器株式会社	愛知県刈谷市一ツ木町 2-6-17
株式会社ニノミヤ	愛知県西尾市横手町川東新田 17 番地 1
株式会社花井製作所	愛知県知多郡東浦町大字藤江字大坪 41
菱栄工機株式会社	愛知県豊田市衣ヶ原 3-31
株式会社ユタカ	愛知県安城市今池町 3-6-37
株式会社アルファー	愛知県大府市北崎町井田 132
株式会社北川製作所	愛知県豊田市竜神町寺池 74-1

東海オートメーション株式会社	愛知県豊田市汐見町 2-6
株式会社前田技研	愛知県岡崎市池金町金山 76-4
株式会社前田シェルサービス	愛知県岡崎市池金町金山 76-4
アイ企業年金基金	愛知県名古屋市市中村区黄金通 1-18
産恵工業株式会社	愛知県豊橋市横須賀町玄宗 31
後藤工業株式会社	愛知県大府市横根町坊主山 1-37
株式会社ザイン	福島県郡山市富久山町福原前物打 57-1
株式会社アピックス	愛知県額田郡幸田町須美南山 2-1
株式会社伊藤段ボール工業所	愛知県名古屋市昭和区白金 2-14-10
株式会社伊藤段ボール関東	愛知県名古屋市昭和区白金 2-14-10
加藤精工株式会社	愛知県刈谷市半城土西町 1-10-15
刈谷紙器株式会社	愛知県刈谷市今川町上池 84 番地
刈北運輸株式会社	愛知県刈谷市今川町上池 84 番地
サカエ工業株式会社	愛知県岡崎市下青野町川原崎 8
三和工業株式会社	愛知県名古屋市南区忠次 1 丁目 4 番 25 号
株式会社瀬川鉄工所	愛知県豊川市金沢町櫛田 1
大栄技研工業株式会社	愛知県半田市州の崎町 2-108
株式会社大東工作所	愛知県名古屋市守山区瀬古 3-304
高桑電機株式会社	愛知県名古屋市西区菊井 2-5-5
東海紙器株式会社	愛知県名古屋市南区豊田五丁目 15-15
不二精密工業株式会社	愛知県名古屋市南区浜田町 2-18
三河工業株式会社	愛知県岡崎市矢作町字祇園 57
株式会社富士機工クラタ	愛知県蒲郡市浜町 26
北陸紙器株式会社	富山県射水市小島 91
日本パッケージ株式会社	愛知県名古屋市守山区下志段味長箆 203-1
太榮株式会社	愛知県名古屋市守山区下志段味長箆 203-1

別表第 2 削除

別表第 3

第 1 事業所の第 1 加入者の範囲  
(第 39 条関係)

実施事業所名	加入者の範囲
柏工業株式会社	平成 18 年 4 月 1 日において効力を有する柏工業株式会社退職金規定第 2 条に規定する社員
東洋ハーモニー商事株式会社	平成 19 年 4 月 1 日現在において効力を有する東洋ハーモニー商事株式会社就業規則第 6 条に規定する月給者

別表第 3 の 2

第 2 事業所の第 2 加入者の範囲  
(第 39 条関係)

実施事業所名	加入者の範囲
株式会社荒井道製作所	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社荒井道製作所就業規則第 2 条に規定する従業員（ただし、日々雇い入れられる者、臨時に期間を定めて雇い入れられる者、嘱託を除く。）
井上電設株式会社	平成 18 年 4 月 1 日現在において効力を有する井上電設株式会社就業規則第 2 条(1)、(2)に規定する従業員
株式会社コバテック	平成 18 年 4 月 1 日において効力を有する株式会社コバテック退職金規程第 2 条に規定する従業員

坂神工業株式会社	平成 18 年 4 月 1 日現在において効力を有する坂神工業株式会社退職金規則第 1 条に規定する従業員
進興金属工業株式会社	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有する進興金属工業株式会社従業員就業規則第 2 条第 1 号に規定する正規従業員
株式会社東陽機械製作所	平成 21 年 4 月 1 日において効力を有する株式会社東陽機械製作所退職金規程第 3 条に規定する従業員
株式会社豊岡工業製作所	平成 18 年 4 月 1 日において効力を有する株式会社豊岡工業製作所就業規則第 2 条に規定する社員
岡田工業株式会社	平成 18 年 10 月 1 日において効力を有する岡田工業株式会社就業規則第 3 条に規定する従業員(ただし、役員、嘱託、日々雇い入れられる者、臨時に期間を定めて雇い入れられる者を除く)
伊藤鉄工株式会社	平成 19 年 4 月 1 日現在において効力を有する伊藤鉄工株式会社退職金規定第 1 条に規定する従業員
エバー株式会社	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有するエバー株式会社退職金規程第 3 条に規定する従業員
株式会社ティーイーティー春日井工場	平成 20 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社ティーイーティー春日井工場就業規則第 2 条に規定する社員
東海精工株式会社	平成 20 年 10 月 1 日現在において効力を有する東海精工株式会社就業規則第 2 条第 1 項に規定する従業員
株式会社柘植製作所	平成 21 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社柘植製作所退職金規定第 2 条に規定する従業員

別表第 3 の 3

第 3 事業所の第 3 加入者の範囲  
(第 39 条関係)

実施事業所名	加入者の範囲
アイ企業年金基金	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有するアイ企業年金基金就業規則第 2 条に規定する職員
愛鉄連厚生年金基金	平成 18 年 4 月 1 日現在において効力を有する愛鉄連厚生年金基金就業規則第 2 条に規定する職員
愛鉄連健康保険組合	平成 18 年 4 月 1 日現在において効力を有する愛鉄連健康保険組合退職金規則第 2 条に該当するもので、平成 18 年 4 月 1 日現在において効力を有する愛鉄連健康保険組合就業規則第 2 条第 1 項の要件を満たす職員
池田工業株式会社	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有する池田工業株式会社就業規則第 2 条(1)に規定する正規従業員
貴城精工株式会社	平成 18 年 4 月 1 日現在において効力を有する貴城精工株式会社退職金規定第 2 条に規定する従業員
株式会社フジチュウ	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社フジチュウ就業規則第 2 条に規定する社員、定款第 12 条に規定する役員
株式会社ワイクリード	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社ワイクリード退職金規定第 2 条に規定する従業員
豊岡エンジニアリング株式会社	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有する豊岡エンジニアリング株式会社退職金支給規程第 2 条第 1 項に規定する社員
奥田工業株式会社	平成 19 年 4 月 1 日現在において効力を有する奥田工業株式会社退職金規定第 2 条に規定する従業員
株式会社山下製作所	平成 26 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社山

	下製作所退職金規程第2条に規定する社員
株式会社浅賀井製作所	平成28年4月1日現在において効力を有する株式会社浅賀井製作所就業規則第2条に規定する従業員
エイ・エス機工株式会社	平成24年4月1日現在において効力を有するエイ・エス機工株式会社就業規則第2条に規定する従業員
太陽電化工業株式会社	平成20年4月1日現在において効力を有する太陽電化工業株式会社退職金規定第1条に規定する従業員
株式会社荒川製作所	平成20年10月1日現在において効力を有する株式会社荒川製作所就業規則第3条第1号に規定する社員
荒川鉄工株式会社	平成20年10月1日現在において効力を有する荒川鉄工株式会社就業規則第3条第1号に規定する社員
清水工業株式会社	平成20年10月1日現在において効力を有する清水工業株式会社退職金規程第2条に規定する従業員
株式会社豊岡販売	平成20年10月1日現在において効力を有する株式会社豊岡販売退職金支給規程第2条第1項に規定する社員
杉江精機株式会社	平成21年4月1日現在において効力を有する杉江精機株式会社退職金規程第1条に規定する社員
株式会社レーザックス	平成23年4月1日現在において効力を有する株式会社レーザックス退職金規程(内幸工場適用分)第2条に規定する従業員及び平成23年4月1日現在において効力を有する株式会社レーザックス退職金規程(新林工場、レーザテクニカルセンター及びマイクロプロセスセンター適用分)第2条に規定する従業員
株式会社共栄社	平成28年4月1日現在において効力を有する株式会社共栄社退職金規定第3条に規定する従業員
伸東工業株式会社	平成21年10月1日現在において効力を有する伸東工業株式会社退職金規程第2条に規定する従業員
新日工業株式会社	平成21年10月1日現在において効力を有する新日工業株式会社従業員退職手当支給規定第1条に規定する従業員
株式会社豊岡オリジナル	平成24年4月1日現在において効力を有する株式会社豊岡オリジナル退職金支給規程第2条第1項に規定する社員
愛巧ヘラ押工業株式会社	平成22年4月1日現在において効力を有する愛巧ヘラ押工業株式会社退職金規程第2条に規定する従業員
株式会社ケーイーシー	平成22年4月1日現在において効力を有する株式会社ケーイーシー就業規則第3条に規定する従業員(ただし、嘱託は除く)
ダイコー化学工業株式会社	平成22年4月1日現在において効力を有するダイコー化学工業株式会社退職金規程第2条に規定する社員
有限会社寺部鉄工所	平成22年4月1日現在において効力を有する有限会社寺部鉄工所退職金規定第3条に規定する従業員
東洋化学株式会社	平成22年4月1日現在において効力を有する東洋化学株式会社就業規則第3条に規定する従業員
株式会社橋本鉄工所	平成22年4月1日現在において効力を有する株式会社橋本鉄工所退職金規程第2条に規定する従業員
株式会社メイワ	平成24年4月1日現在において効力を有する株式会社メイワ退職金規程第1条第2項に規定する社員
トモエ工業株式会社	平成22年10月1日現在において効力を有するトモエ工業株式会社退職金規程第3条に規定する適用除外者を除く社員
豊丸産業株式会社	平成22年10月1日において効力を有する豊丸産業株式会社退職金規定第1条に規定する社員
株式会社浅野機械工業所	平成23年4月1日現在において効力を有する株式会社浅野

	機械工業所退職金規定第2条に規定する従業員
三和電材株式会社	平成27年4月1日現在において効力を有する三和電材株式会社退職金規程第2条に規定する社員
新和精工株式会社	平成23年4月1日現在において効力を有する新和精工株式会社退職金規程第3条に規定する従業員
株式会社花井製作所	平成23年4月1日現在において効力を有する株式会社花井製作所退職金支給規定第2条に規定する社員
菱栄工機株式会社	平成23年4月1日現在において効力を有する菱栄工機株式会社退職金規定第2条に規定する従業員
株式会社前田技研	平成23年10月1日現在において効力を有する株式会社前田技研退職金規程第2条に規定する従業員
株式会社前田シェルサービス	平成23年10月1日現在において効力を有する株式会社前田シェルサービス退職金規程第2条に規定する従業員
産恵工業株式会社	平成24年10月1日現在において効力を有する産恵工業株式会社退職金規程第1条に規定する従業員

別表第3の4

甲事業所の第一年金制度対象加入者の範囲  
(第39条関係)

実施事業所名	加入者の範囲
株式会社ハアーモニー	平成24年4月1日現在において効力を有する株式会社ハアーモニー就業規則第4条に規定する従業員

別表第3の5

甲事業所の加入者の区分に関する表  
(第39条関係)

実施事業所名	加入者の範囲	加入者の区分
株式会社ハアーモニー	平成24年4月1日現在において効力を有する株式会社ハアーモニー就業規則第6条に規定する月給者	第1加入者対象者
	平成24年4月1日現在において効力を有する株式会社ハアーモニー就業規則第6条に規定する日給者	第2加入者対象者

別表第3の6

A事業所の加入者Aの範囲  
(第39条関係)

実施事業所名	加入者の範囲
アダチ鋼材株式会社	平成24年4月1日現在において効力を有するアダチ鋼材株式会社退職金規程第2条第1項に規定する社員
株式会社メタルテック岡山事業所	平成19年4月1日現在において効力を有する株式会社メタルテック岡山事業所退職金規定第3条に規定する社員
株式会社エムエムアイ	平成18年4月1日において効力を有する株式会社エムエムアイ就業規則第3条1に規定する従業員
株式会社大竹製作所	平成24年4月1日現在において効力を有する株式会社大竹製作所退職金規定第3条に規定する従業員
鈴喜産業株式会社	平成20年4月1日現在において効力を有する鈴喜産業株式会社退職金規程第1条に規定する従業員
株式会社協和製作所	平成20年10月1日現在において効力を有する株式会社協和製作所退職金規定第3条に規定する従業員

杉浦工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する杉浦工業株式会社就業規則第 2 条に規定する従業員
日進工業株式会社	平成 26 年 10 月 1 日現在において効力を有する日進工業株式会社従業員退職金規程第 1 条に規定する従業員
マツミ工機株式会社	平成 20 年 10 月 1 日現在において効力を有するマツミ工機株式会社退職金規程第 3 条に規定する従業員
松美工業株式会社	平成 20 年 10 月 1 日現在において効力を有する松美工業株式会社退職金規程第 3 条に規定する従業員
鍛冶賢工業株式会社	平成 21 年 4 月 1 日現在において効力を有する鍛冶賢工業株式会社退職金規程第 3 条に規定する従業員
東宝工業株式会社	平成 21 年 4 月 1 日現在において効力を有する東宝工業株式会社退職金規定第 2 条に規定する社員
幡豆工業株式会社	平成 21 年 4 月 1 日現在において効力を有する幡豆工業株式会社退職金規定第 2 条に規定する社員
碧南鑄造株式会社	平成 21 年 4 月 1 日現在において効力を有する碧南鑄造株式会社退職金規定第 2 条に規定する社員
メイティックス株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有するメイティックス株式会社退職金規定第 1 条に規定する正社員
豊和鍛工株式会社	平成 18 年 4 月 1 日現在において効力を有する豊和鍛工株式会社就業規則第 3 条第 1 項、第 2 項に規定する従業員
サンショウ株式会社	平成 22 年 4 月 1 日現在において効力を有するサンショウ株式会社就業規則第 2 条に規定する従業員
白鳥物流センター株式会社	平成 22 年 4 月 1 日現在において効力を有する白鳥物流センター株式会社就業規則第 2 条に規定する従業員
楠精工株式会社	平成 22 年 10 月 1 日において効力を有する楠精工株式会社就業規則第 33 条に規定する従業員
株式会社丸上製作所	平成 26 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社丸上製作所退職金規定第 1 条に規定する従業員
株式会社ヤマコー	平成 22 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社ヤマコー退職金規程第 2 条に規定する社員
株式会社木村鉄工所	平成 23 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社木村鉄工所退職手当金規定第 1 条に規定する正規従業員
竹内精器株式会社	平成 23 年 4 月 1 日現在において効力を有する竹内精器株式会社退職金規定第 2 条に規定する従業員
株式会社ニノミヤ	平成 23 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社ニノミヤ退職金規程第 2 条に規定する従業員
株式会社ユタカ	平成 23 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社ユタカ退職金規定第 3 条に規定する従業員
株式会社アルファー	平成 23 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社アルファー退職金規程第 1 条に規定する従業員
株式会社北川製作所	平成 23 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社北川製作所退職金規程第 3 条に規定する従業員
東海オートメーション株式会社	平成 23 年 10 月 1 日現在において効力を有する東海オートメーション株式会社退職金規程第 3 条に規定する社員
株式会社平岩鉄工所	平成 23 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社平岩鉄工所就業規則第 2 条(1)に規定する従業員
津村鉄工株式会社	平成 27 年 4 月 1 日現在において効力を有する津村鉄工株式会社退職金規程第 2 条に規定する従業員
株式会社石川製作所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社石川製作所退職金規定第 2 条第 1 項に規定する従業員

## 別表第3の7

B事業所の加入者Bの範囲  
(第39条関係)

実施事業所名	加入者の範囲
竹内金属工業株式会社	平成18年4月1日現在において効力を有する竹内金属工業株式会社正社員就業規則第1条に規定する正社員
日進省力機工業株式会社	平成24年4月1日現在において効力を有する日進省力機工業株式会社就業規則第2条(1)に規定する正規従業員
後藤工業株式会社	平成25年4月1日現在において効力を有する後藤工業株式会社就業規則第3条に規定する従業員
矢島技研株式会社	平成26年4月1日において効力を有する矢島技研株式会社退職金規定第1条に規定する正社員
加藤鉄工株式会社	平成20年10月1日現在において効力を有する加藤鉄工株式会社退職金規程第1条に規定する従業員
株式会社アイテクノ矢嶋	平成26年4月1日現在において効力を有する株式会社アイテクノ矢嶋退職金規定第1条に規定する従業員
株式会社東名	平成26年4月1日現在において効力を有する株式会社東名社員給与規定第20条に規定する正社員
株式会社コンドウ	平成26年4月1日現在において効力を有する株式会社コンドウ退職金規定第3条に規定する従業員
株式会社ザイン	平成26年4月1日現在において効力を有する株式会社ザイン就業規則第2条第1項第1号に規定する正社員
近藤金属工業株式会社	平成26年10月1日現在において効力を有する近藤金属工業株式会社退職金規程第1条に規定する従業員
稲垣工業株式会社	平成26年10月1日現在において効力を有する稲垣工業株式会社退職金規程第1条に規定する従業員
明和工業株式会社	平成28年4月1日現在において効力を有する明和工業株式会社退職金規程第1条第2項に規定する正社員、準社員
株式会社メタルテック	平成19年4月1日現在において効力を有する株式会社メタルテック就業規則第2条①に規定する正社員
株式会社岡田鉄工所	平成28年4月1日現在において効力を有する株式会社岡田鉄工所退職金規程第2条に規定する従業員
高広工業株式会社	平成28年4月1日現在において効力を有する高広工業株式会社退職金規程第2条に規定する正社員
株式会社マインツ	平成28年4月1日現在において効力を有する株式会社マインツ退職金規定第1条に規定する従業員
鈴木工業株式会社	平成28年4月1日現在において効力を有する鈴木工業株式会社退職金規程第3条に規定する従業員

## 別表第3の8

第二年金制度対象加入者の範囲  
(第39条関係)

実施事業所名	第二年金制度対象加入者の範囲
株式会社アイテクノ矢嶋	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第2条第1項に規定する加入対象者
株式会社コバテック	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のコバテック年金規程第2条第1項に規定する加入対象者
竹内金属工業株式会社	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第2条第1項に規定する加入対象者
株式会社東陽機械製作所	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第2条第1項に規定する加入対象者

株式会社フジチュウ	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 2 条第 1 項に規定する加入対象者
矢島技研株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 2 条第 1 項に規定する加入対象者
岡田工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 2 条第 1 項に規定する加入対象者
株式会社平岩鉄工所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 2 条第 1 項に規定する加入対象者
株式会社ワイクリード	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 2 条第 1 項に規定する加入対象者
株式会社浅賀井製作所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 2 条第 1 項に規定する加入対象者
エイ・エス機工株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 2 条第 1 項に規定する加入対象者
株式会社岡田鉄工所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社岡田鉄工所退職金規程第 2 条に規定する従業員
杉浦工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 2 条第 1 項に規定する加入対象者
メイティックス株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 2 条第 1 項に規定する加入対象者
株式会社共栄社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 2 条第 1 項に規定する加入対象者
竹内精器株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 2 条第 1 項に規定する加入対象者
アイ企業年金基金	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 2 条第 1 項に規定する加入対象者
産恵工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 2 条第 1 項に規定する加入対象者
株式会社アピックス	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 2 条第 1 項に規定する加入対象者
株式会社伊藤段ボール工業所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 2 条第 1 項に規定する加入対象者
株式会社伊藤段ボール関東	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 2 条第 1 項に規定する加入対象者
加藤精工株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 2 条第 1 項に規定する加入対象者
刈谷紙器株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 2 条第 1 項に規定する加入対象者
刈北運輸株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 2 条第 1 項に規定する加入対象者
サカエ工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 2 条第 1 項に規定する加入対象者
三和工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 2 条第 1 項に規定する加入対象者
株式会社瀬川鉄工所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 2 条第 1 項に規定する加入対象者
大栄技研工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 2 条第 1 項に規定する加入対象者
株式会社大東工作所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 2 条第 1 項に規定する加入対象者
高桑電機株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 2 条第 1 項に規定する加入対象者

東海紙器株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所の東海ハート年金 取扱規程第 2 条第 1 項に規定する加入対象者
不二精密工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 2 条第 1 項に規定する加入対象者
三河工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 2 条第 1 項に規定する加入対象者
株式会社富士機工クラタ	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 2 条第 1 項に規定する加入対象者
北陸紙器株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 2 条第 1 項に規定する加入対象者
日本パッケージ株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 2 条第 1 項に規定する加入対象者
太榮株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 2 条第 1 項に規定する加入対象者

別表第 4

休職  
(第 39 条関係)

会社	休職
愛鉄連厚生年金基金	なし
愛鉄連健康保険組合	なし
株式会社アイテクノ矢嶋	なし
アダチ鋼材株式会社	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有するアダチ鋼材株式会社就業規則第 10 条第 1 項第 1 号に規定する休職、第 36 条第 1 項、第 3 項に規定する休業
株式会社荒井道製作所	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社荒井道製作所就業規則第 9 条第 1 項に規定する休職
池田工業株式会社	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有する池田工業株式会社就業規則第 41 条、第 44 条に規定する休業、第 49 条第 1 号に規定する休職
株式会社石川製作所	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社石川製作所就業規則第 9 条各号に規定する休職
井上電設株式会社	平成 18 年 4 月 1 日現在において効力を有する井上電設株式会社就業規則第 11 条に規定する休職
株式会社エムエムアイ	平成 18 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社エムエムアイ就業規則第 14 条第 1 項及び第 2 項に規定する休職
柏工業株式会社	平成 18 年 4 月 1 日現在において効力を有する柏工業株式会社就業規則第 39 条第 1 項第 9 号及び第 11 号に規定する特別休暇
株式会社コバテック	なし
近藤金属工業株式会社	平成 18 年 4 月 1 日現在において効力を有する近藤金属工業株式会社就業規則第 26 条各号に規定する休職(ただし、第 2 号は除く。)
坂神工業株式会社	平成 18 年 4 月 1 日現在において効力を有する坂神工業株式会社就業規則第 32 条各号に規定する休職
進興金属工業株式会社	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有する進興金属工業株式会社従業員就業規則第 18 条第 1 項に規定する休職
貴城精工株式会社	平成 18 年 4 月 1 日現在において効力を有する貴城精工株式会社就業規則第 8 条第 1 号から第 4 号に規定する休職
竹内金属工業株式会社	平成 18 年 4 月 1 日現在において効力を有する竹内金属工業株式会社正社員就業規則第 47 条に規定する休職

株式会社東陽機械製作所	平成 18 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社東陽機械製作所就業規則第 12 条各号に規定する休職
株式会社豊岡工業製作所	平成 18 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社豊岡工業製作所就業規則第 12 条各号に規定する休職(ただし、第 4 号を除く。)
日進省力機工業株式会社	平成 23 年 2 月 1 日現在において効力を有する日進省力機工業株式会社就業規則第 41 条第 1 項、第 3 項、第 44 条に規定する休業および第 49 条に規定する休職
株式会社フジチュウ	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社フジチュウ就業規則第 30 条に規定する休職
豊和鍛工株式会社	平成 18 年 4 月 1 日現在において効力を有する豊和鍛工株式会社就業規則第 6 条各号に規定する休職
矢島技研株式会社	なし
株式会社平岩鉄工所	平成 23 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社平岩鉄工所就業規則第 9 条に規定する休職、就業規則第 40 条に規定する休業
岡田工業株式会社	平成 18 年 10 月 1 日現在において効力を有する岡田工業株式会社就業規則第 48 条に規定する休職
株式会社ハアーモニー	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社ハアーモニー就業規則第 13 条に規定する休職
株式会社メタルテック岡山事業所	平成 19 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社メタルテック岡山事業所退職金規定第 9 条 3 に規定する休職
株式会社メタルテック	なし
株式会社ワイクリード	平成 19 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社ワイクリード就業規則第 20 条に規定する休職
豊岡エンジニアリング株式会社	平成 19 年 4 月 1 日現在において効力を有する豊岡エンジニアリング株式会社就業規則第 12 条第 1 号から第 3 号並びに第 5 号及び第 6 号に規定する休職
明和工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する明和工業株式会社退職金規程第 3 条第 3 項に規定する休職
奥田工業株式会社	なし
東洋ハアーモニー商事株式会社	平成 19 年 4 月 1 日現在において効力を有する東洋ハアーモニー商事株式会社就業規則第 13 条に規定する休職
伊藤鉄工株式会社	平成 19 年 4 月 1 日現在において効力を有する伊藤鉄工株式会社退職金規定第 5 条第 3 号及び第 6 号に規定する休職
株式会社山下製作所	平成 26 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社山下製作所就業規則第 38 条第 1 号、第 2 号に規定する休職
津村鉄工株式会社	平成 27 年 4 月 1 日現在において効力を有する津村鉄工株式会社就業規則第 29 条第 1 号、第 3 号、第 4 号、および第 5 号に規定する休職
株式会社浅賀井製作所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社浅賀井製作所就業規則第 15 条に規定する休職、第 144 条に規定する休業
エイ・エス機工株式会社	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有するエイ・エス機工株式会社就業規則第 15 条に規定する休職、第 144 条、第 145 条に規定する休業
株式会社大竹製作所	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社大竹製作所退職金規定第 8 条第 1 項第 2 号に規定する休職
鈴喜産業株式会社	平成 20 年 4 月 1 日現在において効力を有する鈴喜産業株式会社従業員就業規則第 21 条、第 24 条、第 25 条、第 30 条に規定する休職
太陽電化工業株式会社	なし

株式会社東名	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社東名就業規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号に規定する休職、第 21 条、第 22 条に規定する休業
株式会社荒川製作所	平成 20 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社荒川製作所就業規則第 12 条第 1 号、第 2 号、第 4 号に規定する休職
荒川鉄工株式会社	平成 20 年 10 月 1 日現在において効力を有する荒川鉄工株式会社就業規則第 12 条第 1 号、第 2 号、第 4 号に規定する休職
稲垣工業株式会社	平成 26 年 10 月 1 日現在において効力を有する稲垣工業株式会社就業規則第 8 条に規定する休職
エバー株式会社	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有するエバー株式会社就業規則第 19 条に規定する休職
株式会社岡田鉄工所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社岡田鉄工所就業規則第 9 条第 1 号に規定する休職
加藤鉄工株式会社	平成 20 年 10 月 1 日現在において効力を有する加藤鉄工株式会社就業規則第 8 条に規定する休職
株式会社協和製作所	平成 20 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社協和製作所就業規則第 36 条に規定する休職
清水工業株式会社	平成 20 年 10 月 1 日現在において効力を有する清水工業株式会社退職金規程第 3 条第 3 号、第 4 号に規定する休職
杉浦工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する杉浦工業株式会社就業規則第 37 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号に規定する休職
株式会社ティーイーティー春日井工場	平成 20 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社ティーイーティー春日井工場就業規則第 13 条第 1 号、第 2 号に規定する休職
東海精工株式会社	平成 20 年 10 月 1 日現在において効力を有する東海精工株式会社就業規則第 36 条第 1 号、第 2 号に規定する休職
株式会社豊岡販売	平成 20 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社豊岡販売就業規則第 12 条第 1 号、第 2 号、第 3 号に規定する休職
日進工業株式会社	平成 26 年 10 月 1 日現在において効力を有する日進工業株式会社従業員退職金規程第 5 条第 4 号に規定する休職及び同規程同条第 5 号に規定する育児・介護休業
マツミ工機株式会社	平成 20 年 10 月 1 日現在において効力を有するマツミ工機株式会社就業規則第 13 条第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 5 号に規定する休職
松美工業株式会社	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有する松美工業株式会社就業規則第 13 条第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 5 号に規定する休職
鍛冶賢工業株式会社	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有する鍛冶賢工業株式会社就業規則第 9 条第 1 項各号に規定する休職
株式会社コンドウ	平成 26 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社コンドウ退職金規定第 6 条第 2 号に規定する休職
杉江精機株式会社	なし
高広工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する高広工業株式会社退職金規程第 5 条第 2 項(同項各号を除く。)に規定する休職
株式会社柘植製作所	平成 21 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社柘植製作所就業規則第 26 条第 1 項に規定する休職
東宝工業株式会社	平成 21 年 4 月 1 日現在において効力を有する東宝工業株式

	会社就業規則第9条に規定する休職(ただし、退職金規定第4条第2項第1号、第2号に規定する休職を除く)
幡豆工業株式会社	平成21年4月1日現在において効力を有する幡豆工業株式会社就業規則第9条に規定する休職(ただし、退職金規定第4条第2項第1号、第2号に規定する休職を除く)
碧南鑄造株式会社	平成21年4月1日現在において効力を有する碧南鑄造株式会社就業規則第9条に規定する休職(ただし、退職金規定第4条第2項第1号、第2号に規定する休職を除く)
メイティックス株式会社	平成28年4月1日現在において効力を有するメイティックス株式会社退職金規定第3条第2項、第3項に規定する休職及び休業
株式会社レーザックス	なし
株式会社共栄社	平成26年4月1日現在において効力を有する株式会社共栄社就業規則第10条第1号、第2号、第3号、第4号、第6号、第7号に規定する休職
伸東工業株式会社	平成21年10月1日現在において効力を有する伸東工業株式会社就業規則第7条に規定する休職及び第40条に規定する休業
新日工業株式会社	平成21年10月1日現在において効力を有する新日工業株式会社就業規則第6条第イ号に規定する休職
株式会社豊岡オリジナル	平成21年10月1日現在において効力を有する株式会社豊岡オリジナル就業規則第12条第1号、第2号、第3号に規定する休職および平成21年10月1日現在において効力を有する株式会社豊岡オリジナル育児・介護休業規程第3条に規定する休業
株式会社マインツ	平成21年10月1日現在において効力を有する株式会社マインツ就業規則第11条に規定する休職
愛巧ヘラ押工業株式会社	なし
株式会社ケーイーシー	平成22年4月1日現在において効力を有する株式会社ケーイーシー就業規則第18条第1項および第19条第1項に規定する休業および第22条に規定する休職
サンショウ株式会社	平成22年4月1日現在において効力を有するサンショウ株式会社就業規則第15条に規定する休職
白鳥物流センター株式会社	平成22年4月1日現在において効力を有する白鳥物流センター株式会社就業規則第15条に規定する休職
鈴木工業株式会社	平成28年4月1日現在において効力を有する鈴木工業株式会社就業規則第12条第1号、第2号、第3号に規定する休職および第36条、第37条に規定する休業
ダイコー化学工業株式会社	平成22年4月1日現在において効力を有するダイコー化学工業株式会社就業規則第13条第1号、第2号、第3号、第5号に規定する休職および第37条第1項第1号、第2項第1号に規定する休業
有限会社寺部鉄工所	平成22年4月1日現在において効力を有する有限会社寺部鉄工所就業規則第15条第1項、第3項に定める休業および第16条第1項に規定する休職
東洋化学株式会社	平成22年4月1日現在において効力を有する東洋化学株式会社就業規則第24条に規定する休業および第44条に規定する休職
株式会社橋本鉄工所	平成22年4月1日現在において効力を有する株式会社橋本鉄工所就業規則第13条に規定する休職、就業規則第59条及び第60条に規定する休業

株式会社メイワ	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社メイワ社員就業規則第 22 条第 1 項第 1 号に規定する休職、第 18 条、第 19 条に規定する休業
楠精工株式会社	平成 22 年 10 月 1 日現在において効力を有する楠精工株式会社就業規則第 6 条に規定する休職、第 48 条及び第 49 条に規定する休業
トモエ工業株式会社	平成 22 年 10 月 1 日現在において効力を有するトモエ工業株式会社就業規則第 41 条及び第 41 条の 2 に規定する休業
豊丸産業株式会社	平成 22 年 10 月 1 日現在において効力を有する豊丸産業株式会社就業規則第 20 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号に規定する休職、就業規則第 51 条及び第 52 条に規定する休業、就業規則第 86 条第 3 号に規定する出勤停止
株式会社丸上製作所	平成 26 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社丸上製作所就業規則第 21 条、第 22 条に規定する休業、第 30 条に規定する休職および退職金規定第 8 条第 2 号に規定する欠勤
株式会社ヤマコー	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社ヤマコー就業規則第 19 条に規定する休職
株式会社浅野機械工業所	平成 23 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社浅野機械工業所就業規則第 44 条に規定する休職、退職金規定第 7 条第 4 号に規定する欠勤、就業規則第 35 条および第 36 条に規定する休業
株式会社木村鉄工所	平成 23 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社木村鉄工所就業規則第 40 条、第 41 条に規定する休業及び第 61 条に規定する休職
三和電材株式会社	平成 27 年 4 月 1 日現在において効力を有する三和電材株式会社就業規則第 14 条第 3 号、第 4 号、第 5 号に規定する休職および就業規則第 43 条に規定する休業(ただし、育児・介護休業規程に規定する短時間勤務の適用を受ける期間を除く)
新和精工株式会社	平成 23 年 4 月 1 日現在において効力を有する新和精工株式会社就業規則第 7 条に規定する休職、第 26 条及び第 27 条に規定する休業
竹内精器株式会社	平成 23 年 4 月 1 日現在において効力を有する竹内精器株式会社就業規則第 9 条に規定する休職、第 12 条及び第 13 条に規定する休業
株式会社ニノミヤ	平成 23 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社ニノミヤ就業規則第 8 条に規定する休職、育児・介護休業規程第 5 条、第 9 条に規定する休業
株式会社花井製作所	平成 23 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社花井製作所社員就業規則第 22 条および第 23 条に規定する休業
菱栄工機株式会社	平成 23 年 4 月 1 日現在において効力を有する菱栄工機株式会社就業規則第 13 条に規定する休職、平成 23 年 5 月 1 日現在において効力を有する菱栄工機株式会社育児休業等に関する規程第 6 条に規定する休業および介護休業等に関する規程第 5 条に規定する休業
株式会社ユタカ	平成 23 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社ユタカ就業規則第 17 条の 9 に規定する休職、第 17 条の 6 及び第 17 条の 7 に規定する休業
株式会社アルファー	平成 23 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社アルファー就業規則第 13 条に規定する休職、育児休業規程第 5 条および第 6 条に規定する休業、介護休業規程第 5 条に規

	定する休業
株式会社北川製作所	平成 23 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社北川製作所就業規則第 39 条第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号に規定する休職、就業規則第 44 条の 1 及び第 44 条の 2 に規定する休業
東海オートメーション株式会社	平成 23 年 10 月 1 日現在において効力を有する東海オートメーション株式会社就業規則第 23 条に規定する休職、就業規則第 22 条第 1 項第 3 号及び就業規則第 22 条第 1 項第 5 号に規定する休業
株式会社前田技研	平成 23 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社前田技研就業規則第 11 条に規定する休職
株式会社前田シェルサービス	平成 23 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社前田シェルサービス就業規則第 11 条に規定する休職
アイ企業年金基金	なし
産恵工業株式会社	平成 24 年 10 月 1 日現在において効力を有する産恵工業株式会社就業規則第 14 条に規定する休職、第 40 条第 3 号及び第 4 号に規定する休業
後藤工業株式会社	平成 25 年 4 月 1 日現在において効力を有する後藤工業株式会社就業規則第 11 条に規定する休職、平成 25 年 4 月 1 日現在において効力を有する後藤工業株式会社育児休業及び育児短時間勤務規程・介護休業及び介護短時間勤務規程第 2 条に規定する育児休業及び同規程第 6 条に規定する介護休業
株式会社ザイン	平成 26 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社ザイン就業規則第 19 条に規定する休職、平成 26 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社ザイン育児・介護休業規程第 2 条に規定する育児休業及び同規程第 6 条に規定する介護休業

別表第 4 の 2

休職(第二年金制度対象社員等)  
(第 39 条関係)

実施事業所名	休職
株式会社アイテクノ矢嶋	なし
株式会社コバテック	なし
竹内金属工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 5 条に規定する休職
株式会社東陽機械製作所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 5 条に規定する休職
株式会社フジチュウ	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 5 条に規定する休職
矢島技研株式会社	なし
岡田工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 5 条に規定する休職
株式会社平岩鉄工所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 5 条に規定する休職
株式会社ワイクリード	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 5 条に規定する休職
株式会社浅賀井製作所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 5 条に規定する休職
エイ・エス機工株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所の

	セカンドライフ支援金規程第 5 条に規定する休職
株式会社岡田鉄工所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社岡田鉄工所就業規則第 9 条第 1 号に規定する休職
杉浦工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 5 条に規定する休職
メイティックス株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 5 条に規定する休職
株式会社共栄社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 5 条に規定する休職
竹内精器株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 5 条に規定する休職
アイ企業年金基金	なし
産恵工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 5 条に規定する休職
株式会社アピックス	なし
株式会社伊藤段ボール工業所	なし
株式会社伊藤段ボール関東	なし
加藤精工株式会社	なし
刈谷紙器株式会社	なし
刈北運輸株式会社	なし
サカエ工業株式会社	なし
三和工業株式会社	なし
株式会社瀬川鉄工所	なし
大栄技研工業株式会社	なし
株式会社大東工作所	なし
高桑電機株式会社	なし
東海紙器株式会社	なし
不二精密工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 5 に規定する休職
三河工業株式会社	なし
株式会社富士機工クラタ	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 5 条に規定する休職
北陸紙器株式会社	なし
日本パッケージ株式会社	なし
太榮株式会社	なし

別表第 4 の 3

待期年数  
(第 39 条関係)

実施事業所名	待期年数
株式会社アイテクノ矢嶋	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 2 条第 2 項に定める年数
株式会社コバテック	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のコバテック年金規程第 2 条第 2 項に定める年数
竹内金属工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 2 条第 2 項に定める年数
株式会社東陽機械製作所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 2 条第 2 項に定める年数
株式会社フジチュウ	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 2 条第 2 項に定める年数
矢島技研株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所の

	セカンドライフ支援金規程第2条第2項に定める年数
岡田工業株式会社	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第2条第2項に定める年数
株式会社平岩鉄工所	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第2条第2項に定める年数
株式会社ワイクリード	なし
株式会社浅賀井製作所	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第2条第2項に定める年数
エイ・エス機工株式会社	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第2条第2項に定める年数
株式会社岡田鉄工所	3年
杉浦工業株式会社	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第2条第2項に定める年数
メイティックス株式会社	なし
株式会社共栄社	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第2条第2項に定める年数
竹内精器株式会社	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第2条第2項に定める年数
アイ企業年金基金	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第2条第2項に定める年数
産恵工業株式会社	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第2条第2項に定める年数
株式会社アピックス	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第2条第2項に定める年数
株式会社伊藤段ボール工業所	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第2条第2項に定める年数
株式会社伊藤段ボール関東	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第2条第2項に定める年数
加藤精工株式会社	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第2条第2項に定める年数
刈谷紙器株式会社	なし
刈北運輸株式会社	なし
サカエ工業株式会社	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第2条第2項に定める年数
三和工業株式会社	なし
株式会社瀬川鉄工所	なし
大栄技研工業株式会社	なし
株式会社大東工作所	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第2条第2項に定める年数
高桑電機株式会社	なし
東海紙器株式会社	なし
不二精密工業株式会社	なし
三河工業株式会社	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第2条第2項に定める年数
株式会社富士機工クラタ	なし
北陸紙器株式会社	なし
日本パッケージ株式会社	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第2条第2項に定める年数
太榮株式会社	平成28年4月1日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第2条第2項に定める年数

## 別表第4の4

A 事業所の拠出クレジットに関する表  
(第43条第2項関係)

実施事業所	加入者期間	
	20年未満	20年以上
株式会社メタルテック 岡山事業所	7,078円	17,907円
	7,078円	17,907円
アダチ鋼材株式会社	7,078円	17,907円
	7,078円	17,907円
鈴喜産業株式会社	7,078円	17,907円
	7,078円	17,907円
株式会社大竹製作所	11,325円	22,154円
	11,325円	22,154円
株式会社エムエムアイ	11,325円	22,154円
	11,325円	22,154円
株式会社協和製作所	4,247円	15,076円
	4,247円	15,076円
日進工業株式会社	4,247円	15,076円
	4,247円	15,076円
マツミ工機株式会社	7,078円	17,907円
	7,078円	17,907円
松美工業株式会社	4,247円	15,076円
	4,247円	15,076円
杉浦工業株式会社	4,247円	14,569円
	4,247円	14,569円
鍛冶賢工業株式会社	4,247円	15,076円
	4,247円	15,076円
東宝工業株式会社	4,247円	15,076円
	4,247円	15,076円
幡豆工業株式会社	4,247円	15,076円
	4,247円	15,076円
碧南鑄造株式会社	4,247円	15,076円
	4,247円	15,076円
メイティックス株式会 社	4,247円	15,076円
	4,247円	15,076円
豊和鍛工株式会社	11,325円	22,154円
	11,325円	22,154円
サンショウ株式会社	7,078円	17,907円
	7,078円	17,907円
白鳥物流センター株式 会社	7,078円	17,907円
	7,078円	17,907円
楠精工株式会社	4,247円	15,076円
	4,247円	15,076円
株式会社丸上製作所	7,078円	17,400円
	7,078円	17,400円
株式会社ヤマコー	7,078円	17,907円
	7,078円	17,907円
株式会社木村鉄工所	4,247円	14,569円
	4,247円	14,569円
竹内精器株式会社	4,247円	14,569円
	4,247円	14,569円
株式会社ニノミヤ	25年未満	25年以上

	4,247 円	14,569 円
株式会社ユタカ	20 年未満	20 年以上
	4,247 円	15,076 円
株式会社アルファー	20 年未満	20 年以上
	4,247 円	15,076 円
株式会社北川製作所	20 年未満	20 年以上
	4,247 円	15,076 円
東海オートメーション株式会社	25 年未満	25 年以上
	7,078 円	17,400 円
株式会社平岩鉄工所	25 年未満	25 年以上
	4,247 円	14,569 円
津村鉄工株式会社	20 年未満	20 年以上
	4,247 円	15,076 円
株式会社石川製作所	20 年未満	20 年以上
	7,078 円	17,907 円

別表第 4 の 5

B 事業所の拠出クレジットに関する表  
(第 43 条第 2 項関係)

実施事業所	拠出クレジット
竹内金属工業株式会社	平成 25 年 4 月 1 日現在において効力を有する竹内金属工業株式会社退職金規程第 11 条に規定する拠出クレジット月額
日進省力機工業株式会社	平成 25 年 10 月 1 日現在において効力を有する日進省力機工業株式会社退職金規程第 5 条の 2 に規定する掛金
後藤工業株式会社	平成 25 年 4 月 1 日現在において効力を有する後藤工業株式会社退職金規程第 17 条に規定する拠出クレジット月額
矢島技研株式会社	平成 26 年 4 月 1 日現在において効力を有する矢島技研株式会社退職金規定第 15 条第 2 項に規定する基準給与
加藤鉄工株式会社	平成 26 年 4 月 1 日現在において効力を有する加藤鉄工株式会社人事考課規定第 16 条第 3 項に規定する基準給与
株式会社アイテクノ矢嶋	平成 26 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社アイテクノ矢嶋退職金規定第 15 条第 2 項に規定する基準給与
株式会社東名	平成 26 年 4 月 1 日現在において効力を有する社員給与規定第 28 条の 2 第 2 項に規定する基準給与
株式会社コンドウ	平成 26 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社コンドウ人事考課規定第 16 条第 3 項に規定する掛金
株式会社ザイン	平成 26 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社ザイン退職金規程第 15 条に規定する基準給与
近藤金属工業株式会社	平成 26 年 10 月 1 日現在において効力を有する近藤金属工業株式会社退職金規程第 8 条第 3 項に規定する基準給与
稲垣工業株式会社	平成 26 年 10 月 1 日現在において効力を有する稲垣工業株式会社人事考課規程第 28 条に規定する基準給与
明和工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する明和工業株式会社退職金規程第 13 条第 3 項に規定する基準給与
株式会社メタルテック	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社メタルテック退職金規定第 14 条第 2 項に規定する基準給与
株式会社岡田鉄工所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社岡田鉄工所退職金規程附則第 11 条に規定する基準給与
高広工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する高広工業株式会社退職金規程附則第 1 条に規定する基準給与

株式会社マインツ	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社マインツ退職金規定第 5 条第 2 項に規定する基準給与
鈴木工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する鈴木工業株式会社退職金規程第 6 条第 2 項に規定する基準給与

別表第 4 の 6

第二年金制度実施事業所の拠出クレジット及び第二年金制度標準給与に関する表  
(第 43 条の 2 第 2 項及び第 43 条の 3 第 2 項関係)

実施事業所名	拠出クレジット及び第二年金制度標準給与
株式会社アイテクノ矢嶋	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 3 条第 1 項に規定する拠出クレジット月額
株式会社コバテック	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のコバテック年金規程第 3 条第 1 項に規定する拠出クレジット月額
竹内金属工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 3 条第 1 項に規定する拠出クレジット月額
株式会社東陽機械製作所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 3 条第 1 項に規定する拠出クレジット月額
株式会社フジチュウ	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 3 条第 1 項に規定する拠出クレジット月額
矢島技研株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 3 条第 1 項に規定する拠出クレジット月額
岡田工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 3 条第 1 項に規定する拠出クレジット月額
株式会社平岩鉄工所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 3 条第 1 項に規定する拠出クレジット月額
株式会社ワイクリード	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 3 条第 1 項に規定する拠出クレジット月額
株式会社浅賀井製作所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 3 条第 1 項に規定する拠出クレジット月額
エイ・エス機工株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 3 条第 1 項に規定する拠出クレジット月額
株式会社岡田鉄工所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社岡田鉄工所退職金規程附則第 11 条に規定する基準給与(但し、60 歳未満の者は零とする。)
杉浦工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 3 条第 1 項に規定する拠出クレジット月額
メイティックス株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 3 条第 1 項に規定する拠出クレジット月額

株式会社共栄社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 3 条第 1 項に規定する拠出クレジット月額
竹内精器株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 3 条第 1 項に規定する拠出クレジット月額
アイ企業年金基金	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 3 条第 1 項に規定する拠出クレジット月額
産恵工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 3 条第 1 項に規定する拠出クレジット月額
株式会社アピックス	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 3 条に規定する拠出クレジット月額
株式会社伊藤段ボール工業所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 3 条に規定する拠出クレジット月額
株式会社伊藤段ボール関東	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 3 条に規定する拠出クレジット月額
加藤精工株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 3 条に規定する拠出クレジット月額
刈谷紙器株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 3 条に規定する拠出クレジット月額
刈北運輸株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 3 条に規定する拠出クレジット月額
サカエ工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 3 条に規定する拠出クレジット月額
三和工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 3 条に規定する拠出クレジット月額
株式会社瀬川鉄工所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 3 条に規定する拠出クレジット月額
大栄技研工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 3 条に規定する拠出クレジット月額
株式会社大東工作所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 3 条に規定する拠出クレジット月額
高桑電機株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 3 条に規定する拠出クレジット月額
東海紙器株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所の東海ハート年金 取扱規程第 3 条に規定する拠出クレジット月額
不二精密工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所の

	セカンドライフ支援金規程第 3 条に規定する拠出クレジット月額
三河工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 3 条に規定する拠出クレジット月額
株式会社富士機工クラタ	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 3 条に規定する拠出クレジット月額
北陸紙器株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 3 条に規定する拠出クレジット月額
日本パッケージ株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 3 条に規定する拠出クレジット月額
太榮株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する実施事業所のセカンドライフ支援金規程第 3 条に規定する拠出クレジット月額

別表第 5

年金現価率表(年利率 2.0%)

期間	率
0 年	0.00000
1	0.98771
2	1.95606
3	2.90542
4	3.83617
5	4.74866
6	5.64327
7	6.52033
8	7.38020
9	8.22320
10	9.04968

備考 期間に 1 年未満の端数月がある場合の率の算出は次の算式により計算し、小数第 6 位を四捨五入する。

$$A + (B - A) \times \text{端数月数} / 12$$

A・・・端数月を切り捨てた期間による率

B・・・端数月を切り上げた期間による率

別表第 6

懲戒解雇  
(第 50 条関係)

会社	懲戒解雇
愛鉄連厚生年金基金	平成 18 年 4 月 1 日現在において効力を有する愛鉄連厚生年金基

	金就業規則第 35 条に規定する懲戒解雇
愛鉄連健康保険組合	平成 18 年 4 月 1 日現在において効力を有する愛鉄連健康保険組合就業規則第 40 条各号に規定する懲戒解雇
株式会社アイテクノ矢嶋	平成 18 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社アイテクノ矢嶋就業規則第 109 条に規定する懲戒解雇
アダチ鋼材株式会社	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有するアダチ鋼材株式会社就業規則第 60 条第 6 号に規定する懲戒解雇
株式会社荒井道製作所	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社荒井道製作所就業規則第 36 条第 4 号に規定する懲戒解雇
池田工業株式会社	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有する池田工業株式会社就業規則第 68 条第 7 号に規定する懲戒解雇
株式会社石川製作所	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社石川製作所就業規則第 47 条第 5 号に規定する懲戒解雇
井上電設株式会社	平成 18 年 4 月 1 日現在において効力を有する井上電設株式会社就業規則第 51 条に規定する懲戒解雇
株式会社エムエムアイ	平成 18 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社エムエムアイ就業規則第 103 条に規定する懲戒解雇
柏工業株式会社	平成 18 年 4 月 1 日現在において効力を有する柏工業株式会社就業規則第 60 条に規定する懲戒解雇
株式会社コバテック	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社コバテック就業規則第 73 条第 7 号に規定する懲戒解雇
近藤金属工業株式会社	平成 18 年 4 月 1 日現在において効力を有する近藤金属工業株式会社就業規則第 46 条に規定する懲戒解雇
坂神工業株式会社	平成 18 年 4 月 1 日現在において効力を有する坂神工業株式会社就業規則第 62 条に規定する懲戒解雇
進興金属工業株式会社	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有する進興金属工業株式会社従業員就業規則第 88 条第 7 号に規定する行為による懲戒解雇
貴城精工株式会社	平成 18 年 4 月 1 日現在において効力を有する貴城精工株式会社就業規則第 60 条に規定する即時解雇
竹内金属工業株式会社	平成 18 年 4 月 1 日現在において効力を有する竹内金属工業株式会社正社員就業規則第 73 条に規定する行為による懲戒解雇
株式会社東陽機械製作所	平成 18 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社東陽機械製作所就業規則第 66 条に規定する懲戒解雇
株式会社豊岡工業製作所	平成 18 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社豊岡工業製作所就業規則第 46 条に規定する懲戒解雇
日進省力機工業株式会社	平成 23 年 2 月 1 日現在において効力を有する日進省力機工業株式会社就業規則第 68 条第 7 号に規定する懲戒解雇
株式会社フジチュウ	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社フジチュウ就業規則第 49 条第 4 号に規定する懲戒解雇
豊和鍛工株式会社	平成 18 年 4 月 1 日現在において効力を有する豊和鍛工株式会社就業規則第 33 条、第 34 条に規定する懲戒解雇
矢島技研株式会社	平成 26 年 4 月 1 日現在において効力を有する矢島技研株式会社就業規則第 40 条(5)に規定する懲戒解雇
株式会社平岩鉄工所	平成 23 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社平岩鉄工所就業規則第 71 条に規定する懲戒解雇
岡田工業株式会社	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有する岡田工業株式会社就業規則第 47 条第 5 号に規定する懲戒解雇
株式会社ハーモニー	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社ハーモニー就業規則第 66 条第 4 号に規定する懲戒解雇
株式会社メタルテック岡山事業所	平成 19 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社メタルテック岡山事業所退職金規定第 11 条に規定する懲戒解雇

株式会社メタルテック	平成 19 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社メタルテック就業規則第 98 条に規定する懲戒解雇
株式会社ワイクリード	平成 19 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社ワイクリード就業規則第 40 条に規定する懲戒解雇
豊岡エンジニアリング株式会社	平成 19 年 4 月 1 日現在において効力を有する豊岡エンジニアリング株式会社就業規則第 44 条第 6 項に規定する懲戒解雇
明和工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する明和工業株式会社就業規則第 54 条第 1 項第 6 号に規定する懲戒解雇
奥田工業株式会社	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有する奥田工業株式会社就業規則第 30 条に規定する懲戒解雇
東洋ハーモニー商事株式会社	平成 19 年 4 月 1 日現在において効力を有する東洋ハーモニー商事株式会社就業規則第 66 条第 4 号に規定する懲戒解雇
伊藤鉄工株式会社	平成 19 年 4 月 1 日現在において効力を有する伊藤鉄工株式会社就業規則第 45 条に規定する懲戒解雇
株式会社山下製作所	平成 26 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社山下製作所就業規則第 32 条に規定する懲戒解雇
津村鉄工株式会社	平成 27 年 4 月 1 日現在において効力を有する津村鉄工株式会社就業規則第 54 条に規定する懲戒解雇
株式会社浅賀井製作所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社浅賀井製作所就業規則第 25 条第 6 号に規定する懲戒解雇
エイ・エス機工株式会社	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有するエイ・エス機工株式会社就業規則第 25 条第 6 号に規定する懲戒解雇
株式会社大竹製作所	平成 20 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社大竹製作所就業規則第 75 条第 4 号に規定する懲戒解雇
鈴喜産業株式会社	平成 20 年 4 月 1 日現在において効力を有する鈴喜産業株式会社従業員就業規則第 50 条第 4 号に規定する懲戒解雇
太陽電化工業株式会社	平成 20 年 4 月 1 日現在において効力を有する太陽電化工業株式会社就業規則第 44 条に規定する懲戒解雇
株式会社東名	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社東名就業規則第 44 条第 1 項第 5 号に規定する懲戒解雇
株式会社荒川製作所	平成 20 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社荒川製作所就業規則第 61 条第 5 号に規定する懲戒解雇
荒川鉄工株式会社	平成 20 年 10 月 1 日現在において効力を有する荒川鉄工株式会社就業規則第 61 条第 5 号に規定する懲戒解雇
稲垣工業株式会社	平成 26 年 10 月 1 日現在において効力を有する稲垣工業株式会社就業規則第 46 条第 6 号に規定する懲戒解雇
エバー株式会社	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有するエバー株式会社就業規則第 34 条第 4 項に規定する懲戒解雇
株式会社岡田鉄工所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社岡田鉄工所就業規則第 45 条第 2 項に規定する懲戒解雇
加藤鉄工株式会社	平成 20 年 10 月 1 日現在において効力を有する加藤鉄工株式会社就業規則第 18 条第 2 号に規定する懲戒解雇
株式会社協和製作所	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社協和製作所就業規則第 61 条第 6 号に規定する懲戒解雇
清水工業株式会社	平成 20 年 10 月 1 日現在において効力を有する清水工業株式会社就業規則第 70 条第 5 号に規定する懲戒解雇
杉浦工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する杉浦工業株式会社就業規則第 65 条第 4 号に規定する懲戒解雇
株式会社ティーイーティー春日井工場	平成 20 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社ティーイーティー春日井工場就業規則第 74 条第 6 号に規定する懲戒解雇
東海精工株式会社	平成 20 年 10 月 1 日現在において効力を有する東海精工株式会社就業規則第 30 条に規定する懲戒解雇

株式会社豊岡販売	平成20年10月1日現在において効力を有する株式会社豊岡販売就業規則第44条第6号に規定する懲戒解雇
日進工業株式会社	平成26年10月1日現在において効力を有する日進工業株式会社就業規則第47条に規定する懲戒解雇
マツミ工機株式会社	平成20年10月1日現在において効力を有するマツミ工機株式会社就業規則第82条第6号に規定する懲戒解雇
松美工業株式会社	平成24年4月1日現在において効力を有する松美工業株式会社就業規則第84条第6号に規定する懲戒解雇
鍛冶賢工業株式会社	平成24年4月1日現在において効力を有する鍛冶賢工業株式会社就業規則第46条第5号に規定する懲戒解雇
株式会社コンドウ	平成24年4月1日現在において効力を有する株式会社コンドウ就業規則第71条第4号に規定する懲戒解雇
杉江精機株式会社	平成21年4月1日現在において効力を有する杉江精機株式会社就業規則第98条第5号に規定する懲戒解雇
高広工業株式会社	平成24年4月1日現在において効力を有する高広工業株式会社就業規則第87条第6号に規定する懲戒解雇
株式会社柘植製作所	平成21年4月1日現在において効力を有する株式会社柘植製作所就業規則第42条第4号に規定する懲戒解雇
東宝工業株式会社	平成21年4月1日現在において効力を有する東宝工業株式会社就業規則第80条第4号に規定する懲戒解雇
幡豆工業株式会社	平成21年4月1日現在において効力を有する幡豆工業株式会社就業規則第80条第4号に規定する懲戒解雇
碧南鑄造株式会社	平成21年4月1日現在において効力を有する碧南鑄造株式会社就業規則第80条第4号に規定する懲戒解雇
メイティックス株式会社	平成23年2月1日現在において効力を有するメイティックス株式会社就業規則第67条第5号に規定する懲戒解雇
株式会社レーザックス	平成23年4月1日現在において効力を有する株式会社レーザックス就業規則(内幸工場適用分)第48条第7号に規定する懲戒解雇及び平成23年4月1日現在において効力を有する株式会社レーザックス就業規則(新林工場、レーザテクニカルセンター及びマイクロプロセスセンター適用分)第48条第7号に規定する懲戒解雇
株式会社共栄社	平成26年4月1日現在において効力を有する株式会社共栄社就業規則第59条第1項第6号に規定する懲戒解雇
伸東工業株式会社	平成21年10月1日現在において効力を有する伸東工業株式会社就業規則第35条第4号に規定する懲戒解雇
新日工業株式会社	平成21年10月1日現在において効力を有する新日工業株式会社就業規則第11条に規定する懲戒解雇
株式会社豊岡オリジナル	平成21年10月1日現在において効力を有する株式会社豊岡オリジナル就業規則第44条第6号に規定する懲戒解雇
株式会社マインツ	平成21年10月1日現在において効力を有する株式会社マインツ就業規則第55条第5号に規定する懲戒解雇
愛巧ヘラ押工業株式会社	平成22年4月1日現在において効力を有する愛巧ヘラ押工業株式会社就業規則第38条4号に規定する懲戒解雇
株式会社ケーイーシー	平成22年4月1日現在において効力を有する株式会社ケーイーシー就業規則第44条第1号に規定する懲戒解雇
サンショウ株式会社	平成22年4月1日現在において効力を有するサンショウ株式会社就業規則第57条第6号に規定する懲戒解雇
白鳥物流センター株式会社	平成22年4月1日現在において効力を有する白鳥物流センター株式会社就業規則第57条第6号に規定する懲戒解雇
鈴木工業株式会社	平成28年4月1日現在において効力を有する鈴木工業株式会社就業規則第52条第5号に規定する懲戒解雇

ダイコー化学工業株式会社	平成 22 年 4 月 1 日現在において効力を有するダイコー化学工業株式会社就業規則第 53 条第 6 号に規定する懲戒解雇
有限会社寺部鉄工所	平成 22 年 4 月 1 日現在において効力を有する有限会社寺部鉄工所就業規則第 25 条に規定する懲戒解雇
東洋化学株式会社	平成 22 年 4 月 1 日現在において効力を有する東洋化学株式会社就業規則第 52 条第 2 号、第 3 号による解雇および第 77 条に規定する懲戒解雇
株式会社橋本鉄工所	平成 22 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社橋本鉄工所就業規則第 9 条に規定する解雇
株式会社メイワ	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社メイワ社員就業規則第 42 条第 6 号に規定する懲戒解雇
楠精工株式会社	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有する楠精工株式会社就業規則第 40 条第 3 号に規定する懲戒解雇
トモエ工業株式会社	平成 22 年 10 月 1 日現在において効力を有するトモエ工業株式会社就業規則第 60 条第 6 号に規定する懲戒解雇
豊丸産業株式会社	平成 22 年 10 月 1 日現在において効力を有する豊丸産業株式会社就業規則第 86 条第 6 号に規定する懲戒解雇
株式会社丸上製作所	平成 26 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社丸上製作所就業規則第 53 条に規定する懲戒解雇
株式会社ヤマコー	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社ヤマコー就業規則第 80 条第 1 項第 5 号に規定する懲戒解雇
株式会社浅野機械工業所	平成 23 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社浅野機械工業所就業規則第 64 条第 5 号に規定する懲戒解雇
株式会社木村鉄工所	平成 23 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社木村鉄工所就業規則第 84 条第 7 号に規定する懲戒解雇
三和電材株式会社	平成 27 年 4 月 1 日現在において効力を有する三和電材株式会社就業規則第 52 条第 6 号に規定する懲戒解雇
新和精工株式会社	平成 23 年 4 月 1 日現在において効力を有する新和精工株式会社就業規則第 42 条第 4 号に規定する懲戒解雇
竹内精器株式会社	平成 23 年 4 月 1 日現在において効力を有する竹内精器株式会社就業規則第 50 条第 6 号に規定する懲戒解雇
株式会社ニノミヤ	平成 23 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社ニノミヤ就業規則第 58 条第 6 号に規定する懲戒解雇
株式会社花井製作所	平成 23 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社花井製作所社員就業規則第 35 条第 4 号に規定する懲戒解雇
菱栄工機株式会社	平成 23 年 4 月 1 日現在において効力を有する菱栄工機株式会社就業規則第 48 条第 6 号に規定する懲戒解雇
株式会社ユタカ	平成 23 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社ユタカ就業規則第 24 条第 3 号に規定する懲戒解雇
株式会社アルファー	平成 23 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社アルファー就業規則第 68 条第 1 項第 8 号に規定する懲戒解雇
株式会社北川製作所	平成 23 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社北川製作所就業規則第 66 条第 6 号に規定する懲戒解雇
東海オートメーション株式会社	平成 23 年 10 月 1 日現在において効力を有する東海オートメーション株式会社表彰及び懲戒規程第 5 条第 5 号に規定する懲戒解雇
株式会社前田技研	平成 23 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社前田技研就業規則第 67 条第 5 号に規定する懲戒解雇
株式会社前田シェルサービス	平成 23 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社前田シェルサービス就業規則第 67 条第 5 号に規定する懲戒解雇
アイ企業年金基金	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有するアイ企業年金基金就業規則第 35 条に規定する懲戒解雇

産恵工業株式会社	平成 24 年 10 月 1 日現在において効力を有する産恵工業株式会社就業規則第 48 条に規定する懲戒解雇
後藤工業株式会社	平成 25 年 4 月 1 日現在において効力を有する後藤工業株式会社就業規則第 14 条第 6 号に規定する懲戒解雇
株式会社ザイン	平成 26 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社ザイン就業規則第 31 条に規定する即時解雇
株式会社アピックス	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社アピックス就業規則第 43 条第 5 号に規定する懲戒解雇
株式会社伊藤段ボール工業所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社伊藤段ボール工業所就業規則第 7 章第 7 節第 8 号に規定する懲戒解雇
株式会社伊藤段ボール関東	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社伊藤段ボール関東就業規則第 7 章第 7 節第 8 号に規定する懲戒解雇
加藤精工株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する加藤精工株式会社就業規則第 73 条第 5 号に規定する懲戒解雇
刈谷紙器株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する刈谷紙器株式会社就業規則第 66 条第 7 号に規定する懲戒解雇
刈北運輸株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する刈北運輸株式会社就業規則第 66 条第 7 号に規定する懲戒解雇
サカエ工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有するサカエ工業株式会社就業規則第 55 条第 4 号に規定する懲戒解雇
三和工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する三和工業株式会社社員就業規則第 21 条第 5 号に規定する懲戒解雇
株式会社瀬川鉄工所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社瀬川鉄工所就業規則第 22 条第 4 号に規定する懲戒解雇
大栄技研工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する大栄技研工業株式会社就業規則第 78 条第 6 号に規定する懲戒解雇
株式会社大東工作所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社大東工作所就業規則第 25 条第 4 号に規定する懲戒解雇
高桑電機株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する高桑電機株式会社就業規則第 41 条第 4 号に規定する懲戒解雇
東海紙器株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する東海紙器株式会社社員就業規則第 75 条第 1 項第 5 号に規定する懲戒解雇
不二精密工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する不二精密工業株式会社就業規則第 67 条第 4 号に規定する懲戒解雇
三河工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する三河工業株式会社就業規則第 60 条第 4 号に規定する懲戒解雇
株式会社富士機工クラタ	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社富士機工クラタ就業規則第 57 条第 4 号に規定する懲戒解雇
北陸紙器株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する北陸紙器株式会社就業規則第 67 条第 4 号に規定する懲戒解雇
日本パッケージ株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する日本パッケージ株式会社就業規則第 34 条第 5 号に規定する懲戒解雇
太榮株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する太榮株式会社就業規則第 34 条第 5 号に規定する懲戒解雇

別表第 7

第一年金制度標準給与  
(第 43 条の 3 第 1 項関係)

実施事業所	基準給与
株式会社メタルテック岡山事業所	平成 19 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社メタルテック岡山事業所退職金規定付則第 2 条に規定する基準給与

アダチ鋼材株式会社	平成 19 年 4 月 1 日現在において効力を有するアダチ鋼材株式会社退職金規程附則第 9 条に規定する基準給与
株式会社エムエムアイ	平成 19 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社エムエムアイ退職金規程第 12 条に規定する基準給与
株式会社大竹製作所	平成 24 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社大竹製作所退職金規定付則第 3 条に規定する基準給与
鈴喜産業株式会社	平成 20 年 4 月 1 日現在において効力を有する鈴喜産業株式会社退職金規程附則第 1 条に規定する基準給与
近藤金属工業株式会社	平成 26 年 10 月 1 日現在において効力を有する近藤金属工業株式会社退職金規程第 8 条第 3 項に規定する基準給与
稲垣工業株式会社	平成 26 年 10 月 1 日現在において効力を有する稲垣工業株式会社人事考課規程第 28 条に規定する基準給与
株式会社協和製作所	平成 20 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社協和製作所退職金規定附則第 2 条に規定する基準給与
杉浦工業株式会社	平成 20 年 10 月 1 日現在において効力を有する杉浦工業株式会社退職金規定附則第 1 条に規定する基準給与
日進工業株式会社	平成 26 年 10 月 1 日現在において効力を有する日進工業株式会社従業員退職金規程第 11 条に規定する基準給与
マツミ工機株式会社	平成 20 年 10 月 1 日現在において効力を有するマツミ工機株式会社退職金規程附則第 2 条に規定する基準給与
松美工業株式会社	平成 20 年 10 月 1 日現在において効力を有する松美工業株式会社退職金規程附則第 2 条に規定する基準給与
鍛冶賢工業株式会社	平成 21 年 4 月 1 日現在において効力を有する鍛冶賢工業株式会社退職金規程附則第 2 条に規定する基準給与
株式会社コンドウ	平成 26 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社コンドウ人事考課規定第 16 条第 3 項に規定する掛金
高広工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する高広工業株式会社退職金規程附則第 1 条に規定する基準給与
東宝工業株式会社	平成 21 年 4 月 1 日現在において効力を有する東宝工業株式会社退職金規定第 10 条に規定する基準給与
幡豆工業株式会社	平成 21 年 4 月 1 日現在において効力を有する幡豆工業株式会社退職金規定第 10 条に規定する基準給与
碧南鑄造株式会社	平成 21 年 4 月 1 日現在において効力を有する碧南鑄造株式会社退職金規定第 10 条に規定する基準給与
メイティックス株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有するメイティックス株式会社退職金規定付則第 3 条に規定する基準給与
豊和鍛工株式会社	平成 22 年 4 月 1 日現在において効力を有する豊和鍛工株式会社退職給料規定第 11 条に規定する基準給与
サンショウ株式会社	平成 22 年 4 月 1 日現在において効力を有するサンショウ株式会社退職金規則附則第 2 条に規定する基準給与
白鳥物流センター株式会社	平成 22 年 4 月 1 日現在において効力を有する白鳥物流センター株式会社退職金規則附則第 2 条に規定する基準給与
楠精工株式会社	平成 22 年 10 月 1 日現在において効力を有する楠精工株式会社就業規則第 38 条第 1 項に規定する基準給与
株式会社丸上製作所	平成 26 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社丸上製作所退職金規定第 19 条に規定する基準給与
株式会社ヤマコー	平成 22 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社ヤマコー退職金規程附則第 3 条に規定する基準給与
株式会社木村鉄工所	平成 23 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社木村鉄工所退職手当金規定附則第 2 条に規定する基準給与
竹内精器株式会社	平成 23 年 4 月 1 日現在において効力を有する竹内精器株式会社退職金規定附則第 2 条に規定する基準給与

株式会社ニノミヤ	平成 23 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社ニノミヤ退職金規程附則第 3 条に規定する基準給与
株式会社ユタカ	平成 23 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社ユタカ退職金規定付則第 3 条に規定する基準給与
株式会社アルファー	平成 23 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社アルファー退職金規程付則第 3 条に規定する基準給与
株式会社北川製作所	平成 23 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社北川製作所退職金規程付則第 3 条に規定する基準給与
東海オートメーション株式会社	平成 23 年 10 月 1 日現在において効力を有する東海オートメーション株式会社退職金規程付則第 2 条に規定する基準給与
株式会社平岩鉄工所	平成 23 年 10 月 1 日現在において効力を有する株式会社平岩鉄工所退職金規程附則第 3 条に規定する基準給与
竹内金属工業株式会社	平成 25 年 4 月 1 日現在において効力を有する竹内金属工業株式会社退職金規程第 11 条に規定する拠出クレジット月額
日進省力機工業株式会社	平成 25 年 10 月 1 日現在において効力を有する日進省力機工業株式会社退職金規程第 5 条の 2 に規定する掛金
後藤工業株式会社	平成 25 年 4 月 1 日現在において効力を有する後藤工業株式会社退職金規程第 17 条に規定する拠出クレジット月額
矢島技研株式会社	平成 26 年 4 月 1 日現在において効力を有する矢島技研株式会社退職金規定第 15 条第 2 項に規定する基準給与
加藤鉄工株式会社	平成 26 年 4 月 1 日現在において効力を有する加藤鉄工株式会社人事考課規定第 16 条第 3 項に規定する基準給与
株式会社アイテクノ矢嶋	平成 26 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社アイテクノ矢嶋退職金規定第 15 条第 2 項に規定する基準給与
株式会社東名	平成 26 年 4 月 1 日現在において効力を有する社員給与規定第 28 条の 2 第 2 項に規定する基準給与
株式会社ザイン	平成 26 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社ザイン退職金規程第 15 条に規定する基準給与
津村鉄工株式会社	平成 27 年 4 月 1 日現在において効力を有する津村鉄工株式会社退職金規程第 13 条に規定する基準給与
株式会社石川製作所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社石川製作所退職金規定附則第 3 条に規定する基準給与
明和工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する明和工業株式会社退職金規程第 13 条第 3 項に規定する基準給与
株式会社メタルテック	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社メタルテック退職金規定第 14 条第 2 項に規定する基準給与
株式会社岡田鉄工所	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社岡田鉄工所退職金規程附則第 11 条に規定する基準給与
株式会社マインツ	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する株式会社マインツ退職金規定第 5 条第 2 項に規定する基準給与
鈴木工業株式会社	平成 28 年 4 月 1 日現在において効力を有する鈴木工業株式会社退職金規程第 6 条第 2 項に規定する基準給与

別表第 8

特別掛金  
(第 68 条の 2 第 1 号関係)

実施事業所	償却 開始月	償却 終了月	償却 期間	特別掛金額 (円)
アイ企業年金基金	平成 24 年 4 月	平成 41 年 2 月	16 年 11 月	110
愛鉄連厚生年金基金	〃	〃	〃	350
愛鉄連健康保険組合	平成 23 年 3 月	平成 41 年 2 月	18 年	430

株式会社アイテクノ矢嶋	〃	〃	〃	3,410
アダチ鋼材株式会社	〃	〃	〃	9,510
株式会社荒井道製作所	〃	〃	〃	3,000
株式会社石川製作所	〃	〃	〃	8,530
井上電設株式会社	〃	〃	〃	1,770
株式会社エムエムアイ	〃	〃	〃	34,150
柏工業株式会社	〃	〃	〃	16,550
株式会社コバテック	〃	〃	〃	56,310
近藤金属工業株式会社	〃	〃	〃	1,230
坂神工業株式会社	〃	〃	〃	16,120
進興金属工業株式会社	〃	〃	〃	12,930
貴城精工株式会社	〃	〃	〃	5,090
竹内金属工業株式会社	〃	〃	〃	6,330
株式会社豊岡工業製作所	〃	〃	〃	13,520
日進省力機工業株式会社	〃	〃	〃	1,890
株式会社フジチュウ	〃	〃	〃	630
豊和鍛工株式会社	〃	〃	〃	1,610
矢島技研株式会社	〃	〃	〃	3,160
池田工業株式会社	〃	〃	〃	4,400
岡田工業株式会社	〃	〃	〃	1,650
株式会社ハーモニー	〃	〃	〃	25,620
株式会社平岩鉄工所	〃	〃	〃	4,410
伊藤鉄工株式会社	〃	〃	〃	18,090
奥田工業株式会社	〃	〃	〃	40,390
東洋ハーモニー商事株式会社	〃	〃	〃	2,430
豊岡エンジニアリング株式会社	〃	〃	〃	140
明和工業株式会社	〃	〃	〃	9,580
株式会社メタルテック	〃	〃	〃	3,610
株式会社メタルテック岡山事業所	〃	〃	〃	6,700
株式会社山下製作所	〃	〃	〃	10,330
株式会社ワイクリード	〃	〃	〃	18,260
津村鉄工株式会社	〃	〃	〃	3,310
株式会社メイワ	〃	〃	〃	7,230
株式会社レーザックス	平成 23 年 4 月	平成 41 年 2 月	17 年 11 月	25,690

- 備考 平成 22 年 3 月末日基準で別途積立金を取り崩したことにより改定(平成 23 年 3 月 1 日付)
- 2 平成 23 年 4 月 1 日付で丸真重工株式会社が丸真精機株式会社及び株式会社レーザックスと合併し、株式会社レーザックスに名称を変更したことにより、特別掛金を改定(平成 23 年 4 月 1 日付)
- 3 平成 24 年 4 月 1 日付でアイ企業年金基金が愛鉄連厚生年金基金から分離し、実施事業所に追加されたことにより、特別掛金を改定(平成 24 年 4 月 1 日付)

別表第 8 の 2

特別掛金  
(第 68 条の 2 第 2 号関係)

実施事業所	償却 開始月	償却 終了月	償却 期間	特別掛金額 (円)
アイ企業年金基金	平成 24 年 4 月	平成 42 年 2 月	17 年 11 月	240
愛鉄連厚生年金基金	〃	〃	〃	790
愛鉄連健康保険組合	平成 23 年 3 月	平成 42 年 2 月	19 年	900
株式会社アイテクノ矢嶋	〃	〃	〃	8,030
アダチ鋼材株式会社	〃	〃	〃	18,220

株式会社荒井道製作所	〃	〃	〃	5,120
株式会社石川製作所	〃	〃	〃	16,350
井上電設株式会社	〃	〃	〃	4,200
株式会社エムエムアイ	〃	〃	〃	39,970
柏工業株式会社	〃	〃	〃	30,330
株式会社コバテック	〃	〃	〃	99,790
近藤金属工業株式会社	〃	〃	〃	3,200
坂神工業株式会社	〃	〃	〃	29,070
進興金属工業株式会社	〃	〃	〃	23,460
貴城精工株式会社	〃	〃	〃	6,280
竹内金属工業株式会社	〃	〃	〃	11,560
株式会社豊岡工業製作所	〃	〃	〃	22,000
日進省力機工業株式会社	〃	〃	〃	5,170
株式会社フジチュウ	〃	〃	〃	1,410
豊和鍛工株式会社	〃	〃	〃	3,550
矢島技研株式会社	〃	〃	〃	6,700
池田工業株式会社	〃	〃	〃	8,060
岡田工業株式会社	〃	〃	〃	3,440
株式会社ハアーモニー	〃	〃	〃	47,970
株式会社平岩鉄工所	〃	〃	〃	10,460
伊藤鉄工株式会社	〃	〃	〃	28,130
奥田工業株式会社	〃	〃	〃	71,430
東洋ハアーモニー商事株式会社	〃	〃	〃	4,290
豊岡エンジニアリング株式会社	〃	〃	〃	320
明和工業株式会社	〃	〃	〃	16,220
株式会社メタルテック	〃	〃	〃	10,230
株式会社メタルテック岡山事業所	〃	〃	〃	18,280
株式会社山下製作所	〃	〃	〃	19,180
株式会社ワイクリード	〃	〃	〃	32,710
津村鉄工株式会社	〃	〃	〃	4,950
株式会社浅賀井製作所	〃	〃	〃	1,820
エイ・エス機工株式会社	〃	〃	〃	490
株式会社大竹製作所	〃	〃	〃	2,100
鈴喜産業株式会社	〃	〃	〃	11,730
太陽電化工業株式会社	〃	〃	〃	1,360
株式会社東名	〃	〃	〃	500
株式会社荒川製作所	〃	〃	〃	1,480
荒川鉄工株式会社	〃	〃	〃	850
稲垣工業株式会社	〃	〃	〃	2,840
エバー株式会社	〃	〃	〃	110
株式会社岡田鉄工所	〃	〃	〃	14,750
加藤鉄工株式会社	〃	〃	〃	70
株式会社協和製作所	〃	〃	〃	320
清水工業株式会社	〃	〃	〃	1,420
杉浦工業株式会社	〃	〃	〃	4,770
株式会社ティーイーティー春日井工場	〃	〃	〃	180
東海精工株式会社	〃	〃	〃	13,790
日進工業株式会社	〃	〃	〃	160
マツミ工機株式会社	〃	〃	〃	2,970
松美工業株式会社	〃	〃	〃	17,200
株式会社メイワ	〃	〃	〃	13,810
株式会社レーザックス	平成 23 年 4 月	平成 42 年 2 月	18 年 11 月	50,790

- 備考 平成22年3月末日基準で別途積立金を取り崩したことにより改定(平成23年3月1日付)
- 2 平成23年4月1日付で丸真重工株式会社が丸真精機株式会社及び株式会社レーザックスと合併し、株式会社レーザックスに名称を変更したことにより、特別掛金を改定(平成23年4月1日付)
- 3 平成24年4月1日付でアイ企業年金基金が愛鉄連厚生年金基金から分離し、実施事業所に追加されたことにより、特別掛金を改定(平成24年4月1日付)

別表第8の3

特別掛金  
(第68条の2第3号関係)

実施事業所	償却 開始月	償却 終了月	償却 期間	特別掛金額 (円)
アイ企業年金基金	平成24年4月	平成44年2月	19年11月	110
愛鉄連厚生年金基金	〃	〃	〃	370
愛鉄連健康保険組合	平成24年3月	平成44年2月	20年	450
株式会社アイテクノ矢嶋	〃	〃	〃	2,530
アダチ鋼材株式会社	〃	〃	〃	2,530
株式会社荒井道製作所	〃	〃	〃	920
株式会社石川製作所	〃	〃	〃	2,440
井上電設株式会社	〃	〃	〃	1,740
株式会社エムエムアイ	〃	〃	〃	10,200
柏工業株式会社	〃	〃	〃	8,000
株式会社コバテック	〃	〃	〃	16,080
近藤金属工業株式会社	〃	〃	〃	740
坂神工業株式会社	〃	〃	〃	5,800
進興金属工業株式会社	〃	〃	〃	3,620
貴城精工株式会社	〃	〃	〃	1,750
竹内金属工業株式会社	〃	〃	〃	2,210
株式会社東陽機械製作所	〃	〃	〃	13,580
株式会社豊岡工業製作所	〃	〃	〃	4,870
日進省力機工業株式会社	〃	〃	〃	840
株式会社フジチュウ	〃	〃	〃	660
豊和鍛工株式会社	〃	〃	〃	1,740
矢島技研株式会社	〃	〃	〃	3,620
池田工業株式会社	〃	〃	〃	1,660
岡田工業株式会社	〃	〃	〃	2,090
株式会社ハアーモニー	〃	〃	〃	9,240
株式会社平岩鉄工所	〃	〃	〃	5,130
伊藤鉄工株式会社	〃	〃	〃	6,660
奥田工業株式会社	〃	〃	〃	14,140
東洋ハアーモニー商事株式会社	〃	〃	〃	990
豊岡エンジニアリング株式会社	〃	〃	〃	200
明和工業株式会社	〃	〃	〃	4,630
株式会社メタルテック	〃	〃	〃	5,040
株式会社メタルテック岡山事業所	〃	〃	〃	9,840
株式会社山下製作所	〃	〃	〃	3,190
株式会社ワイクリード	〃	〃	〃	7,430
津村鉄工株式会社	〃	〃	〃	1,420
株式会社浅賀井製作所	〃	〃	〃	2,310
エイ・エス機工株式会社	〃	〃	〃	830
株式会社大竹製作所	〃	〃	〃	2,860

鈴喜産業株式会社	〃	〃	〃	1,570
太陽電化工業株式会社	〃	〃	〃	540
株式会社東名	〃	〃	〃	680
株式会社荒川製作所	〃	〃	〃	620
荒川鉄工株式会社	〃	〃	〃	550
稲垣工業株式会社	〃	〃	〃	1,510
エバー株式会社	〃	〃	〃	580
株式会社岡田鉄工所	〃	〃	〃	3,310
加藤鉄工株式会社	〃	〃	〃	980
株式会社協和製作所	〃	〃	〃	2,010
清水工業株式会社	〃	〃	〃	370
杉浦工業株式会社	〃	〃	〃	1,610
株式会社ティーイーティー春日井工場	〃	〃	〃	2,540
東海精工株式会社	〃	〃	〃	1,290
株式会社豊岡販売	〃	〃	〃	10
日進工業株式会社	〃	〃	〃	3,110
マツミ工機株式会社	〃	〃	〃	920
松美工業株式会社	〃	〃	〃	4,220
鍛冶賢工業株式会社	〃	〃	〃	1,700
株式会社コンドウ	〃	〃	〃	19,160
杉江精機株式会社	〃	〃	〃	4,170
高広工業株式会社	〃	〃	〃	8,570
株式会社柘植製作所	〃	〃	〃	3,580
東宝工業株式会社	〃	〃	〃	130
幡豆工業株式会社	〃	〃	〃	10,630
碧南鑄造株式会社	〃	〃	〃	250
メイティックス株式会社	〃	〃	〃	12,810
株式会社レーザックス	〃	〃	〃	9,540
株式会社共栄社	〃	〃	〃	7,170
伸東工業株式会社	〃	〃	〃	150
新日工業株式会社	〃	〃	〃	14,500
株式会社マインツ	〃	〃	〃	1,010
愛巧ヘラ押工業株式会社	〃	〃	〃	100
株式会社ケーイーシー	〃	〃	〃	3,980
サンショウ株式会社	〃	〃	〃	14,270
白鳥物流センター株式会社	〃	〃	〃	2,980
鈴木工業株式会社	〃	〃	〃	3,810
ダイコー化学工業株式会社	〃	〃	〃	2,620
有限会社寺部鉄工所	〃	〃	〃	1,500
東洋化学株式会社	〃	〃	〃	3,130
株式会社橋本鉄工所	〃	〃	〃	30
株式会社メイワ	〃	〃	〃	2,590
楠精工株式会社	〃	〃	〃	1,320
トモエ工業株式会社	〃	〃	〃	2,240
豊丸産業株式会社	〃	〃	〃	33,020
株式会社丸上製作所	〃	〃	〃	12,340
株式会社ヤマコー	〃	〃	〃	200

備考 平成24年4月1日付でアイ企業年金基金が愛鉄連厚生年金基金から分離し、実施事業所に追加されたことにより、特別掛金を改定(平成24年4月1日付)

特別掛金  
(第 68 条の 2 第 4 号関係)

実施事業所	償却 開始月	償却 終了月	償却 期間	特別掛金額 (円)
アイ企業年金基金	平成 26 年 3 月	平成 46 年 2 月	20 年	380
愛鉄連厚生年金基金	〃	〃	〃	2,470
愛鉄連健康保険組合	〃	〃	〃	2,750
株式会社アイテクノ矢嶋	〃	〃	〃	13,450
アダチ鋼材株式会社	〃	〃	〃	8,480
株式会社荒井道製作所	〃	〃	〃	5,200
株式会社石川製作所	〃	〃	〃	11,410
井上電設株式会社	〃	〃	〃	10,300
株式会社エムエムアイ	〃	〃	〃	45,380
柏工業株式会社	〃	〃	〃	28,510
株式会社コバテック	〃	〃	〃	55,500
近藤金属工業株式会社	〃	〃	〃	4,390
坂神工業株式会社	〃	〃	〃	24,780
進興金属工業株式会社	〃	〃	〃	2,860
貴城精工株式会社	〃	〃	〃	7,980
竹内金属工業株式会社	〃	〃	〃	8,640
株式会社東陽機械製作所	〃	〃	〃	55,900
株式会社豊岡工業製作所	〃	〃	〃	19,020
日進省力機工業株式会社	〃	〃	〃	4,430
株式会社フジチュウ	〃	〃	〃	3,830
豊和鍛工株式会社	〃	〃	〃	10,750
矢島技研株式会社	〃	〃	〃	20,810
池田工業株式会社	〃	〃	〃	7,470
岡田工業株式会社	〃	〃	〃	13,180
株式会社ハアーモニー	〃	〃	〃	41,480
株式会社平岩鉄工所	〃	〃	〃	40,650
伊藤鉄工株式会社	〃	〃	〃	29,360
奥田工業株式会社	〃	〃	〃	44,780
東洋ハアーモニー商事株式会社	〃	〃	〃	4,540
豊岡エンジニアリング株式会社	〃	〃	〃	880
明和工業株式会社	〃	〃	〃	21,660
株式会社メタルテック	〃	〃	〃	29,880
株式会社メタルテック岡山事業所	〃	〃	〃	60,470
株式会社山下製作所	〃	〃	〃	15,360
株式会社ワイクリード	〃	〃	〃	33,440
津村鉄工株式会社	〃	〃	〃	6,980
株式会社浅賀井製作所	〃	〃	〃	17,040
エイ・エス機工株式会社	〃	〃	〃	5,940
株式会社大竹製作所	〃	〃	〃	61,050
鈴喜産業株式会社	〃	〃	〃	7,630
太陽電化工業株式会社	〃	〃	〃	2,990
株式会社東名	〃	〃	〃	3,900
株式会社荒川製作所	〃	〃	〃	3,720
荒川鉄工株式会社	〃	〃	〃	2,380
稲垣工業株式会社	〃	〃	〃	8,850

エバー株式会社	〃	〃	〃	4,540
株式会社岡田鉄工所	〃	〃	〃	11,080
加藤鉄工株式会社	〃	〃	〃	7,680
株式会社協和製作所	〃	〃	〃	10,360
清水工業株式会社	〃	〃	〃	2,380
杉浦工業株式会社	〃	〃	〃	9,190
株式会社ティーイーティー春日井工場	〃	〃	〃	19,920
東海精工株式会社	〃	〃	〃	3,370
株式会社豊岡販売	〃	〃	〃	230
日進工業株式会社	〃	〃	〃	21,840
マツミ工機株式会社	〃	〃	〃	5,200
松美工業株式会社	〃	〃	〃	15,070
鍛冶賢工業株式会社	〃	〃	〃	6,950
株式会社コンドウ	〃	〃	〃	66,140
杉江精機株式会社	〃	〃	〃	14,870
高広工業株式会社	〃	〃	〃	35,270
株式会社柘植製作所	〃	〃	〃	16,140
東宝工業株式会社	〃	〃	〃	290
幡豆工業株式会社	〃	〃	〃	57,740
碧南鑄造株式会社	〃	〃	〃	1,630
メイティックス株式会社	〃	〃	〃	68,690
株式会社レーザックス	〃	〃	〃	36,620
株式会社共栄社	〃	〃	〃	38,690
伸東工業株式会社	〃	〃	〃	23,920
新日工業株式会社	〃	〃	〃	65,700
株式会社豊岡オリジナル	〃	〃	〃	180
株式会社マインツ	〃	〃	〃	6,130
愛巧ヘラ押工業株式会社	〃	〃	〃	1,000
株式会社ケーイーシー	〃	〃	〃	17,730
サンショウ株式会社	〃	〃	〃	58,930
白鳥物流センター株式会社	〃	〃	〃	10,240
鈴木工業株式会社	〃	〃	〃	17,650
ダイコー化学工業株式会社	〃	〃	〃	13,860
有限会社寺部鉄工所	〃	〃	〃	6,040
東洋化学株式会社	〃	〃	〃	17,030
株式会社橋本鉄工所	〃	〃	〃	340
株式会社メイワ	〃	〃	〃	12,020
楠精工株式会社	〃	〃	〃	6,060
トモエ工業株式会社	〃	〃	〃	8,510
豊丸産業株式会社	〃	〃	〃	143,210
株式会社丸上製作所	〃	〃	〃	55,180
株式会社ヤマコー	〃	〃	〃	2,720
株式会社浅野機械工業所	〃	〃	〃	22,000
株式会社木村鉄工所	〃	〃	〃	23,250
三和電材株式会社	〃	〃	〃	26,440
新和精工株式会社	〃	〃	〃	5,890
竹内精器株式会社	〃	〃	〃	13,190
株式会社ニノミヤ	〃	〃	〃	18,850

株式会社花井製作所	〃	〃	〃	7,950
菱栄工機株式会社	〃	〃	〃	16,610
株式会社ユタカ	〃	〃	〃	20,950
株式会社アルファー	〃	〃	〃	25,900
株式会社北川製作所	〃	〃	〃	6,820
東海オートメーション株式会社	〃	〃	〃	55,270
株式会社前田技研	〃	〃	〃	24,710
株式会社前田シェルサービス	〃	〃	〃	34,720
産恵工業株式会社	〃	〃	〃	490
後藤工業株式会社	〃	〃	〃	0